

更新日時：2024年10月23日(水) 17時0分

第3次南部町総合計画

(2025年度～2034年度)

N A N B U

YAMANASHI

本計画は、南部町の豊かな自然の中で、町民の皆さんが心豊かに住み続けていくためのロードマップとして作成しています。

南部町のビジョンを共有し、効果的な町づくりを実施していくため、第3次南部町総合計画・南部町デジタル田園都市構想総合戦略・南部町人口ビジョン[2025年度版]を一体的に作成することとしました。

本計画は、

第1編 第3次南部町総合計画/基本構想（2025年度～2034年度）

第2編 第3次南部町総合計画/基本計画（2025年度～2034年度）

第3編 南部町デジタル田園都市構想総合戦略（2025年度～2029年度）

第4編 人口ビジョン[2025年度版]（2025年度～2070年度）

という構成で作成しています。

目 次

第1編 第3次南部町総合計画/基本構想..... 1

第1章 総合計画策定にあたって..... 2

第1節 計画の策定趣旨..... 2

第2節 計画の名称..... 2

第3節 計画の策定方法..... 3

第4節 計画の構成と期間..... 3

第2章 南部町の未来の姿..... 4

第1節 基本理念..... 4

第2節 将来像..... 6

第3節 将来人口..... 7

第3章 町づくりの方針..... 8

第1節 自然と調和した町づくり..... 8

第2節 資源活用と交流による魅力づくり..... 9

第3節 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり..... 10

第4節 安心して暮らせる町づくり..... 11

第5節 郷土愛を持つ人づくり..... 12

第6節 行政効率化の推進..... 13

第4章 南部町の近年の課題..... 13

第5章 持続可能な町づくりの推進..... 16

第2編 第3次南部町総合計画/基本計画..... 17

体系図	18
-----------	----

第1章 自然と調和した町づくり	20
-----------------------	----

第1節 総合的な定住環境の整備	20
-----------------------	----

1 住宅	20
------------	----

第2節 自然環境と調和した社会基盤整備	22
---------------------------	----

1 水道	22
------------	----

2 污水排水	24
--------------	----

3 環境美化	26
--------------	----

4 環境衛生	28
--------------	----

5 自然保護	30
--------------	----

6 公害	32
------------	----

第3節 山梨の玄関にふさわしい町並みの整備	34
-----------------------------	----

1 景観	34
------------	----

2 公園・緑化	36
---------------	----

3 土地利用	38
--------------	----

第2章 資源活用と交流による魅力づくり	40
---------------------------	----

第1節 自然と歴史資源をいかした観光振興	40
----------------------------	----

1 観光	40
------------	----

第2節 魅力ある農業の推進	42
---------------------	----

1 農業	42
------------	----

第3節 豊かな森林資源の活用	46
----------------------	----

1 林業	46
------------	----

第4節 商店の活性化	48
------------------	----

1 商業	48
------------	----

第5節 広域道路網の整備による産業振興	50
---------------------------	----

1 工業	50
------------	----

第6節 資源を活用した脱炭素の推進	52
-------------------------	----

1 新エネルギー	52
----------------	----

第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり	54
------------------------------------	----

第1節 多様なコミュニティの形成	54
------------------------	----

1 コミュニティ	54
----------------	----

第2節 医療・保健の充実	56
--------------------	----

1 地域医療	56
--------------	----

2 健康	58
------------	----

第3節 福祉の充実	60
-----------------	----

1 児童福祉	60
--------------	----

2 高齢者福祉	62
---------------	----

3 障害者福祉	64
---------------	----

4 地域福祉	66
--------------	----

5 ひとり親家庭支援、生活保護世帯福祉	68
---------------------------	----

6 社会保障制度	70
----------------	----

第4章 安心して暮らせる町づくり	74
第1節 生活道路網の整備	74
1 生活道路	74
第2節 広域道路網の整備	76
1 広域道路	76
第3節 防災・災害対策、消防・救急対策の充実	78
1 防災・災害	78
2 消防・救急	81
第4節 防犯・交通安全対策の充実	84
1 防犯・交通安全	84
第5節 消費生活の安全対策強化	86
1 消費生活	86
第6節 地域情報化の推進	88
1 地域情報化	88
第5章 郷土愛を持つ人づくり	90
第1節 地域に根差した教育・学習活動の推進	90
1 学校教育	90
2 生涯学習	94
3 生涯スポーツ・レクリエーション活動	96
4 青少年	98
第2節 新たな社会規範の構築	100
1 男女共同参画社会	100
第3節 地域文化の継承、創造	102
1 文化、芸術	102
2 文化財、郷土芸能	104
第4節 地域情報の発信、交流促進	106
1 交流	106
第6章 行政効率化の推進	108
第1節 健全な財政運営	108
1 財政改革	108
第2節 スリム化した行政運営	110
1 効率的な行政運営	110
第3節 デジタル化による行政サービスの利便性の向上	112
1 D X推進	112
第4節 情報公開と町民参加の促進	114
1 情報公開の推進	114
2 町民参加の促進	116

第3編 南部町デジタル田園都市構想総合戦略..... 119

第1章 創生総合戦略の基本的な考え方	120
1. 「南部町デジタル田園都市構想総合戦略」とは	120
2. 長期的な目標人口と総合戦略で目安とする想定人口	120
3. 計画期間	121
4. 総合戦略と第3次南部町総合計画との関係	121
5. 南部町地域ビジョン	122
6. これまでの総合戦略との関係	122
7. 施策効果の検証（PDCA）と改訂の考え方	122
8. 第2期南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証	124
第2章 総合戦略の体系と施策の展開	126
1. 総合戦略の体系	126
2. 施策の展開	127
▶ 基本目標1 良質な雇用環境を創出し、安心して働けるようにする	127
▶ 基本目標2 南部町とつながり、ひとの流れを呼び込む	134
▶ 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、切れ目なく支援する	138
▶ 基本目標4 安心して暮らすことができる、魅力的な地域をつくる	146
▶ 計画の推進 デジタルの力を活用した社会課題解決と魅力の向上	154

第4編 人口ビジョン..... 161

第1章 人口動向分析	162
1. 時系列による人口動向分析	162
2. 年齢階級別の人口移動分析	166
第2章 将来人口推計	169
1. 将来人口推計	169
2. 将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析	171
3. 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析	174
第3章 人口の将来展望	175
1. 目指すべき将来の方向	175
2. 人口の将来展望	178

資料編..... 183

策定経過	184
諮問・答申	184
委員名簿・組織・要綱など	184

第 1 編 第 3 次南部町総合計画/基本構想

第1章 総合計画策定にあたって

第1節 計画の策定趣旨

これまで本町では、第1次南部町総合計画（平成17年（2005）策定）、第2次南部町総合計画（平成27年（2015）策定）を策定し、町づくりを推進してきました。総合計画は、平成23年（2011）の地方自治法の一部改正により策定義務がなくなりましたが、効率的効果的な行政運営を進める上で必要なものと考えます。

近年は、新型コロナウイルスの蔓延や、自然災害の激甚化、物価の高騰など、町民をめぐる環境はめまぐるしく変化しており、町づくりの指針の必要性が増しています。

将来を見通した長期にわたる本町の町政運営の方向を明らかにするとともに、今後の町の姿を明確にし、町民と行政の協働による町づくり、個性と魅力にあふれた町づくりの指針として策定するものです。

第2節 計画の名称

この計画の名称は、「第3次南部町総合計画」とします。

第3節 計画の策定方法

総合計画の策定にあたっては、町民等の意見を十分に反映させるため令和6年（2024）7月に町民アンケート調査を実施しています。また、令和6年（2024）9月6日に町民の代表、町議会の代表、関係団体の代表、有識者等で組織する南部町総合計画審議会を設置し、4つの部会を設けて審議を進め取りまとめに至ったものです。

第4節 計画の構成と期間

この総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。

○基本構想

基本構想は、本町の長期的な将来の姿と、それを実現していくための町づくりの方針を示すもので、基本計画、実施計画の根幹となるものです。

令和7年度（2025）を初年度とし、令和16年度（2034）を目標年度とする10か年計画です。

○基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、今後10年間に実施すべき主な施策体系を示したもので、実施計画の基本方針となる計画です。

またこの計画は、令和7年度（2025）を初年度とする10か年計画としますが、社会経済情勢等が予想以上に変化した場合には、令和11年度（2029）終了時点において必要な見直しを行うものとします。

○実施計画

実施計画は、基本計画で定める施策を予算化し、事業として実施していくための計画です。3年を計画期間とし、毎年、ローリング方式により見直しを行います。

第2章 南部町の未来の姿

第1節 基本理念

町づくりのための将来像、町づくりの方針を定めるにあたり、基本理念として次の三つを掲げます。

* 自然をいかし明るく輝いて暮らせる町

町の広範に及ぶ森林の持つ自然の力は、都市部においては決して味わうことのできない貴重な資源であり、公益的機能として町民に有益な影響を与えてくれます。

降水量の多い本町は、森林の機能により安定した土壌を保ち、土壌の水を木々が吸い上げる天然のダムの働きのおかげで、土砂等による災害から町を守ってしてくれます。

また、雨水をろ過してきれいな水資源をもたらしてくれることや光合成により爽やかで整った空気を与えてくれます。

このような自然の恵みに感謝し、その資源と魅力を十分に活用して明るく輝いて暮らせる町を目指します。

*** 立地をいかし穏やかに豊かに暮らせる町**

山梨県の最南端に位置し静岡県との結節点である本町は、近年開通した中部横断自動車道に隣接する道の駅に、多方面から多くの人が立ち寄り連日賑わっています。これは、地理的条件、町の雰囲気、施設の充実度などあらゆる条件により選択され、それにより本町の知名度を上げ、交流人口の増加を促してくれています。この利便性が格段に上がった町の立地をいかし、この地では自然豊かに穏やかに、一歩外に出れば豊かな資源と情報を得て暮らせる町を目指します。

*** 郷土愛を育み自分らしい暮らしが謳歌できる町**

私たちの身近にある農地、山林、道、橋、川、文化など先人が築いてきたあらゆるものに対して「故（ふる）きを温（たず）ねて新しきを知る」の姿勢にたち、歴史に思いをはせるとともに郷土愛を育み、そこから学び得たことを自分らしい新たな発展につなげ、私たちの歴史として後世につないでいく必要があります。誰もがこの町で、郷土愛を育み自分らしい暮らしが謳歌できるような町を目指します。

第2節 将来像

本計画における将来像は、前述した基本理念や第1次南部町総合計画・第2次南部町総合計画の精神を受けて、以下のとおりとします。

水と緑が溢れるふれあい豊かな町づくり

この言葉は、「町のキャッチフレーズ」として平成16年（2004）1月5日に制定されました。平成15年（2003）3月1日に誕生した南部町の町づくり指針となる言葉です。

第3節 将来人口

令和2年（2020）の国勢調査による本町の人口は7,156人ですが、人口減少の傾向は今後も続き、令和12年（2030）には5,721人、2035年には5,103人になると推計されています（第4編 人口ビジョンより）。

今後、年齢別の3区分すべてにおいて人口が減少していき、一方で高齢化率は増加していくと見込まれます。

○南部町の将来人口推計

独自	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
総人口	7,156	6,385	5,721	5,103
0～14 歳	568	492	439	416
15～64 歳	3,464	2,866	2,417	2,024
65 歳以上	3,124	3,027	2,865	2,663
年少人口比率	7.9%	7.7%	7.7%	8.2%
生産年齢人口比率	48.4%	44.9%	42.2%	39.7%
老年人口比率	43.7%	47.4%	50.1%	52.2%

第3章 町づくりの方針

第1節 自然と調和した町づくり

本町では、恵まれた自然環境を受け継ぎ、自然の営みに細心の注意を払いながら町づくりを進めてきました。一方で、人口の減少が続く、町を活性化していく取り組みや、町民の生活利便性を向上させる取り組みなどが求められています。

そのため、自然環境の保全、森林資源の多様な機能の活用、自然環境に負荷をかけない快適な生活空間の整備、景観に配慮した町並みの形成、効率的な土地利用等を推進し「自然と調和した町づくり」を目指します。

(1) 総合的な定住環境の整備	定住移住促進、魅力ある住環境整備、町営住宅等の整備
(2) 自然環境と調和した社会基盤の整備	安全な水の安定供給、浄化槽の設置促進、環境美化と公衆衛生の向上、自然環境の保全、公害のない町づくり
(3) 山梨県の玄関にふさわしい町並みの整備	自然景観の保全、公園施設の充実、有効的な土地利用

第2節 資源活用と交流による魅力づくり

本町では、豊かな自然環境や歴史、文化を活用した観光・レクリエーションの活性化を進め、交流を促進してきました。今後、関係人口の増加を図るには、農林水産業との連携による高付加価値のサービスの提供や自然環境を保全しつつ観光資源とすることが重要な要素となります。

そのため、農林水産業を自然と調和した魅力ある産業へ転換させる振興策に取り組みます。また、中部横断自動車道等の道路網整備によるアクセス向上をPRして企業誘致を推進し、各産業の連携と活性化を図り「資源活用と交流による魅力づくり」を目指します。

(1) 自然と歴史資源を生かした観光振興	自然資源等の掘り起こし、付加価値の高い観光サービスの提供
(2) 魅力ある農業の推進	農業用施設整備、農作業の負担軽減、農地流動化の促進、有害鳥獣対策、特産品開発及び販路拡大
(3) 豊かな森林資源の活用	森林環境譲与税の有効活用、従事者の確保、流通体制の強化、森林機能の維持
(4) 広域道路網の整備による産業振興	企業誘致、起業支援、企業支援制度の活用
(5) 資源を活用した脱炭素の推進	公共施設での利用促進、助成制度の拡充、意識の高揚
(6) 商店の活性化	商工会と連携した経営相談・診断・指導

第3節 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

本町では、これまで様々なコミュニティが機能していましたが、人口減少による多様性の後退、少子高齢化による組織の硬直化が進んでおり衰退傾向は否めません。今後、これらのコミュニティを持続させるためには、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わりなく、一人一人が個性と多様性を尊重され、地域社会で役割をもって暮らし、その持つ能力を発揮することで生きがいを感じながら暮らすことができる活気あふれる町づくりが必要になります。

かつて、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、様々な場面において支え合いの機能が存在しました。生活に身近な地域において、町民が世代や背景を超えてつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを進め「やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり」を目指します。

(1) 多様なコミュニティの形成	地域コミュニティの活性化
(2) 医療・保健の充実	広域的な医療体制の強化と在宅医療体制等の充実、健康の維持増進
(3) 福祉の充実	児童・高齢者・障害者福祉等の連携強化及び社会保障制度の適正運用

第4節 安心して暮らせる町づくり

本町では、急峻な地形がもたらす自然災害への防災・減災対策を計画的に進め、町民生活の安全性を確保することに努めてきました。今後は、大規模地震の発生が懸念されるため、自助・共助・公助の各分野における対策強化が求められています。

そのため、災害時に生命線となる地域内外の道路網や、広域道路網の整備について近隣市町村と連携を密にし、関係機関に防災工事等の整備促進を要望し、町民の利便性と安全性の向上に努め「安心して暮らせる町づくり」を目指します。

(1) 生活道路網の整備	橋梁を含む町道等の整備、安全性を維持する道路環境の整備、公共交通機関の維持
(2) 広域道路網の整備	国道・県道の整備促進要望、安全対策等関係機関との調整
(3) 防災・災害対策、 消防・救急対策の充実	公共施設等の耐震化促進、消防設備の充実、自助共助に基づく自主防災組織支援、消防団等関係機関との連携、災害関連情報の周知と防災意識の高揚
(4) 防犯・交通安全対策の 充実	警察署や関係機関と連携、防犯施設の整備、交通安全施設整備の充実
(5) 消費生活の安全対策強化	消費生活情報の提供や相談体制の整備
(6) 地域情報化の推進	情報インフラ網の冗長化※

※冗長化…機器やシステムの構成要素について、同じ機能や役割の要素をあらかじめ複数用意しておき、異常が発生したときに肩代わりできるように待機させておくこと。

第5節 郷土愛を持つ人づくり

本町では、次代を担う子どもたちに町の自然・歴史・文化等の郷土学習や地域の人とのふれあいを通じて、ふるさとの愛着を高め、町の将来を支える人材の育成に努めています。

また、生涯学習等をととして町民がふるさとに学び、それを後世や他地域に伝えることにより、この町の良さを将来にわたって発信する施策を展開します。

さらには、ふるさを離れて暮らしている町にゆかりのある人たちに対して、デジタルの力を活用した情報発信を強化するなど「郷土愛を持つ人づくり」を目指します。

(1) 地域に根差した教育・ 学習活動の推進	特色ある教育活動の展開、ふるさとの誇りを持てる子どもの育成、生涯スポーツの振興と活動拠点の充実、教育・健全な育成環境の整備
(2) 新たな社会規範の構築	男女共同参画社会の実現
(3) 地域文化の継承、創造	伝統文化の継承、保護と活用による地域文化の活性化
(4) 地域情報の発信、交流 促進	国際交流や地域間交流の促進、地域の情報発信促進

第6節 行政効率化の推進

本町では、人口減少、少子高齢化、厳しい財政事情などを背景に、職員数が減少する中で、行政事務は、複雑化・多様化し質量ともに増大しています。

町民の行政ニーズに迅速に対応していくためには、人材の育成はもとより行財政の簡素化や組織の合理化、また、人口減少による共助組織の機能低下を防ぐなど、基礎自治体としての大きな変容が求められています。

第2次南部町総合計画では、より充実した住民福祉の提供やコンパクトで効率的な行政スタイルへの移行に重点を置いてきましたが、本計画では、D X（デジタルトランスフォーメーション）を推進し町民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図ることにより「行政効率化の推進」を目指します。

(1) 健全な財政運営	財源の確保、財政運営の健全化
(2) スリム化した行政運営	行政改革大綱の策定と進捗管理、業務効率化の推進、町民サービスの向上
(3) デジタル化による行政サービスの利便性の向上	D X 推進、行政サービスの向上、業務の効率化
(4) 情報公開と町民参加の促進	適正な情報公開、行政運営の透明化、パブリックコメント※等協働の町づくり

※パブリックコメント…重要な政策形成過程での素案の公表と町民からの意見募集、行政側の回答など一連の手続き

第4章 南部町の近年の課題

人口減少と少子高齢化に伴う課題

- 1 子育て世代の転出超過と少子化がもたらす課題
 - ・ 子育て世代の定住化を図る施策を早急に検討する
 - ・ 人口減少による地域経済の衰退を食い止める
 - ・ 少子化による保育所及び幼稚園の今後のありかたを検討する
 - ・ 人口減少による地域のコミュニティ機能の低下を防ぐ
- 2 地域福祉の強化
 - ・ 高齢者や障害者も安心して暮らせる町づくりのため、移送支援や買い物代行など生活支援を充実させる
- 3 人口減少や高齢化による後継者の不足
 - ・ 管理者が不在の農地や山林の荒廃を防ぐ
 - ・ 伝統技術や商業事業者の後継者不足を解消する
- 4 若い人が求める賃貸物件の不足
 - ・ 若い人が住みたくなるような住宅を整備する
 - ・ 空き家を活用する

行政事務の デジタル化

- ・「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて人にやさしいデジタル化を実現する
- ・デジタル人材を確保する
- ・業務の効率化を図る
- ・ＩＴリテラシー※の向上を図る

災害への備え

- ・近年、日本各地で発生している大規模災害の種類は、多様化しその中でも地震災害や火山噴火は予知できず、突然の大雨等、災害が起きてからの対応が多くなっている。そのため、減災や災害後に迅速に対応ができる体制づくりをする
- ・多様化する災害等に迅速に対応できる体制整備を促進する

医療の確保

- ・適切な医療が受けられる体制を確保するため南部町・身延町・早川町で官民の医療連携を実現する

※ＩＴリテラシー…パソコンなどのＩＴ機器を使いこなす能力や、インターネットを用いて情報を収集する検索能力

第5章 持続可能な町づくりの推進

SDGsは全世界共通の目標です。国、都道府県、市町村、企業、団体、ひいては個人のレベルまで、「持続可能な開発目標（SDGs）」を自分事として取り組む必要があります。中でも、本町が推進する取り組みは、SDGsの17のゴールと結びつくものが多いことから、総合計画を推進することがSDGsの推進につながるものと捉え、一体的に推進します。

令和6年（2024）9月22日、国連本部において各国首脳らが地球規模の課題や国連改革を議論する未来サミットが開かれ、達成が危ぶまれる「SDGs」を再び軌道に乗せることなどを盛り込んだ「未来のための協定」が議場の総意で採択されました。SDGsは本町において、今後の町づくりを行う上で必要な視点であると考えています。



目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

目標2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標10 人や国の不平等をなくそう

国内及び各国間間の不平等を是正する

目標11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標12 つくる責任つかう責任

持続可能な消費生産形態を確保する

目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標15 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

第 2 編 第 3 次南部町総合計画/基本計画

体系図

第1章 自然と調和した町づくり	第2章 資源活用と交流による魅力 づくり	第3章 やさしさを育み生きがい を持てるコミュニティづくり
第1節 総合的な定住環境の整備 1 住宅	第1節 自然と歴史資源を生かした観光振興 1 観光	第1節 多様なコミュニティの形成 1 コミュニティ
第2節 自然環境と調和した社会基盤整備 1 水道 2 污水排水 3 環境美化 4 環境衛生 5 自然保護 6 公害	第2節 魅力ある農業の推進 1 農業	第2節 医療・保健の充実 1 地域医療 2 健康
第3節 山梨の玄関にふさわしい町並みの整備 1 景観 2 公園・緑化 3 土地利用	第3節 豊かな森林資源の活用 1 林業	第3節 福祉の充実 1 児童福祉 2 高齢者福祉 3 障害者福祉 4 地域福祉 5 ひとり親家庭支援、生活保護世帯福祉 6 社会保障制度
	第4節 商店の活性化 1 商業	
	第5節 広域道路網の整備による産業振興 1 工業	
	第6節 資源を活用した脱炭素の推進 1 新エネルギー	

第4章 安心して暮らせる町づくり

第1節 生活道路網の整備

1 生活道路

第2節 広域道路網の整備

1 広域道路

第3節 防災・災害対策、消 防・救急対策の充実

- 1 防災・災害
- 2 消防・救急

第4節 防犯・交通安全対策 の充実

1 防犯・交通安全

第5節 消費生活の安全対策 強化

1 消費生活

第6節 地域情報化の推進

1 地域情報化

第5章 郷土愛を持つ人づくり

第1節 地域に根差した教 育・学習活動の推進

- 1 学校教育
- 2 生涯学習
- 3 生涯スポーツ・
レクリエーション活動
- 4 青少年

第2節 新たな社会規範の 構築

1 男女共同参画社会

第3節 地域文化の継承、 創造

- 1 文化、芸術
- 2 文化財、郷土芸能

第4節 地域情報の発信、 交流促進

1 交流

第6章 行政効率化の推進

第1節 健全な財政運営

1 財政改革

第2節 スリム化した行政 運営

1 効率的な行政運営

第3節 デジタル化による行 政サービスの利便性 の向上

1 D X 推進

第4節 情報公開と町民参加 の促進

- 1 情報公開の推進
- 2 町民参加の促進

▶ 第1章 自然と調和した町づくり

第1節 総合的な定住環境の整備

1

住 宅

～ 基本方針 ～

定住促進のための宅地分譲、住宅整備事業を積極的に進め、人口減少抑制と近隣都市部のベッドタウンとしての立場を確立する施策を展開します。

施策の方向

①定住移住促進

若者の定住を促進するためには、子育て支援などニーズに合った優良な住宅や分譲地の供給、定住奨励策の実施、空き家対策を含む住環境の整備など総合的な定住化対策を推進し、若者や都会の人々のUターン（地元へ帰り就職すること）・Iターン（もともと都市部に住んでいた人が地方に移住し就職すること）・Jターン（生まれ育ったふるさとから離れて暮らしていた人が、ふるさとに近い地方都市に移住すること）を促進します。

また、近年開通した中部横断自動車道や富士川かりがね橋の供用開始により、交通環境が飛躍的に改善され、ここからならどこへでも行ける立地条件の良さをアピールして定住を促進します。

②魅力ある住環境整備

景観や環境に配慮し、魅力ある住環境の整備を推進します。また、顕在化しつつある空き家問題については、空き家バンク制度を活用し、移住施策とあわせて解決策を講じます。さらに、荒廃化する空き家等についても、空き家等対策計画に基づき適切な対応に努めます。

③町営住宅等の整備促進

マスタープランの策定と町営住宅等の整備を促進し、老朽化が進む町営住宅については、今後のあり方を検討していきます。

主要事業

- 若者定住促進と子育て支援を目的とした宅地分譲
- 宅地分譲の広報活動（静岡県都市部住民などへのPR）
- 空き家バンク制度の周知による利用促進
- 住宅建設マスタープラン策定の検討
- 定住移住促進を促す支援制度の検討
- 新規町営住宅等の建設検討

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町は、緑豊かな森林と町の中心を北から南へと富士川が流れ、その支流となる幾つもの美しい河川といった豊かな自然環境に恵まれた町です。また、交通網に目をやれば、令和3年（2021）に全線開通した中部横断自動車道、町内を南北に走る国道52号線などがあり、静岡県富士市において富士川かりがね橋が完成したことにより通勤渋滞が緩和され、静岡県側へのアクセスが格段によくなりました。静岡市、富士市、富士宮市内には30分から40分で移動できる範囲にあり、ベッドタウンとしての位置付けが見込まれる立地条件を備えています。

住宅行政としては、平成25年度（2013）に、万沢中学校跡地へ若者定住促進及び子育て支援を目的とした1棟10世帯の集合住宅「グリーンハイツ富士見」を供用開始し10年が経過しました。良好な立地条件と若い世代のライフスタイルにあわせた設計及び子育て支援を盛り込んだ家賃設定としことにより、常に全室入居状態となっています。また、隣接する校庭跡地を宅地分譲したところ、10区画全て売買が成立し、住宅が建築されました。この施策により、富士見地区の人口が34名増えた実績から、一定の成果が得られたと判断し、令和4年度（2022）から令和5年度（2023）にかけて若者の定住促進と人口流出防止対策として南部昭和町に6区画の宅地を整備し、令和6年度（2024）より分譲を開始しました。子育て世帯が住むことにより地域の賑わいと活性化が図られることを期待する事業となります。

町営住宅等については、サンテラス内船のほか4つの全ての町営住宅において老朽化が進んでいるため、保全的改修や取り壊し等を実施します。また、それに代わる住宅として町民のニーズに応える住宅建設を検討する必要があると考えています。

さらに、空き家問題に関しては、所有者に対し、空き家バンク登録を勧奨し問題解決につなげるとともに、利活用による町内外者の移住・定住の促進にもつなげていく必要があります。

第1章 自然と調和した町づくり

第2節 自然環境と調和した社会基盤整備

1

水道

～ 基本方針 ～

安全でおいしい水を安定的に供給するため、施設の改良と耐震化を推進します。また、限りある水資源について町民の意識向上に努め、水源となる自然環境の保全を推進します。

施策の方向

①水道施設の改良、耐震化の推進

安全でおいしい水を安定して供給するため、年次計画により老朽化した施設の改良と耐震化整備を行っていきます。

②適切な水道会計の運営

公営企業会計に移行したことに伴い、毎年の経営状況を見ながら、適切な水道料金の見直しを図ります。

③水源汚濁の防止、水質検査の実施

水道の供給源である地下水や河川水の水質保全のため、自然環境の保全を推進します。また、水源等の水質検査の定期的な実施と公表により、水質管理を徹底します。

④町民意識の向上

水源の保全や限りある水資源について、町民の理解と協力を得るための啓発活動に努めます。

主要事業

- ↗ 簡易水道整備事業・小規模水道整備事業
(老朽化した送配水管の敷設替工事)(水道施設の改修及び耐震化工事)(各施設からの水位・流量情報システム設備の改修)
- ↗ 水源涵養と水源保全意識の推進
- ↗ 簡易水道事業会計の事業経営の健全化(水道料金の見直し)

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町の水道事業は、集落が分散する地域特性から、簡易水道と小規模水道により実施されています。水道等の普及率はほぼ100%に近い状態ですが、今もなお一部では水道が普及していない地域があります。また、一部施設は建設から年数が経過しているため、管路の老朽化による破損事故、降雨による水源の濁り、給水計画を超える給水など不安定な給水状況にあります。

今後は、老朽化した施設の耐震化を含めた改修と、簡易水道や小規模水道の整備を進め、安全で安定した水の供給を継続していくことが必要となります。また、簡易水道事業が公営企業会計へ移行したことに伴い、さらなる水道事業経営の健全化と施設の大規模改修を見据えた料金等の見直しが課題となっています。

第1章 自然と調和した町づくり

第2節 自然環境と調和した社会基盤整備

2

污水排水

～ 基本方針 ～

合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適切な施工及び維持管理の向上を推進します。

施策の方向

①浄化槽の設置推進

環境保全の必要性について町民の意識を高めます。また、河川などの水質を保全するため、合併処理浄化槽の設置を推進し、河川の水質検査とその結果を公表します。

②生活排水路と農業用水路の相互理解

合併処理浄化槽設置の推進とともに、処理水を農業用水路に排水する場合、耕作者との相互理解が図れるように水路組合等との事前協議を促し、設置許可申請等の適切な事務の流れを設定し、手続方法の周知徹底を図ります。

主要事業

- ↑ 合併処理浄化槽設置の推進と町民への周知活動の充実
- ↑ 国・県の補助対象外となる浄化槽設置への補助制度について、拡充を検討

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町は、山間部に集落が点在しており、公共下水道の整備・維持管理には適さないため、国の循環型社会形成推進交付金及び山梨県合併処理浄化槽設置整備事業の補助を受け、過疎債を利用し合併処理浄化槽（以下「浄化槽」と記載）の設置を推進しています。

令和2年度（2020）には、国の補助要綱の改正があり、未普及解消にあたらぬ浄化槽の設置には、補助が受けられないこととなりました。しかし、地域的に浄化槽の設置以外には生活雑排水の処理手段がないため、町は単独事業として浄化槽の更新にも補助を実施することといたしました。浄化槽の耐用年数はおよそ30年～40年といわれており、更新となる浄化槽の申請が増えていくことが想定されます。公共下水道に代わる浄化槽の更新にかかる負担とどう向き合っていくのが今後の課題となります。

また、浄化槽の排水は環境基準を満たしていますが、農業用水路や地域の用水路に排水する場合は、耕作者や水路管理者に事前に確認し許可を取らなければトラブルの元となり得ることから、設置申請時に確実な案内をすることが重要となります。

第1章 自然と調和した町づくり

第2節 自然環境と調和した社会基盤整備

3

環境美化

～ 基本方針 ～

町民や本町を訪れる人々に環境モラルの育成活動を行い、環境を大切にし、よりよくしていこうとする心を育てます。また、清掃活動など自主的な活動を積極的に支援しながら、環境美化と公衆衛生の向上に努めます。

施策の方向

①環境美化の推進

地域や各種団体等の環境美化活動を支援するとともに、広報、学校、生涯学習の場などで、環境美化に関する学習活動の強化を図ります。

ごみの不法投棄を防止するため、看板設置やパトロールの強化など監視を強めつつ、町民や来町者などの意識の向上を図ります。

②公衆衛生の向上

狂犬病予防注射、係留等の適切な指導、飼い主への周知などにより適正な管理に関するモラルの向上を図ります。また、管理の行き届かない空き地、空き家の所有者、管理者への適切な指導や管理方法等について検討します。

主要事業

- ↗ 環境美化・公衆衛生に関する町民等の意識高揚
- ↗ 環境美化及び浄化活動の促進
- ↗ 不法投棄防止対策の推進（パトロールの強化など）
- ↗ 河川の水質検査の実施と公表
- ↗ ペット飼育者のモラル向上の強化
- ↗ 野良猫等の避妊手術助成事業の推進
- ↗ 空き地、空き家の所有者、管理者への指導や管理方法等についての検討、周知

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町は、国道52号線をはじめとした道路、山林、河川へのごみの不法投棄が問題となっていました。しかし、県と連携したパトロールの実施、投棄場所へのフェンスの設置、町の粗大ごみ回収事業、地区での監視の強化等に努めた結果、以前に比べて不法投棄の量は減ってきています。町の財産である自然景観が、散乱するごみによって乱される状況は決して好ましいものではありません。ごみの不法投棄は一人一人のモラルによるところが大きいことから、モラルの向上を図っていくことが必要となります。また、人目のつきにくい場所への不法投棄に対して、効果的なパトロール等の対策を図っていく必要があります。

河川の水質汚濁については、水質検査を毎年実施しています。町内の富士川への20の支流河川については、【非常にきれいな川】が14河川、【きれいな川】が3河川、【概ねきれいな川】が1河川で計18河川がきれいであるとされています。残りの2河川については今後も改善に向けた取り組みが求められています。

環境意識の高まりは、地域の人々による奉仕活動や各種団体による環境美化運動に具体化されていますが、自分たちの地域を自分たちで守っていく自主的な活動として、さらに活動を促進していく必要があります。

犬や猫などペットを飼育する人が増え、適切な動物の飼育についてのモラルとマナーの向上が必要です。また、過疎化などで、管理の行き届かない空き家や空き地が発生し、防犯・防火上からも非常に危険であるため、適切な管理について、所有者や管理者へ指導していく必要があります。

第1章 自然と調和した町づくり

第2節 自然環境と調和した社会基盤整備

4

環境衛生

～ 基本方針 ～

ごみの発生抑制、減量化及び資源化を図ります。また、南部町一般廃棄物処理基本計画により循環型社会の構築に向け「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進」、「環境教育

の推進」、「連携・協働による取り組みの推進」、「ごみの適正処理の推進」の4つを基本目標として施策を推進します。

施策の方向

① 3Rの推進

分別収集を徹底し、ごみの減量化（リデュース）・使えるものの再使用（リユース）・再生して利用する（リサイクル）の3Rを推進します。

② リサイクルや減量化への町民意識の高揚及び啓発推進

粗大ごみの回収を年2回行い、リサイクルやごみの減量化の促進に努めます。また、リサイクル等について町民の理解を深め、循環型社会の構築に向けて広報等により知識の普及・啓発を図ります。さらに、学校や地域社会においてごみの排出抑制や再利用を進めるため、一人一人の意識の高揚を図っていきます。

③ ごみの減量化と適正処理の推進

家庭から出る生ごみの対策として生ごみ処理機等の普及を図り減量化に努めます。また、本町のごみ減量目標（目標年次：令和7年度（2025））である「一日に排出される家庭ごみの10%削減（平成30年次比較（2018））及びリサイクル率の向上」を目指します。さらに、3Rの取り組みを進めた上で、最終的に排出されるごみについて廃棄物処理法に基づき適正に処理します。

④関係機関との連携の強化

容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・小型家電リサイクル法等に基づき、町民、事業所、行政がそれぞれの役割分担に従い、連携しながら容器包装リサイクルや家電等のリサイクル活動の推進に努めます。

⑤山梨西部広域環境組合の運用開始に向けた連携の強化

山梨県西部地域の11市町によるごみの共同処理を、令和13年度（2031）から稼働できるように山梨県西部広域環境組合で事業を実施しております。

現在、建設予定地の買収交渉等が進んでいます。今後は、運用開始に向けてごみの分別の方法や指定ごみ袋の作成、収集・運搬それに伴う負担など、協議を重ねていきます。

主要事業

- 3 Rの推進及び啓発活動の実施
- 分別の徹底指導の実施
- 生ごみ処理機の普及促進及び助成事業の実施
- 最終処分場の広域的な連携
- 一般家庭から排出されるごみの減量化についての検討及び周知
- 南部町一般廃棄物処理基本計画の適切な運用
- 山梨西部広域環境組合にスムーズな事業移行

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町のごみ処理は、平成30年（2018）4月に峡南衛生組合に加入し、収集運搬・分別作業については直営で行い、可燃ごみについては、峡南衛生組合で焼却処理をしています。

増加傾向にある可燃ごみについては、各家庭への生ごみ処理機等の普及を奨励するとともに、資源ごみの分別を徹底し、各家庭や事業所等から排出されるごみの減量化や再資源化の取り組みを図っています。

そのほか収集されたごみは、不燃ごみ・資源ごみ（ペットボトル・ミックス紙・プラスチック製容器包装類）・その他の資源ごみに分別し、再資源化を促進する取り組みを行っています。

今後も町民、事業所、行政が一体となって、ごみの減量化や再資源化の取り組みを進め、循環型の社会の実現を目指していくことが必要となります。

現在、より広域でのごみ処理に向け、山梨県西部広域環境組合を山梨県西部地域の市町村で立ち上げ、処理場の建設、ごみの処理方法及び収集運搬等の重要な課題を検討し令和13年度（2031）からの稼働を目指しています。

第1章 自然と調和した町づくり

第2節 自然環境と調和した社会基盤整備

5

自然保護

～ 基本方針 ～

自然保護を優先してきたこれまでの姿勢を変えることなく、先祖から受け継いだ豊かな自然環境を守り、後世に引き継いでいきます。

施策の方向

①自然環境優先施策の推進

自然保護と開発とのバランスに配慮しながら、自然保護優先の施策を推進します。

②自然を活用した町づくりの推進

恵まれた自然環境を広く情報発信し、森林浴など観光・レクリエーションの場として活用していきます。

③全町的な取り組みの推進

町民に自然を守っていく必要性と重要性を啓発し、自主的な自然保護団体の育成に努めます。

④動植物の保護と生息環境づくりの推進

種類豊富な動植物、昆虫類の保護と生息環境づくりに努め、希少種となったギフチョウが舞う豊かな生息環境の保全を推進します。

⑤自然に配慮した工法の推進

町で行う工事は、自然に配慮した工法の採用を推進します。国、県等にも要請していきます。

⑥自然環境保全意識の高揚

自然保護活動などを通して自然環境保護意識の高揚を図ります。

⑦水源保全の推進

自然環境を支える水源となる森林の保全や整備を進め、河川清掃活動などを通じて水源・河川愛護意識の高揚を図ります。

主要事業

- ↗ 自然環境保護の推進
- ↗ 自然環境保護パトロールの実施
- ↗ 自然に配慮した工法の推進
- ↗ 水源涵養の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

自然に恵まれた本町には、自然環境保全地区（2か所）、自然記念物（7か所）があり、山梨県の指定を受けています。貴重な地域資源を守るため、地区の保護・管理などを行い自然環境の保護を進めています。また、本町の野山や河川は動植物や昆虫類の宝庫で、この自然を求めて都会から移り住む人もいます。

一方、行政でも自然環境を守るため、町道改良工事や、町管理の河川工事の際は、自然環境に配慮した工法を採用しています。今後も継続して自然環境に合った整備を図ることが課題となっています。

自然環境を保持するには、全町的な自然保護の機運の醸成や自然保護サークルなどの育成を通して自然環境づくりを推進することが必要です。また、この豊かな自然資源を活用して町の活性化につなげていくことも課題となっています。

人口減少が進む社会情勢の中、空き家問題と同様に土地管理の後継者不足が問題となっており、指定を受けた地区においては草刈りやパトロールを委託している箇所もあります。しかし、自然環境の保全には、地域の協力が必要不可欠であり連携が重要となってきます。

第1章 自然と調和した町づくり

第2節 自然環境と調和した社会基盤整備

6

公害

～ 基本方針 ～

町民や事業所等への啓発活動を進め、関係機関と連携したパトロールを実施し、公害のない町づくりを進めます。

施策の方向

① マイクロプラスチック発生抑制の推進

廃棄された使用済みプラスチックの海洋流出が大きな社会問題となっています。プラスチックには、有害な化学物質が含まれていることがあり、マイクロプラスチック（5mm以下）は、分解されないため水生生物が摂取してしまい、生物濃縮がなされ、それらを人が食べることによって人体に害が及ぶことが懸念されています。本町では、発生抑制・流出抑制に向け不法投棄を防ぐ活動や資源ごみ回収に努めます。

② 環境汚染等の情報の周知及び啓発活動の充実

家庭でのごみの焼却がダイオキシンの発生の原因となることや家庭からの未処理の雑排水が河川汚濁の原因になること及び環境ホルモンなどの情報を、広報や生涯学習活動などで町民に啓発します。

③ 公害発生時等の適切な対応策の推進

定期パトロールを実施し、公害発生の未然防止に努めます。また、町民からの情報や苦情に対して、迅速適切な対応に努めます。

主要事業

- ↗ プラスチックごみの適正な処理についての啓発
- ↗ 環境汚染問題等の町民への啓発活動
- ↗ 環境に優しい企業活動の取り組み推進
- ↗ 定期パトロールの強化
- ↗ 公害発生時の迅速適切な対応の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町は、良好な自然環境に恵まれ、光化学スモッグやPM2.5による大気汚染など、目立った公害の発生はありません。ただ、中部横断自動車道の開通に伴う騒音については、令和3年（2021）に町民からの要請により測定を行いました。結果として、基準値を超える騒音は検知されませんでした。道路管理者である国土交通省及び中日本高速道路株式会社と協議を行い、沿線町民に調査結果等の説明をする中で理解をいただいた経緯があります。今後、通行量の増加が見込まれるため、道路管理者に対し引き続き騒音対策の要望をしていく必要があります。

町内の生産工場等の騒音については県等と連携した対応ができる体制を構築し、公害発生の未然予防に努めています。苦情等には、迅速な対応と適切な処理を県等と連携し実施していきます。今後も、事業所等には環境にやさしい企業の取り組みを要請していくことが重要といえます。

また、野焼きや未処理の生活雑排水の河川流出についても公害の発生源とならないように町民等へ啓発活動を継続していく必要があります。

第1章 自然と調和した町づくり

第3節 山梨の玄関にふさわしい町並みの整備

1

景 観

～ 基本方針 ～

山梨県の玄関として、自然や歴史、文化的景観を生かした町並みづくりを推進します。

施策の方向

① 景観保全の推進

地域やボランティアが一体となった花の町づくりを推進します。また、町民や来訪者に対して、観光資源や施設をわかりやすく知らせるための統一したサインの整備を行うとともに、道路沿いなどの樹木の伐採、中部横断自動車道周辺の森林を整備し、山梨の玄関にふさわしい景観の形成に努めます。

② 屋外広告物の適正化

通行の安全と良好な風致の維持を図るため、屋外広告物の規制誘導に努めます。

③ 町民と行政が一丸となった景観形成

町民に対して景観に対する意識の高揚を図り、自主的な活動を促進します。

また、行政においても公共的建築物や公園、道路、河川などの整備にあたっては、地域の景観に配慮したデザイン、工法等の採用を推進します。

④ 景観条例・助成制度の検討

景観形成を強力に推進するため、景観条例の制定を検討します。また、自主的な取り組みを容易にするため、景観向上のための助成制度についても検討します。

⑥ 自然景観の保全

篠井山や福士川溪谷といった自然環境保全地区をはじめ、優れた自然環境の保全と継承に努めます。

⑦ 歴史、文化景観の保全

神社、仏閣をはじめとする貴重な文化財や歴史的建築物などの景観の保全に努めます。

主要事業

- ↗ 屋外広告物の適正化
- ↗ 統一したサインの推進
- ↗ 花の町づくりの推進
- ↗ 道路沿いなど樹木、雑草や竹の伐採、枝打ち、森林整備
- ↗ 町民等の景観に対する意識の高揚
- ↗ 景観に配慮した工法の推進
- ↗ 助成制度の検討

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町には、穏やかな田園風景や町並み、渓谷美、緑豊かな山並み景観など私たちにとってかけがえのない財産があります。近年、後継者がいないなどの理由により適切な管理が行われていない耕作放棄地が増えていて、地域の景観に影響を及ぼしつつあります。美しい景観は、生活に潤いをもたらすと同時に郷土愛を育み、町の活力源ともなりえます。先祖から受け継いだこの美しい景観を大切に保存し次世代に引き継いで行くためにはどうすれば良いか対策を検討していく必要があります。町民一人一人にこの美しい景観を認識してもらい、親しみや心地良さを創出する景観形成が求められます。

このため、施設等を案内するサインの統一、花の町づくり運動などを進め、町民、地域、ボランティア、事業所、行政の協働による景観形成の推進が重要となっています。

第1章 自然と調和した町づくり

第3節 山梨の玄関にふさわしい町並みの整備

2

公園・緑化

～ 基本方針 ～

観光ニーズと町民ニーズに対応した公園・緑地の整備・管理を図ります。

森林のもつ公益性を周知しながら、山林の複層林化を図ります。

施策の方向

①公園の充実

うつぶな公園や白鳥山森林公園など観光ニーズに対応した公園・緑地は、地域やボランティアの協力を得ながら整備を推進します。また、遊具の定期的な保守・点検、危険個所の改善等計画的に実施し、公園の安全を確保します。

アルカディア多目的広場については、町のシンボリック公園として適切な管理に努め、町内外の方々が年齢を問わず、常に満足していただける開放感のある憩いの場、交流の場として提供していきます。

②緑化の推進

緑化意識の高揚に努め、山林の複層林化と公益性の周知を図ります。休耕地や道路沿いに植栽を行うとともに、公民館活動による花の町づくりを推進します。

③親水空間の創出

水とふれあえる空間を備えた河川整備を推進します。また、河川清掃活動などによる河川愛護意識の高揚を図ります。

主要事業

- ↗ 町内外の人が交流できるように公園・緑地を管理
- ↗ 地域やボランティアによる公園・緑地の管理促進
- ↗ 公園遊具の保守・点検
- ↗ 複層林化の促進
- ↗ 緑化や花の町づくりの推進
- ↗ 水辺空間の形成
- ↗ 暗所への灯火の設置

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

アルカディア総合公園内に多目的広場、富沢野球場横に遊具や健康器具などを備えドッグランを併設したりバーサイドパークを整備しました。子どもだけでなく全ての世代に親しまれる公園として町内外から多くの方が利用しています。また、町内には山梨花の名所に選定されている「うつぶな公園」や恋人の聖地に選定されている「白鳥山森林公園」をはじめ、景観や眺望に優れた公園が多数あります。これらの公園管理は、ボランティアや地域住民の協力を得ながら行っていますが協力者の高齢化により人員の確保が課題となります。

また、本町は周囲を山々に囲まれ、スギ、ヒノキの人工林や竹林等の美林を形成してきましたが、近年の木材価格の低迷、林・農業従事者の減少等により、手入れが行き届かず、荒廃しているのが現状です。今後、山が担っている森林保全と水源涵養、保健休養、生態系の維持など公益的な機能を周知し、防災面からも広葉樹による複層林化を進めていくことが国土保全と自然環境を守る観点からも重要となります。

これからも眺望や周辺の景観をいかした公園・緑地を維持し、観光や産業、憩いの場としての活用を進める必要があります。

第1章 自然と調和した町づくり

第3節 山梨の玄関にふさわしい町並みの整備

3

土地利用

～ 基本方針 ～

本町の財産である自然の保全と町土の有効利用の両立に努め、調和と活力のある土地利用を推進します。

施策の方向

①計画的な土地利用の推進

用途を終えた公共施設については、順次利活用を検討し、解体した場合の跡地については、周辺地域の理解を得ながら、環境との共生や景観を保全しつつ適正かつ有効的な土地利用を、関係団体と連携を図りながら推進します。

②農業振興整備計画の推進

農業振興地域整備計画に基づき、計画的な土地利用を農業委員会等と連携を図りながら進めます。

③森林整備計画の推進

森林整備計画に基づき、様々な公益的機能を有する森林の活用と保全を関係団体と連携を図りながら進めます。

主要事業

- ♪ 「公共施設等 利・活用チーム会議」により土地の有効利用を推進
- ♪ 農業振興地域整備計画の推進
- ♪ 森林整備計画の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町の面積は、200.87km²で森林が町土の約88%を占めているため、可住地面積が約3.4%程度と土地利用の点からは多くを望めません。特に大きな集落以外は山間地に散在し、集落の周辺には小規模な農地が展開しています。また、商業地や住宅地は基幹集落に密集し、工場用地は主として富士川と戸栗川に沿って形成されています。農地のほとんどは農業振興地域の農用地となっています。本町の土地は、混在の少ない用途のはっきりした土地の利用がなされているといえますが、他の用途に活用できる土地は限られており、土地の有効活用が必要となっています。

近年相次いで実施している学校統合後の跡地利用について、万沢中学校の跡地については、子育て支援住宅「グリーンハイツ富士見」を建設し常に満室の状態となっています。同じく富士見台の宅地分譲も10区画全て住宅が建てられ、地域の人口が増加する成果を得ることができました。万沢小学校については、IT系企業が進出し地域の賑わいを創出しています。富河中学校については、図書館や県の男女共同参画推進センターなど複合型の施設として利活用し、校庭については、町の中心地であることから有効利用に向けて検討をしていきます。さらに、睦合・栄両小学校の統合もあることから跡地に関して包括的な土地利用計画の策定が必要となります。

令和3年（2021）8月に中部横断自動車道が全線開通し、なんぶインターに隣接した土地に建設した「道の駅なんぶ」は、連日多くの利用で賑わっています。また、国道52号線を挟んで向かいの土地を買収し、企業誘致した結果、令和3年（2021）に物流倉庫が完成し多くの雇用が生まれました。その他、ぴゅあ峡南の跡地をはじめ建物が老朽化して取り壊しをする用地の利用についてもあわせて検討をしていきます。

▶ 第2章 資源活用と交流による魅力づくり

第1節 自然と歴史資源を生かした観光振興

1

観 光

～ 基本方針 ～

豊かな自然資源の掘り起こしと、歴史資源、観光資源の整備を進め、静岡県との県境としての地理的特性を生かしながら、都市住民との交流を進めます。

施策の方向

①観光資源の開発・整備、観光ルートの設定

都市住民のニーズを踏まえつつ、自然資源の掘り起こしや歴史的観光資源の整備を進め、滞在施設を含めた観光施設の整備改修を行うとともに、これらの観光資源や施設を有機的に結んだ観光ルートを設定し、町の魅力を高めます。また、広域連携による観光資源等のネットワーク化やＪＲ等と連携した観光イベントの促進や、地域特産品の販売拠点として道の駅のさらなる充実を図ります。

②農林水産業との連携

たけのこ掘りやアユ釣りなど、農林水産業と連携した観光を促進し、併せて活性化を図ります。また、農林業の作業体験などの体験型観光と、民宿や旅館等への宿泊の組み合わせにより、滞在型観光の増加を図っていきます。

③情報提供施設の充実、サイン整備

道の駅や町営温泉などの基幹観光施設を拠点として、観光情報の受発信機能を強化します。また、インターネットなどを用いて、観光イベントや観光施設・資源に関する情報を都市住民に積極的に発信するとともに、本町の観光知識を習得した観光ボランティアの育成に努めます。

さらに、来訪者にわかりやすいサインを整備していきます。

主要事業

- ↗ 観光情報の受発信及び観光施設の機能強化
- ↗ 活用されていない自然、歴史的資源、文化財資源等を観光資源として整備
- ↗ 各種施設や富士川流域の自然、歴史、官民施設等を有機的につないだ観光ルートの設定
- ↗ 広域連携による観光資源等のネットワーク化の促進
- ↗ J R等と連携した観光イベントの促進
- ↗ 東海自然歩道や軽登山道の整備等による歩く空間の整備
- ↗ 火祭り、たけのこまつり等観光イベントの充実
- ↗ 農林水産業資源をいかした、たけのこ掘りなどの農業体験、溪流釣りなどを組み合わせた観光の推進
- ↗ 滞在型観光の推進
- ↗ SNS、ホームページ、パンフレット等による観光イベント、観光資源・施設に関する情報提供の充実
- ↗ 観光ボランティアの発掘・育成
- ↗ 来訪者にわかりやすい統一された観光案内サインの設置

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町には、町を南北に流れる富士川とその支流があり、急峻な山々に囲まれた豊かな自然が残っています。また、歴史的に貴重な財産である数々の史跡や文化財、伝統芸能が残されています。今日の都市住民は、自然や史跡、文化財との触れあいを積極的に求める傾向が強くなっています。本町にとっては、人口減少や高齢化が進む中であって、自然や歴史との触れあいを大切にする交流を活発化させ、交流人口を増やし、本町の自立性の向上、地域の活性化につなげていくことが課題になっています。

こうした中で、豊かな自然資源などを生かした温泉入浴、キャンプ、溪流釣り、たけのこ掘り、トレッキングなどの観光メニューの充実、たけのこまつり、あじさい祭り、南部の火祭りといったイベント開催、観光・レクリエーションを通じた交流人口の増加を図っていますが、滞在型の観光客が少ないなどの問題を抱えています。

今後は、地域の自然資源や歴史資源などを利用した観光資源の整備や魅力づくりを進めるとともに、農林業などとの連携を深めて、滞在型の観光の増加に向けて検討を進め、施設整備や観光情報の発信力の強化などを図っていきます。

第2章 資源活用と交流による魅力づくり

第2節 魅力ある農業の推進

1

農 業

～ 基本方針 ～

農作業の負担軽減のための農業生産基盤整備と、中山間地の生活環境整備を推進します。都市住民との交流・観光型農業と組み合わせて農地の有効活用を促進します。あわせて特産品開発

やブランド化、販売体制整備に取り組み、鳥獣害対策を施す中で魅力ある農業の実現を目指します。

施策の方向

①農業生産基盤整備

高齢化する農業従事者や新規農業者の負担軽減のため、農道や農業用水路などの農業生産基盤、並びに集落道、集落排水施設などの生活環境の整備を進めます。

②担い手の確保

農業の担い手を確保していくため、若者を中心に営農に意欲的な人材の発掘・育成に努めます。また、新規就農者への支援を充実していきます。

③遊休農地化の防止

遊休農地化の防止に向けて、J A等と連携した農業の受委託制度の体制整備を進めます。

遊休農地の活用は奨励作物を選定する中で行い、受委託制度は茶、米などから順次進めていきます。

農地流動化（農地の貸し手、借り手の農家を登録し、貸し借りの管理を行う）の促進を図り、遊休農地の減少に努めます。

④生産流通体制の強化

たけのこ、茶を中心に、新しい品種の活用を含め、特産品の開発やブランド化を進め、JA等と連携した販売体制の強化、町内観光施設での直売体制の強化、インターネットを活用した販路拡大などを行うとともに、学校給食施設、福祉施設、宿泊施設等と連携した地元農産物の消費による地産地消について検討します。また、直売所などで南部茶のペットボトル販売を拡大し、ブランドの浸透を図ります。

⑤交流農業の推進

都市住民などを対象に遊休地を活用した市民農園システムの導入を検討します。

また、都市住民などによる、たけのこ掘りなどを軸とした交流農業を推進していきます。

交流農業の進展は、民宿や旅館など町内の宿泊施設との連携により、滞在型観光の拡大につながるものと期待されます。

⑥その他の農業振興

農業従事者の負担軽減や農作業の効率化などに向けて、農作業の共同化や法人化の検討を行います。

また、有害鳥獣から農作物を守るため、関係機関と連携し、駆除を行うとともに、防除施設の設置を推進していきます。

主要事業

- ↗ 高齢化する農業従事者や新規農業者の労働環境改善に向け中山間地域総合整備事業を推進し農業生産基盤整備をする（農道、農業用水路、田畑等）
- ↗ 意欲的農業者の人材育成
- ↗ 農作業の共同化を推進し、農業を請負える法人化の検討
- ↗ 新規就農者への支援整備
- ↗ 農地中間管理機構による農地流動化などの促進、茶など作付けによる遊休農地の活用
- ↗ J A 等と連携し農業の受委託制度の整備（茶、米など）及び流通・販売体制の強化
- ↗ 新たな品種の活用も含めた特産品の開発、ブランド化、販売促進
- ↗ 南部茶のペットボトルの販路拡大、及びプレミアムボトルティー P R
- ↗ 町内観光施設での直売体制の強化
- ↗ インターネット等を活用した販路拡大
- ↗ 直売等の活用による地域内流通の推進
- ↗ 地元農産物の消費による地産地消について検討
- ↗ 遊休農地を活用した市民農園システム、オーナー制度等の検討
- ↗ たけのこ掘り等による都市住民との交流を基本とした観光型農業の推進
- ↗ 未利用資源の堆肥化の推進
- ↗ 有害鳥獣防除施設設置の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町の農業は、茶やたけのこなどの特産品や米作などを中心に行われています。本町は地形的特性により、集団化された農地が確保できにくいことから、農家の規模は零細農家が多くなっています。総農家735戸（令和2年（2020）農林業センサス）に対し、販売農家は、110戸となっています。また生産のほぼすべてを自家で消費する自給的農家が、625戸と総農家の約85%にもなっています。

茶やスイートコーン、キウイ、栗、トマト、米などの商品作物を栽培する農家や有機栽培を行い市場に出荷する農家もある一方、農業と他産業との所得格差の拡大、道路整備による静岡県側での就業の増加、農業従事者の高齢化、後継者不足などを背景に、農業従事者数、農家数の減少が続いており、担い手不足が深刻化しています。

後継者不足、担い手不足といった状況の中で、農地を資産として保有することが多く、農地流動化はあまり進まず、遊休農地や荒廃農地が増えているのが現状です。

今後は、農地の流動化により生産規模の拡大と、農業の魅力向上、就農の増加に向けて、生産・流通や生活面の基盤整備、地域にこだわった新たな特産品の開発、観光と組み合わせた交流農業などに取り組んでいく必要があります。

第2章 資源活用と交流による魅力づくり

第3節 豊かな森林資源の活用

1

林業

～ 基本方針 ～

造林用路網の整備、高性能林業機械の導入など、林業生産基盤整備を推進し、林業従事者の就労条件改善、富士川材のPRと地域ブランド活用などによる販路拡大に努めて林業振興を図ります。

施策の方向

①森林環境譲与税を活用した林業生産基盤の整備

森林保全の見地から、林業技術の継承を図りつつ労働力軽減や効率的な林業経営に向けて、造林用路網の整備や高性能林業機械等の導入を推進します。また、筍・竹炭といった特用林産物の生産・販売を促進して放置竹林や人工林侵入竹対策を促します。

②従事者の確保

林業従事者の安定確保に向けて、森林組合等との連携を図りながら、若年労働力の確保を念頭に、林業技術指導と就労条件の改善などを行います。

③生産流通体制の強化

富士川材を利用した健康住宅の整備推進等により、富士川材のPRや利用促進を図るとともに、高度な加工や広域的な流通システムの確立に向けて研究を行います。本町の特用林産物である、たけのこ、しいたけ、栗などについても生産流通体制を整備し、販売の拡大を図ります。また、環境保全の面から間伐材の利用促進を図ります。

④森林機能の維持

森林の持つ水源涵養や生態系維持等の公益機能の維持のため、森林組合等と連携した森林施業の共同化や集团的取り組みも行いながら、皆伐や若齢林等の間伐、急傾斜地等の複層林化などを進め、森林の適切な造林を目指します。

また、潤いのある景観づくりの観点からも複層林化を推進するとともに、森林空間を活用した都市住民との交流を促進していきます。

都市住民等から森林ボランティアを募り、森林の管理・保育等を行います。

主要事業

- ↗ 造林用路網の整備や高性能林業機械等の導入による、基盤整備や経営効率化の推進
- ↗ 森林組合等との連携による林業技術指導や就労条件の改善を通じた林業従事者の安定確保の推進
- ↗ 森林組合経営基盤の強化・充実
- ↗ 町産材のPR、利用及び加工品の販売促進、広域的な流通システム確立の研究
- ↗ 間伐材などの林地残材の利用促進（木質バイオマス発電、合板、製紙用チップ）
- ↗ 森林施業の共同化や集团的取り組みによる、皆伐、間伐の促進
- ↗ 森林組合等と連携した、森林の適切な造林
- ↗ 治山治水対策推進、水源涵養や生態系の維持等森林の公益機能の維持
- ↗ うるおいのある景観づくりや防災対策の観点からの複層林化の推進
- ↗ 森林空間の活用による都市住民との交流促進及び観光施設の充実
- ↗ 荒廃竹林の整備
- ↗ 有害鳥獣対策
- ↗ 森林環境譲与税を活用した事業の促進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町の森林面積は17,629ha（令和2年（2020））で町土の88%を占めています。森林の保有形態では民有林が15,410haで全体の87.4%を占めています。

割安な外材の輸入により国産材価格が低迷し、林業は長期にわたり停滞が続いています。林業の停滞に伴い、新規林業従事者数は少なく、令和2年（2020）では57人（国勢調査）と、森林保有面積に比べて少人数にとどまっています。

また、林業従事者数が少ないことに加え、林業従事者が高齢化し、後継者が不足していることから、枝打ちや間伐など森林の手入れが不十分で、森林の荒廃が進むなど、林業は厳しい状況にあります。

このような背景の中、適正な経営管理が行われていない森林について、自治体が仲介役となり、民間事業者等への管理委託や、市町村による公的管理を進めるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が令和元年（2019）の3月に成立し、森林環境税は令和6年度（2024）から賦課徴収が、森林環境譲与税は、令和元年度（2019）から譲与され市町村による森林整備の財源となりました。

森林には水源涵養機能、災害防止機能、生態系維持機能、温暖化防止機能等多くの公益機能があり、こうした森林の持つ機能を維持していくためには、長期的視点から林業を魅力ある産業として振興させる必要があります。そのためには、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度への取り組み、森林整備、林業生産基盤の整備、林業従事者の確保、富士川材の流通体制の整備、森林機能の維持などを図っていくことが必要になっています。

第2章 資源活用と交流による魅力づくり

第4節 商店の活性化

1

商 業

～ 基本方針 ～

消費者ニーズに沿った商店経営に向けて、個々の商店の創意工夫を支え、経営基盤強化を促していくため、商工会と連携し、経営相談・指導などの充実を図ります。また、地域資源を活用した高付加価値の商品・サービスの開発に取り組んでいきます。

施策の方向

①消費者ニーズへの対応

消費者ニーズを踏まえた品揃えの充実や営業時間など、新しい時代の商店経営に向けて、商工会を中心にして、相談体制の充実、研修等による人材の育成などを進めていくことを支援します。

②新しい試みの促進

多店舗が立地する複合商業地の整備を検討します。また、商店間の共同仕入れや共同配達、町内共通商品券の利用拡大や高齢化に対応した商業展開を支援していきます。地域資源を活用した高付加価値の商品・サービスの開発にも取り組んでいきます。

③ICTの利用

インターネットなどを活用した商店の紹介を進めるとともに、事業意欲のある若者などによるICTを利用した販売促進を目指す起業や事業展開を支援していきます。

④後継者の育成

商工会の経営相談の充実等を通じ、地元商店の後継者の育成を支援します。

主要事業

- ↗ 商店の経営体質改善等の支援
- ↗ 商工業事業資金利子補給補助金の利活用促進
- ↗ 商工会を中心にした相談体制充実、研修等による人材の育成支援
- ↗ 商店街の活性化支援
- ↗ 複合商業地の検討
- ↗ 商工会のバックアップや自主的な取り組みの促進
- ↗ 共同仕入れ、共同配達等集团的取り組みの支援
- ↗ 町内共通商品券等による商業振興施策の推進の支援
- ↗ ICTを利用した起業支援及び商店の紹介、販売促進支援

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

消費者ニーズの多様化により、消費者は安価な商品や品揃えの豊かさを求めるようになっています。近隣市町には、広い駐車スペースを有する、品揃えの豊富な大型店や専門店の集積が進んでいます。本町の消費者も電気製品などの耐久消費財のみならず、食料品や衣料品などの日用品においての消費も町外商圏への流出が続いています。

このような状況により、本町における年間商品販売額は減少していることから、地域経済の活性化事業の周知と制度の利用を促進していきます。

商業の活性化のためには、地元商店街の魅力づくりに取り組んでいくことが必要になります。そのために多様化する消費者ニーズを的確にとらえた商品展開やサービス提供を支援していくとともに、商工会を中心とした商品の共同仕入れや、商店街買物客の利便性向上に資する駐車場の整備及び新たな商業用地の確保などが必要になっています。また、高齢者世帯など、買い物のための移動手段が限られた人の需要に応える取り組みも課題となっています。

第2章 資源活用と交流による魅力づくり

第5節 広域道路網の整備による産業振興

1

工 業

～ 基本方針 ～

交通網整備等による好立地を起因に企業誘致を進め、新たな就労の場の確保と定住促進を目指します。また、

ＩＴを利用した企業活動を支援するとともに起業やサテライトオフィス誘致も進めます。

施策の方向

①企業誘致

中部横断自動車道の開通等により静岡方面等との交通の利便性の向上したことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法での課税優遇措置等の活用を促し、環境に優しい優良企業の誘致を進めます。また、地域の既存産業の活性化につながる企業、空家を活用する企業などの誘致についても進めていきます。

②ＩＣＴを利用した企業振興

情報通信網の整備に伴い、インターネットなどを利用した町内企業のＰＲ、情報提供などを推進していきます。

また、ＩＣＴの利用により、都市部から離れた場所での事業が可能なSOHOなどの起業やサテライトオフィス誘致を促進します。

③地場企業の経営強化対策

地場企業の経営基盤の強化のため、商工会等と連携し、経営相談、経営診断、経営指導を充実していきます。

また、地場企業の振興に向けて、各種企業支援制度の利用や商工業事業資金利子補給補助金の利活用を推進するとともに、企業がビジネス拡大のヒントを得ることなどを目的とする、異業種交流会などの場を提供していきます。

④就労の促進

高齢者や女性の能力の活用や若者の定住促進に向けて、町内での就労の場を確保していくため、ハローワーク（職業安定所）と連携し、就職情報を提供していきます。

特に、若年労働者の確保と定住促進のため、Ｕターン（地元へ帰り就職すること）・Ｉターン（もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住し就職すること）等希望者への情報提供を充実します。また、町民の労働条件の向上を目的に、労働関係の法律の周知を図ります。

主要事業

- ♪ 環境にやさしい優良企業の誘致
- ♪ ICTを利用した町内企業のPR
- ♪ 都市とのアクセスが良い立地をPRし起業や誘致の促進、支援
- ♪ 商工会等と連携した経営相談、経営診断、経営指導の充実
- ♪ 地場産業の振興
- ♪ 各種制度、商工業事業資金利子補給補助金の利活用の推進
- ♪ 情報交換の場の提供
- ♪ ハローワークと連携した就労の場の確保
- ♪ 若年労働者の確保に向けて、Ｕターン・Ｉターン等希望者へのPR充実
- ♪ 町民への労働関係法等の周知による就労条件の改善

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

高度成長期等における企業の進出により、本町の工業団地の基盤が形成されました。進出企業の活動は本町の工業の拡大を促し、地域住民の雇用の増加、所得の拡大をもたらし、地域経済の発展に貢献してきました。しかし、国内経済の長期低迷の影響は本町の製造業にも及び、特に零細製造業企業は厳しい状況に置かれています。

今後、既存企業の経営基盤の強化を図るとともに、企業誘致活動を積極的に展開し、新たな地域産業の開拓を図る必要があります。

令和3年度（2021）には、中部横断自動車道が全線開通し、2箇所のインターチェンジも整備され、交通の利便性が大幅に高まりました。こうした好条件を生かし、町民の就労機会の確保、定住の促進に向けて、本町の優れた自然環境の保全も視野に入れ、環境に優しい優良企業の誘致を図る必要があります。

国道52号線は雨量による通行規制は、町外に勤める人や、進出を検討する企業に消極的な影響を及ぼしています。令和5年度（2023）には道路改良が進んだ結果、規制雨量が200mmから300mmに緩和されましたが、今後も安全を確保した上での規制撤廃を目指して道路改良等の要望をしていくことが、企業誘致や若者の定住促進につながっていくことと思います。

第2章 自然と調和した町づくり

第6節 資源を活用した脱炭素の推進

1

新エネルギー

～ 基本方針 ～

公共施設への太陽光発電施設の設置やバイオマス、小水力発電施設等の新エネルギーの活用等、二酸化炭素の発生抑制に努め、安全で環境に優しい持続可能な社会の構築を推進します。

施策の方向

①新エネルギーに関する調査の推進

地域に合った新エネルギーの利用を進めるため、様々な角度から調査・研究を行います。

②公共施設での利用促進

公共施設への太陽光発電施設等の設置を進めるなど、地球環境への負担が少ない新エネルギーなどを活用したシステムの導入を検討します。

③助成制度の拡充検討

家庭における太陽光発電等の整備、企業におけるエコシステム（生態系を維持する環境保全の仕組み）の導入に対する助成制度の拡充について検討していきます。県の開催するステップアップ講座に出席し、様々な事業を学び、本町の特性にマッチした脱炭素事業を模索していきます。

④地球環境保全意識の高揚と周知活動の推進

小中学生、町民、事業者に対して環境学習やポスターコンクールなど啓発活動を実施し、意識の高揚を図ります。また、森林保全、資源リサイクルといった地球環境保全活動を推進します。

主要事業

- ↗ 新エネルギーに関する調査・研究の推進
- ↗ 公共施設における新エネルギーの利用促進
- ↗ 新エネルギー導入に対する助成制度の拡充検討
- ↗ 地球環境保全意識の高揚と活動推進
- ↗ 新たな脱炭素化事業の検討

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

東日本大震災に起因する電力供給不足は、計画停電の実施や電力使用制限令の発令など国民生活に大きな影響がありました。現在、国において東日本エリアと西日本エリアで融通できる電力量を増強するプロジェクトが推進されていますが東西で周波数が違うため静岡県内において変換設備の増強と送電線の建替えを行っており、本町においても令和9年度末（2027）の完了に向けて工事が行われています。

また、原子力発電所の停止により火力発電所の稼働率が上がったことで化石燃料依存度が上がりましたが、そのほとんどを輸入しています。近年、世界情勢が不安定なことから、天然ガスや石炭等の燃料価格が上がりそれに伴い電気料金が値上改訂され、今後も引き続き値上げが予測されるところです。

化石燃料を燃焼すると、二酸化炭素が発生し地球温暖化の原因として考えられている温室効果ガスの一つとなります。地球温暖化問題は異常気象や生態系の変化を引き起こし、世界中で未曾有の事象事故が発生しています。二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制対策は人類にとって最も重要な課題であるといえます。

このような状況の中で、地球環境への負荷が少ない安全でクリーンなエネルギー（新エネルギー）に対する法整備や技術革新が急ピッチで進んでいます。石油消費の筆頭である自動車についても、電気モーター併用のハイブリッド車、電気自動車、水素自動車等が開発され普及しています。また、バイオマス、太陽光、地熱、風力、小水力といった地域の特色をいかした小規模発電に対する支援も厚くなり、個人や企業、公共団体等が電力事業を起こし売電できる仕組みも整いました。

本町においても、木質バイオマス発電事業者が発電事業を開始し、未利用間伐材の有効利用が図られ始めました。今後も、省資源や省エネルギーの意識を高めるとともに、官民協力のもと積極的に新エネルギーへの利用転換を図り、化石エネルギー消費の削減に努めることが課題となっています。

山梨県では令和2年度（2020）に県内全域で「ゼロ・カーボンシティ宣言」をして、脱炭素に向けた具体的な事業等、県主導で各市町村が取り組んでいます。本町においては具体的な事業はまだ未実施となっており、同規模の市町村や同地域の近隣町村とも連携を図り、その地域の特性にあった脱炭素事業に向けて検討し、循環型社会の形成に努めることが重要な課題となっています。

▶ 第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

第1節 多様なコミュニティの形成

1

コミュニティ

～ 基本方針 ～

町民の自治意識の高揚に努めながら、ニーズに沿ったコミュニティ施設の整備・充実を推進し、地域の自主性を高めます。また、ボランティアなどを活用した地域コミュニティの活性化を図ります。

施策の方向

①コミュニティ施設の改修と整備

町の管理する老朽化したコミュニティ施設の改修整備を進めます。
また、今後の需要の見通しを踏まえ、規模の適正化について検討していきます。

②自治意識の高揚

地域のことは地域で解決するという自治意識の高揚を図ります。

③ボランティア活動の促進

ボランティア活動を促進しコミュニティの活性化を図ります。

④コミュニティの維持及び活性化

コミュニティの維持を図り、地域間の連携と活性化により人口減少に対応できる体制の準備を進めます。

主要事業

- ♪ コミュニティ施設の整備・充実
- ♪ 多目的広場を活用した広域的な交流事業の実施
- ♪ 自治会と行政の連携強化の促進
- ♪ 自治意識高揚の促進
- ♪ 町社会福祉協議会と連携したボランティアの地域活動参加への支援
- ♪ 空き家バンクを活用した移住支援
- ♪ 農地貸し付けなどのよる都市住民との交流事業
- ♪ 婚活イベント事業

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町のコミュニティ活動は、集落や区などを単位として、公民館や地域集会施設等を中心に展開されてきました。地域住民の一体感を高めるためコミュニティが果たしてきた役割には多大なものがあります。しかし、近年、地域コミュニティを取り巻く状況は変化し、人口流出による過疎化や高齢化による人手不足でコミュニティ機能の低下など活動の低調化を招いています。

一方、地域コミュニティを窮屈と感じる層が増えていることも否めません。また、コミュニティ施設は順次整備されてはいるものの経年により老朽化が進んでおり、改修の必要な施設も多数存在します。

各集落はそれぞれの歴史や経過を持ち、互いに交流しながら形成されてきましたが、これからの活動では連携・協力が必要になるかもしれません。今後も引き続き、空き家の活用や農地貸し付けによる交流事業・移住支援、婚活イベントの継続実施など各種の施策により人口の減少を緩やかに保ちながら、地域のもつ特色を生かしたコミュニティづくりを推進することが必要となっています。

「南部町総合計画策定に関するアンケート調査」結果によると、「地域の美化活動」「災害時のボランティア活動」「地域で取り組む子育てへの協力」「高齢者や障害者への支援や施設での手助け」などへ参加しても良いとする町民の割合が比較的高く、このような関心の高さに応じたコミュニティ活動の推進が求められているといえます。

第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

第2節 医療・保健の充実

1

地域医療

～ 基本方針 ～

一次医療機関として、診療所の充実を図りつつ、二次医療機関として、県内外の医療機関との広域的な連携の強化を推進します。特に、高齢化に対応した在宅医療体制の充実を推進します。

また、緊急時や救急時の医療体制の整備を推進します。

施策の方向

①地域医療の充実

町民ニーズを反映した一次医療として南部町国民健康保険診療所等の医療環境、医療機器の整備と需要の多い診療科目の維持を図るとともに、峡南南部地域の医療体制を充実させるため近隣医療機関との連携体制の構築を目指します。また、県内外の関係機関及び二次医療機関と連携しながら、休日、夜間などの救急医療体制を充実させます。

②災害時の医療体制の整備

大規模地震や台風など風水害に対応した災害時緊急医療体制の整備を促進します。また、緊急時のドクターヘリ離着陸場の整備推進や維持管理を図ります。

③子育て支援医療の整備

町内小児科診療体制のさらなる充実と小児健診環境の整備を進めていきます。

また、県内外の産婦人科及び助産院と連携を強化し、産前産後のケア事業を充実させていきます。

主要事業

- ↗ 峡南南部地域医療連携の推進、県内外の医療機関と連携した広域医療体制の強化
- ↗ 災害時緊急医療体制の構築
- ↗ 在宅医療体制の充実
- ↗ 休日夜間など救急医療体制の充実
- ↗ 小児救急医療の充実
- ↗ 救急医療への相談体制の充実
- ↗ 診療所医療機器の更新
- ↗ ドクターヘリ離着陸場の維持管理
- ↗ 産前産後ケア事業の充実

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

町内には、現在、公立の医療機関として、南部町国民健康保険診療所、万沢診療所のほか、出張診療所1箇所（佐野）、民間の診療施設が2箇所、歯科医院が3箇所あり、それぞれ地域医療を担っています。しかし、重症など生命身体等に関わる場合は県外または町外の医療機関を利用する状況にあります。

救急医療体制としては、関係機関の協力により休日夜間在宅医療体制や初期救急医療センター、救急搬送体制及びドクターヘリ離着陸場の整備がされています。

今後、一次医療としての地域医療機関が果たすべき役割は、ますますその重要性を増していますが、医療機関の数の減少、医師の高齢化及び医師不足等の課題もあります。町内の医療機関の連携はもとより、二次医療として、より高度な医療サービスを提供するため、近隣町の医療機関との連携体制の整備、県内外の医療機関との広域的な連携の強化も必要です。

第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

第2節 医療・保健の充実

2

健康

～ 基本方針 ～

健康教育・健康診断・事後指導の充実、健康づくり意識の高揚とその環境づくり、重症化予防の徹底に努めます。

各地域組織の活動を支援し、活力ある健康づくりを推し進めます。また、

思春期保健、子育て支援などの充実に努めます。

施策の方向

①健康教育の充実

健康づくりを地域ぐるみで進めるために、「なんぶ健康会議」を積極的に活用し町民の健康意識の高揚を図ります。また、「スマイルなんぶクラブ」の活動により健康な町民を増やしていけるよう支援を推進します。

②健康診断の受診推奨と指導の充実

定期健診等の受診率の増加と、重症化を未然に防ぐための指導の充実を図ります。また、健康意識を高めるための周知活動、健康教育・健康診断・マイナポータルを活用した結果の一元的管理・事後指導の充実、健康づくりの環境整備、重症化予防の徹底に努めます。

ヘルスプロモーション活動として、愛育会や食生活改善推進員等の地域組織活動を支援し、活力ある健康づくりを推進します。

③思春期保健及び子育て支援等の充実

家庭を取りまく地域、職場、学校等、日常の生活状況を把握し、関係機関と連携を取りながら問題解決のための助言や支援を進め、愛育会や食生活改善推進員等の地域組織活動を支援します。

また、子育て環境の整備のため母子手帳等の電子化を推進し、子育て支援情報のD X化を進めていきます。

主要事業

- ↗ 生活習慣病予防事業の充実
- ↗ 自主的な健康管理意識の高揚と啓発
- ↗ 健康づくり事業の充実
- ↗ 各種メディアを使った健康情報の提供
- ↗ 子育て支援、思春期保健事業など母子保健の充実
- ↗ リハビリ訓練等による身体・精神機能低下防止事業の充実
- ↗ 愛育会、食生活改善推進員など地域組織の育成強化

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

WHO（世界保健機関）が発表した2023年版の世界保健統計によると、平均寿命（男女）が最も長い国は日本で84.3歳でした。平均寿命が延びることは良いことですが、ここで問題になるのは生活の質です。健やかに暮らすためには、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を伸ばし、平均寿命との差（不健康な期間）を縮めることが重要な課題になっています。

医療の進歩とともに平均寿命はさらに伸びることが予想されます。そのため、健康寿命が平均寿命にできるだけ近づくようにならないと、日常生活に制限のある期間が拡大し、本人の生活の質が低下するだけでなく、介護をする家族等の負担も大きくなってしまいます。また、令和7年（2025）に「団塊の世代」がすべて後期高齢者（75歳以上）となり、超高齢化社会に突入し、医療費、介護給付費など社会保障費の増大に伴う国家財政の圧迫も懸念され、健康寿命を延ばすことはわが国喫緊の課題といえるでしょう。

本町では、平成26年（2014）に～健康・長寿、日本一を目指して～をキャッチフレーズに「なんぶ健康会議」を立ち上げ、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指し町民一人一人が生涯にわたり生活習慣の改善に努め、いつまでも健康に過ごすことができるように、地域を含む社会全体で健康づくりを支援する体制の整備に取り組んでいます。

第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

第3節 福祉の充実

1

児童福祉

～ 基本方針 ～

地域社会が子育て世代に寄り添い、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることができるよう、妊娠期から子育て期にわたって切れ目ない支援を継続するための環境づくりに努めます。

施策の方向

①子育てに対する切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたって寄り添い、日頃の悩みや心配事にきめ細かな対応と切れ目のない支援を行います。

働きながら子育てをしている方を、地域全体で見守り、支え合うことができるような環境整備を推進します。

②子育て支援体制の充実

安心して子育てができるよう、保育サービスの充実、保育所・児童館などの整備、育児不安に対応した子育て支援に努めるとともに、町内幼稚園との連携を深めていきます。

地域の中で子育て世代が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

また、公立保育所が地域のセーフティネットとしての役割を果たすため、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行います。

③子どもの健康の確保及び増進

妊娠期から子育て期までの一貫した健康管理の指導に努めるとともに、保護者が切れ目のない支援を受けられるよう支援体制の充実を図ります。

主要事業

- ♪ こども家庭センターの整備
- ♪ ファミリーサポートセンターの設置
- ♪ 児童短期支援事業（デイサービス事業・トワイライトステイ事業）の整備
- ♪ 学童保育の利用ニーズに対応した提供体制の整備
- ♪ 0～2歳児保育料の軽減制度の拡充検討
- ♪ 保育人材の確保及び施設整備
- ♪ 妊娠期から子育て期にわたる支援の充実
- ♪ アプリを活用した子育て情報発信の強化
- ♪ 子育て関連手続きのDXの推進
- ♪ 公園等の子どもの遊び場の充実
- ♪ 児童館の再整備

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町においても平成22年（2010）国勢調査による15歳未満の子どもの数は879人で、令和2年（2020）は568人と10年間で3分の2以下に減少し、少子化が進行しています。この急速な少子化や核家族化などにより、地域間の人間関係が希薄になり子育てが家庭が孤立するなど、子どもを産み育てることへの不安や負担感が高まっています。このため、子育ての問題を地域の課題として町民が共有する中で、今後、地域の子育てネットワークの構築が求められています。

女性の社会進出など、子どもたちを取り巻く社会状況が変化し、様々な保育サービスの要望や学童保育のニーズ拡大等の課題があります。本町では、富河保育所、栄保育所の2箇所の公立保育所がありますが、園児数は年々減少し、保育所の小規模化が進んでいます。また、共働き家庭の増加や就労形態の多様化に伴い、0歳児保育を令和元年度（2019）から開始し、令和2年度（2020）からは病児・病後児保育も開始するなど、保育サービスの充実に努めています。今後、保育サービスの拡充、こども家庭センターの整備、子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て支援対策など、保健部門や町内私立幼稚園とも連携しながら積極的に施策を推進し、子どもたちが心身ともに健全に成長できる環境の整備や子どもを安心して生み育て、子育てに喜びや楽しみを持てる環境づくりを進めることが必要となっています。

第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

第3節 福祉の充実

2

高齢者福祉

～ 基本方針 ～

「南部町地域包括ケアシステム」のさらなる深化と推進、高齢者福祉施策の効率的・効果的な運営を図り、高齢者が住み慣れた南部町で最期まで暮らしていけるために、高齢者福祉対策を推進します。

施策の方向

①南部町地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進

高齢者が住み慣れた南部町で最期まで暮らしていけるために、地域の支援、福祉・介護、医療との連携等が一体的に提供される仕組みづくり「南部町地域包括ケアシステム」の深化と推進を図ります。

②介護予防の充実

介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要な人もできるだけ機能を維持・改善できるように心身の機能の低下を予防し、機能訓練の充実を図ります。

③生活支援サービスの充実

住み慣れた南部町で継続した生活が営めるように、生活支援サービスの充実を図るよう検討していきます。

④認知症への理解促進と支援の充実

認知症の早期相談や診断、対応等ができる仕組みの構築を推進します。また、認知症になっても「住み慣れた南部町で最期まで暮らしていけるために」当事者、介護者、地域での支援体制の構築を推進します。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症に対する理解の促進を図ります。

⑤生きがい対策の充実

ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、生涯学習活動、学校での各種講師、雇用・就労機会の確保など、家に閉じこもりがちな高齢者が生きがいを持って社会に参加できるよう推進します。また、ふれあいいきいきサロンの活動は高齢者が気軽に集い、趣味活動など心とからだのリフレッシュや仲間づくりをする場所として整備されていますが、地域ボランティアによる自主的な運営ができるよう支援していきます。

主要事業

- ♪ 南部町地域包括ケアシステムの深化と推進
- ♪ 地域ケア会議の推進
- ♪ 介護予防の充実
- ♪ 生活支援サービスの充実
- ♪ 認知症対策の推進
- ♪ 地域活動や生涯学習など社会参加の場の充実
- ♪ シルバー人材センターを活用した雇用・就労機会の確保
- ♪ 老人クラブなど活動拠点の活性化
- ♪ ふれあいいきいきサロンの自主的運営への支援
- ♪ アルファセンターの有効活用
- ♪ 在宅福祉サービス及び在宅支援サービス
- ♪ 地域包括支援センターの機能の強化

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町の高齢化率は令和6年（2024）4月1日現在45.1%で、およそ2人に1人が65歳以上です。令和22年（2040）には本町の人口推計によると高齢化率は54.3%で、町民の半分以上が65歳以上となります。

人口の減少と高齢化率の上昇により、高齢者単独世帯や高齢者のみの世帯が多くなり、高齢者を支える担い手の減少が大きな課題となっています。

近年の物価高騰により、介護サービス等を受けることによる経済的負担も増大しており、高齢者を取り巻く環境は厳しい状況になっています。

しかし、高齢者が住み慣れた南部町で継続して安心して暮らしていけるように、充実した介護予防や生活支援サービスの推進、認知症の理解促進や支援の充実が求められています。

第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

第3節 福祉の充実

3 障害者福祉

～ 基本方針 ～

3

障害者福祉

障害のある人の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう総合的な支援体制を構築し、障害のある人に限らず、全ての人にとって住み良い地域づくりを目指します。

施策の方向

①生活の安定と自立の支援

経済的安定の確保、就労支援体制の充実、福祉的就労の促進など、福祉・雇用分野の協力や経済的な支援の充実を図ります。

②障害者福祉の推進

総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制を強化します。

主な支援対策は、乳幼児期での早期発見やリハビリテーション活動等の療育事業の推進、在宅で利用でき給付を受けられる地域生活支援事業等の障害福祉サービス事業の充実、障害者（児）関係団体との連携強化や障害福祉ボランティアの育成等、合理的配慮の提供など障害者の自立に向けた支援事業のさらなる推進と取り巻く環境の改善を図ります。

③ノーマライゼーション※の推進

ノーマライゼーションの理念に基づき、社会参加の促進を図りながら各種福祉施策による共生社会の形成に努めます。

※ノーマライゼーション…障害がある人もない人も、すべての人々が互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしている社会を目指す考え方。

主要事業

- ↗ 障害者の社会参加の促進と交流の場の確保
- ↗ 雇用・就業の促進
- ↗ 障害児教育の推進
- ↗ 在宅福祉サービスの推進
- ↗ 障害者（児）関係団体や福祉ボランティアの育成
- ↗ 峡南圏域相談支援センターとの連携強化
- ↗ 障害福祉サービス計画相談支援事業の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人もない人もお互いの個性を尊重し、支え合いながら、いきいきと暮らすことができる地域社会の構築が求められています。また、障害のある人が地域社会へ参加しやすく能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。

住み慣れた南部町において障害のある人が自立した生活を送るためには、就労支援を含め経済的に自立できる支援が求められます。しかし、実際には低賃金や障害の特性上就労できない場合等、一般就労できない人が多くいます。その方々に対し、福祉的就労の場を確保するため福祉・雇用分野の協力や経済的な支援が必要です。また、制度が複雑化し多様な支援体制が整いつつある中で、多くの方々は孤立し、様々な不安を抱えていると考えられます。

今後、各種サービスに関する質問・相談や、日常生活上の悩みや不安・障害に関する専門的な知識まで対応できる相談体制を強化するため、峡南圏域相談支援センターや基幹相談支援センターと連携して地域の課題の吸い上げや課題解消に向け取り組んでいきます。

第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

第3節 福祉の充実

4

地域福祉

～ 基本方針 ～

町民がもつ福祉の意識を一層高め、全ての町民が住み慣れた南部町で最後まで暮らしていくために、福祉関係団体や関係者との連携を強化しながら、福祉の町づくりを推進します。

施策の方向

①地域福祉推進体制の充実

地域の支援、介護予防及び医療との連携等が一体的に提供される仕組みづくり「南部町地域包括ケアシステム」による、地域福祉体制の充実を図ります。

②地域福祉活動の推進

民生児童委員や地域住民の代表者等と連携しながらの地域住民のボランティア活動の促進、地域福祉活動の中心を担う社会福祉協議会の体制強化と活性化の支援を図り、福祉サービスの利用促進など推進します。

③地域共生社会の実現への推進

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人與人、人と資源が世代を超えてつながることで、町民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく共生社会の実現を推進します。

④ボランティア人材の確保と育成の推進

持続可能な福祉の町づくり実現のため、福祉関係機関や地域の住民とともに地域ケア会議等を活用して幅広い年代のボランティアの人材確保と育成を推進します。

主要事業

- ↗ 地域福祉推進体制の充実
- ↗ 広報等による福祉意識の高揚
- ↗ 学校での福祉体験学習など福祉教育の推進
- ↗ 社会福祉協議会の体制強化・活動支援
- ↗ 福祉推進員と民生児童委員との連携強化
- ↗ ボランティアの確保と育成支援
- ↗ アルファセンターの活用
- ↗ 福祉サービスの適正な利用と周知

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町の地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心に、地域の各種ボランティアが原動力となって各地域で展開されています。また、町民相互の結びつきが強く、相互助け合いの風土が残っているため、その利点をいかした地域福祉活動を展開する基盤が存在しています。

福祉の基本は、思いやりや助け合いの心など近隣の相互扶助にあり、これら資産をいかしながら、福祉意識の啓発や福祉教育の推進など、地域福祉ネットワークづくりを推進することが求められています。しかし、人口減少による各種ボランティアの人員確保が今後の課題となっています。

「南部町総合計画策定に関するアンケート調査」の結果によると、参加しても良いと思われるボランティア活動として、「高齢者や障害者への支援や施設での手助け」、「災害時のボランティア活動」などに高い関心が寄せられています。今後、ボランティアの需要はますます増加し、ボランティアのニーズも多種多様化することが見込まれることから、このような自主的なボランティアを把握し、参加の促進やボランティアグループの活動支援などを推進する必要があります。さらに、地域包括ケアシステムをより深化し、支援が必要な高齢者や障害者を取り巻く諸問題への対応ができるように情報提供に努め、関係者と協力していくことが期待されています。

第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

第3節 福祉の充実

5

ひとり親家庭支援、 生活保護世帯福祉

～ 基本方針 ～

ひとり親家庭支援や生活保護世帯の福祉については、各関係機関との情報共有を図るなど連携を密にし、各制度の的確な支援に努め、適切な指導を行っていきます。

施策の方向

①ひとり親家庭の支援の充実

貸付制度や利子補給、医療費助成、各種手当など制度の充実により、生活の安定を図ります。また、個々に抱える問題に対処するため、民生児童委員との連携により相談・指導体制の充実を図ります。

②生活保護世帯の支援の充実

生活保護世帯の自立を支援するため、民生児童委員と連携を図りながら、状況に応じた指導助言を行い、生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度の適切な実施に努めます。また、関係機関と協力しながら就業機会の確保に努めます。

主要事業

①ひとり親家庭支援

- ↗ 経済的援助の充実
- ↗ 相談指導体制の充実

②生活保護世帯福祉

- ↗ 経済的援助の推進と自立促進
- ↗ 相談指導体制の充実
- ↗ 就業機会の確保

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

○ひとり親家庭支援

現在、ひとり親家庭に対して、貸付制度や利子補給、医療費助成、各種手当て及び民生児童委員による相談活動などが行われています。

本町でも、離婚件数の増加など、ひとり親家庭世帯が増えており、心のケアなどを含めて、総合的な支援策が必要となっています。

○生活保護世帯福祉

令和2年（2020）以降、コロナ渦の影響を受けての失業や物価高騰などにより生活に困窮する家庭が増えています。今後、相談、指導、助言など経済的な自立を促進することが課題となっています。

第3章 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり

第3節 福祉の充実

6

社会保障制度

～ 基本方針 ～

高齢化社会が進む中で、年々増加する医療費や介護保険給付費を抑制するため、適正な社会保障事業の運営を行い、併せて「なんぶ健康会議」を基軸に、生活習慣病予防を中心とした町民

総参加の予防対策を推進し、安定した社会保障制度の運営を目指します。

施策の方向

①国民健康保険の安定

定期的な特定健診の受診による健康状態の把握、健診後のフォローアップにより、生活習慣病の重症化予防対策を推進するとともに、制度運営の安定化と高水準の保険税収納率の確保に努めます。

②国民年金の充実

老後を支える重要な制度として、国民年金制度の周知や年金相談活動の充実を図ります。また、国などへ長期的視野に立った安心できる年金制度の構築を要請していきます。

③後期高齢者医療保険の安定

後期高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくため、生活習慣病等の重症化を予防する取り組みと生活機能の低下を防止する取り組みを一体的に実施するとともに、適正な保険料徴収により、安定した制度運営に努めます。

④介護保険制度の持続

持続可能な介護保険制度を確保するため、介護保険事業の適正化に努め、介護保険料の適正化・収納率の向上に努めます。また、介護予防等の地域支援事業の充実を図り、介護保険を利用しても、利用しなくても住み慣れた南部町で最期まで暮らしていけるために、地域の支援、福祉・介護、医療との連携等が一体的に提供される仕組みづくり「南部町地域包括ケアシステム」のさらなる深化と推進を図っていきます。さらに、町民ニーズに対応した介護保険サービスの整備についても検討していきます。

主要事業

①国民健康保険

- ↗ 健康教育や健康相談、特定健診や特定保健指導の充実など、健康づくりの推進による健康寿命の延伸
- ↗ 資格取得喪失など適用の適正化
- ↗ 高水準の収納率確保（関係機関との連携と情報共有）
- ↗ レセプト（診療報酬明細）点検、医療費の通知、広報活動などによる医療の適正化
- ↗ 国保診療所の円滑な運営

②国民年金

- ↗ 広報・相談活動の充実
- ↗ 国民年金対象者への加入促進
- ↗ 国民に信頼される制度構築のための国への要請

③後期高齢者医療保険

- ↗ 健康教育や健康相談、健康診断の充実など健康づくりの推進による健康寿命の延伸
- ↗ 資格取得喪失など適用の適正化
- ↗ 収納率の維持
- ↗ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

④介護保険

- ↗ 南部町地域包括ケアシステムの深化と推進
- ↗ 介護保険事業適正化の推進
- ↗ 介護保険制度の周知や相談業務の充実
- ↗ 迅速・適正な認定作業の推進
- ↗ 介護保険サービスの充実
- ↗ 地域支援事業の充実
- ↗ ケアマネジャーなど専門職員の確保と資質の向上

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

○国民健康保険

平成30年度（2018）に施行された広域化（都道府県化）、令和6年（2024）12月には従来の被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと保険証が一体化されるなど、大きく変貌しつつある国民健康保険。その被保険者数は1,488人、加入世帯数は1,053世帯と、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行及び社会保険への加入促進等により被保険者数は減少しており、総人口に対して21.7%と町民の約1/5が加入している状況です（令和6年（2024）3月末現在）。

国民健康保険制度の財源は、被保険者からの保険税と国庫補助金等を基盤として運営されていますが、被保険者の高齢化による課税対象所得の減、医療の高度化等による医療費の増加などにより、その運営は厳しいものになると予想されます。

今後も国保財政の維持と被保険者の保険税負担の公平を図るとともに、被保険者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、その結果としての医療費適正化に資することが必要です。

○国民年金

10年前と比較すると被保険者数は約半減し750人ですが、受給者数は3,206人、受給金額は2,369,701千円（うち老齢年金は3,011人、2,225,627千円）と増加しています（令和6年（2024）3月末現在）。

以前からの年金制度に対する「年金不信」は、いまだに根強くありますが、引き続き信頼される年金制度の構築を関係機関に要請するとともに、町民に対しては広報活動等を通じて制度の周知を図っていくことが必要です。

○後期高齢者医療保険

75歳以上の町民と65歳から74歳の障害のある方を被保険者として、山梨県後期高齢者医療広域連合が主体となり市町村と業務を分担し運営しています。後期高齢者の被保険者数は1,718人で、総人口に対して25.1%と町民の約1/4が加入しています（令和6年（2024）3月現在）。

後期高齢者医療制度の財源は、被保険者からの保険料と国庫補助金、各被用者保険からの負担金を基盤として運営されていますが、団塊の世代の本制度への移行に伴う被保険者の増加により医療費が増嵩しています。

健診による早期発見、早期治療により疾病の重症化を予防するとともに、高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策、就労・社会参加支援を一体的に実施していくことが必要です。

○介護保険

本町の第1号被保険者数は令和6年（2024）3月末現在で3,147人、要介護・要支援認定者数は566人（第2号被保険者含む）です。また、高齢者人口はピークを迎え、被保険者数、認定者数は減少していくが、サービス受給者1人あたりの介護保険給付費は横ばいで推移していく見込みです。

今後、持続可能な介護保険制度の運営を確保していくために、介護予防等の地域支援事業の充実と、介護保険だけでなく、地域の支援、福祉・介護、医療連携を図り「南部町地域包括ケアシステム」のさらなる深化と推進を図る必要があります。

▶ 第4章 安心して暮らせる町づくり

第1節 生活道路網の整備

1

生活道路

～ 基本方針 ～

町民の利便性と安全性を重視した道路環境を整備します。また、橋梁等老朽化が進んだ施設は、耐震化などの安全性を確保した修繕を施し強靱化を図ります。農林道を含め機能的役割を果たす

道路網整備を推進するとともに、利便性の高い町営バス路線網の編成に努めます。

施策の方向

①町道等の整備促進

町道や農道、林道等については、町民ニーズを反映し、計画的な改良等を進めるとともに、基幹道路へのアクセスや機能的な道路網の構築に取り組みます。道路の維持管理のために、定期的にパトロールを行い、補修箇所の早期発見と補修工事を実施します。また、町営バスが運行している道路、または運行が検討されている道路については、バスの安全な運行に必要な改良工事を実施していきます。

橋梁については、南部町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次修繕を実施する必要があります。また、道路の損傷箇所や変状を早期に発見し適切な処置を講じ、継続的かつ効率的な維持管理を行います。

②道路環境の整備促進

道路交通の安全確保のため、歩道、カーブミラー、道路標識、街路灯、信号機などの整備を進めます。また、町民や観光客などにわかりやすい、景観と調和のとれた観光案内標識の設置を推進します。

③町営バスの利便性向上

町営バスの利便性向上に向けて、車両更新を計画的に進めていくとともに、高齢者や学生等交通手段を自ら持たない町民を考慮した路線の再編を行います。

④身延線の利便性向上

J R 身延線を利用する通学者等の利便性向上に向けて、本数の増発など身延線沿線活性化促進協議会等を通じて J R への要望を促進していきます。また、内船駅、十島駅、井出駅、寄畑駅の周辺整備に努めます。

主要事業

- ↗ 計画的な拡幅や改良等による町道の整備
- ↗ 農林道等を含めた機能的な道路網の構築
- ↗ 道路維持管理のためのパトロールと早期補修
- ↗ 町営バスの路線に配慮した道路改良
- ↗ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施
- ↗ 歩道、カーブミラー、街路灯、信号機など整備による安全の確保
- ↗ 景観に配慮したわかりやすい案内標識の設置
- ↗ 計画的な町営バスの車両更新
- ↗ 高齢者や児童等を考慮した町営バス路線等の見直し
- ↗ 身延線利用者の利便性向上のための J R への要望促進
- ↗ 身延線の町内各駅周辺整備

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町の道路網は、南北に走る中部横断道を根幹に国道2路線、県道5路線と多くの町道で構成しています。山間部である町内の移動手段は自動車为中心で、町内外への通勤通学や買い物等のため、道路は極めて重要なインフラです。また、公共交通機関は、J R 身延線と町営バスがありますが、J R 身延線については、通勤者のマイカー利用や少子化による高校生の減少等により利用者が減少する状況にあります。今後、免許を返納した高齢者や電車利用観光客の交通手段として、町営バスの運行本数と運行路線を確保するとともに町営バス制度の効率化が必要となっています。

生活基盤となる道路網整備と交通機関は町民の生活向上と安心安全な生活環境づくりに必要なため、引き続き道路の点検や橋りょうの耐震化などの管理を徹底します。

第4章 安心して暮らせる町づくり

第2節 広域道路網の整備

1

広域道路

～ 基本方針 ～

町民の日常生活におけるアクセス向上のための国道・県道の整備促進と雨量規制撤廃を含めた安全性確保について関係機関へ強く働きかけ、早期実現を目指します。

施策の方向

①国道・県道等の整備促進

中部横断自動車道北部区間の建設促進、国道52号線及び国道469号線の整備促進を国・県等に要望していきます。また、国道52号線の工事に関し、早期工事を希望する箇所の把握に努め、迅速な工事の実施の要望と工事方法や工事期間の周知及び工事期間の短縮を国に求めています。さらに、県道の御屋敷、井出、内船地区などでの改修工事が計画されていますが、引き続き県に対し、町内にある県道の整備促進を要望していきます。

②安全対策等関係機関との調整

国道52号線については、定住促進の観点からも通勤通学時に不便をきたさないための雨量規制の緩和措置等、安全対策を考慮する中で関係機関に求めています。

主要事業

- ↗ 中部横断自動車道北部区間、国道52号線、国道469号線の整備促進の要望
- ↗ 国道、県道の雨量規制の緩和、撤廃の要望
- ↗ 国道52号線について早期工事希望箇所の把握と実施の要望
- ↗ 国道52号線の工事方法、工事期間の周知と工事期間短縮の要望
- ↗ 町内にある県道の整備促進の要望

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

令和3年（2021）に開通した中部横断自動車道（山梨静岡間）は、本町を山梨県の新たな南の玄関と位置付け、併せて都市へのアクセスが向上したことで本町の発展を担う道路となりました。国道では並行する国道52号線も重要な基幹道路で、町民の生活に欠かせないものとなっています。また、万沢から御殿場市へとつながる国道469号線は延長約50kmの整備構想路線となっており、新東名高速道路や東名高速道路及び国道1号線の代替道路としての機能を持っています。これら国道は改良工事、防災工事が進められ、あわせて雨量規制の緩和等が行われるようになりましたが、安心安全のためにはさらなる改良が求められます。

生活圏である富士宮市や富士市への主要道路である県道富士川身延線は改良工事が進められ、狭隘箇所解消が図られています。また、令和5年（2023）に富士川かりがね橋が開通し、町内からの通勤や流通の利便性が向上しました。

広域道路の整備は本町の定住促進や産業振興に欠かせない重要なインフラです。中部横断自動車道の開通で産業、物流、観光、防災、医療など様々な分野に好影響をもたらしています。今後も防災工事や狭隘箇所解消等、多様な問題解決に向けて、関係機関と連携していくことが必要となります。

第4章 安心して暮らせる町づくり

第3節 防災・災害対策、消防・救急対策の充実

1

防災・災害

～ 基本方針 ～

国や県と連携した各種防災・減災対策事業を推進していきます。また、地域防災計画に基づき、災害時に的確迅速に対応できる災害対策体制の確立を図ります。

施策の方向

①防災対策事業の推進

県の示す土砂災害警戒区域や浸水警戒区域に基づき町のハザードマップを作成し、国・県など関係機関共同による定期的な巡視、点検、訓練を実施します。また、国や県と連携の上、ハザードマップの更新を実施し、治山治水・砂防事業を推進することで、防災上の危険箇所の早期解消を図ります。危険区域に対しては、周知、警戒避難対策、住宅等の新規立地抑制といった対策を講じます。

避難場所は、体育館などの公共施設が防災拠点として機能することになっていますが、これら以外の指定避難所である公民館や集会所の耐震化促進を図るとともに、町民各世帯の一般木造住宅の耐震化事業の推進に努め、安全性の確保を図ります。また、各防災関係機関、ボランティア組織、他市町村、民間企業等との総合的な救助・救援体制をさらに強化し、防災体制の確立を図ります。

②防災意識の高揚

地域防災計画、国土強靱化地域計画、ハザードマップの更新、防災リーダーの育成、勉強会、訓練の実施などを通じ、町民の防災意識の高揚や防災知識の普及を図るとともに、自主防災組織の強化の充実を進めていきます。

主要事業

- ↗ 指定避難所となる公共施設の耐震促進
- ↗ 一般木造住宅の耐震化事業の推進
- ↗ 防災施設、資機材、食料の備蓄（町、自主防災会、個人）の推進
- ↗ 避難場所の整備と町民への周知
- ↗ 災害時における要支援者の個別避難計画の作成
- ↗ 災害時の通信体制の整備確立（無線機及びの点検・訓練、災害時の連絡網の確認の徹底）
- ↗ 南海トラフ地震の防災体制の整備
- ↗ 地域防災計画による防災意識の高揚
- ↗ 自主防災組織、防災訓練の充実
- ↗ 防災リーダーの育成
- ↗ ハザードマップの更新と周知
- ↗ 防災計画及び国土強靱化地域計画、各種マニュアルの充実

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町は周囲を急峻な山々に囲まれ、町の中央を富士川が流れ、その支流となる多くの河川があります。支流河川沿いには、崩壊のおそれのある急傾斜地や、水害及び土石流発生のおそれのある渓流など危険個所が数多くあります。近年、日本各地において台風や集中豪雨による被害のほか、線状降水帯等による短時間に集中して猛烈な雨や突風等の突然の風水害による被害が多発していることからそれらに対する対策が必要になっています。

また、本町は南海トラフ地震の震源域にもなっていることから、地震防災体制の一層の強化を図ることが喫緊の課題です。体育館などの公共施設が防災拠点（避難所等）として機能することになっていますが、各地区が孤立することも想定されることから指定避難所である公民館、集会所の耐震化促進と一般木造住宅の耐震化事業を推進し、安全性の確保を図る必要があります。さらに、災害発生時の主たる輸送手段については、道路交通を想定していますが、大地震や大規模な土砂災害等が起これば、道路交通網が一時的に機能しなくなることも予想され、こうした際の負傷者や救護者の広域緊急輸送、救援物資等の輸送には、ヘリコプターの利用が必要かつ効果的と考えられます。今後、国の動向を踏まえ、地震、風水害など様々な災害に対応した地域防災計画並びに国土強靱化地域計画の見直しを適宜行い、各防災関係機関、ボランティア組織、他市町村、民間企業等との総合的な救助・救援体制の確立を図り、防災体制の充実に努めなければなりません。

本町は、町及び自主防災会において災害時用の資機材、食料を備蓄し、事前の対策を十分にしていますが、災害時には一時的に行政機関が麻痺することも想定されるため、自助、共助が非常に重要になってきます。今後、広報活動や勉強会、訓練などを繰り返し実施して町民及び自主防災会の防災意識向上を図る必要があります。

その他の災害としては、富士山噴火による火山降灰災害や中部電力浜岡原子力発電所の動向を踏まえた応急対策及び武力攻撃等から国民を守るために制定された国民保護法に基づいた避難体制等の整備も図らなければなりません。

第4章 安心して暮らせる町づくり

第3節 防災・災害対策、消防・救急対策の充実

2

消防・救急

～ 基本方針 ～

町民の安全や安心の確保のため、多様化する災害に対応できる消防体制の充実や地域に適応した機能的な消防施設の整備、救急搬送体制の充実を目指します。

施策の方向

①消防体制の充実

峡南広域行政組合消防本部と連携し、迅速かつ適切な消防活動を行います。また、被雇用者の消防団員が活動しやすい体制の整備を促進するために、消防団協力事業所制度の拡大と新入団員、機能別消防団員の確保を図りながら、消防団の再編を検討していきます。

火災予防運動や各種訓練など、女性・子ども・高齢者等への消防・防災教育を充実させ、防火意識の醸成、浸透を図っていきます。

②消防施設の整備

地域に適応した機能的な消防自動車、拠点施設、無線・資器材等の消防設備の整備、更新を進めていきます。また、耐震性貯水槽や消火栓などの設置や取替え、自然水利の確保と利用など消防水利の充実を図ります。

急峻な山々に囲まれた本町の特性を考慮し山林火災等への災害に備えて、消防団員の安全確保に配慮した装備の充実を図ります。

③救急搬送体制の充実

峡南広域行政組合消防本部と連携し、救急患者搬送体制の充実を図るとともに、救命講習会の実施やAED（自動体外除細動器）の普及啓発に努めます。

主要事業

- ↗ 峡南広域行政組合消防本部と連携した迅速かつ適切な消防活動の推進
- ↗ 新入団員・機能別消防団員の確保、消防団協力事業所の拡大
- ↗ 消防団活動のPR
- ↗ 火災予防運動の推進
- ↗ 女性・子ども・高齢者への消防教育の充実
- ↗ 地域に適応した機能的な消防自動車、拠点施設、無線等の整備・更新と充実
- ↗ 耐震性貯水槽、消火栓、自然水利等消防水利の充実
- ↗ 峡南広域行政組合消防本部と連携した救急患者搬送体制の充実
- ↗ 救急救命士の育成への協力
- ↗ 普通救命講習会の実施
- ↗ AED（自動体外式除細動器）の普及、講習会の開催
- ↗ 消防活動等マニュアルの充実

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町の消防体制は、常備消防として町内に配備されている峡南広域行政組合消防本部中部消防署南分署と、非常備消防としての町消防団により構成され、両者は連携し活動を行っています。

町消防団は2分団22部で組織されていますが、近年、若者の町外への流出と人口減少などにより、団員の確保が難しくなっています。また、団員の多くが町外で就業しているため昼間時の火災発生の場合に迅速かつ十分な消火活動ができるかなどといった課題もあることから、団員が入団しやすい環境を整え、再入団や機能別消防団員を確保し消防力の確保をしていく必要があります。さらには、消防団と事業所との協力体制を強化するため、事業所が社会貢献をPRできる「消防団協力事業所表示制度」を導入しており、今後はさらなる協力事業所の拡大を目指します。また、消防団員が「地域のために活動をしている、貢献している」という使命感と責任感を誇りと魅力に思える地域と組織づくりに積極的に取り組まなければなりません。

一方で、町民の生命、身体及び財産を守ることができるよう、団員自身の資質向上のための各種研修会や基礎訓練へ積極的に参加し、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震や風水害など多様化する災害に対応できるよう、消防団資機材等の充実にも取り組み、消防団組織としての災害対応力の強化に努める必要があります。

現在、設置されている消防自動車や拠点施設などの消防施設は、緊急時に対応するため引き続き点検整備等の実施や更新をしていかなければなりません。また、消防水利に関しては、耐震性貯水槽等の設置促進、消防団活動の安全確保対策と、装備の充実は欠かすことができません。

救急体制については、峡南広域行政組合消防本部中部消防署南分署が救命救急士を配置し、常時出動できる体制を整えています。総合病院や救命救急病院が町内や近隣にはないため、隣県の富士宮市立病院など静岡県側を含めた広域的な連携により、患者を遠隔地の医療機関に搬送しています。中部横断自動車道の全面開通により緩和されたものの、依然その搬送には時間がかかるため、町民の間にはその不安感も出ています。そのためにも一次診療の充実とともに、防災ヘリやドクターヘリとの連携など、救急救助体制の充実と広域的な連携による受け入れ医療機関の促進が求められます。また、誰もがAED（自動体外式除細動器）を迅速に活用できることが重要であり、操作方法について周知することが必要です。

第4章 安心して暮らせる町づくり

第4節 防犯・交通安全対策の充実

1

防犯・交通安全

～ 基本方針 ～

町民が安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を密にし、防犯体制の強化を図るとともに、交通安全運動による意識の高揚を図り、安全な町づくりを目指します。

施策の方向

①防犯意識の改革

巧妙な手口による詐欺や凶悪化する犯罪から身を守るよう、広報やFM告知放送等を通じ、町民の防犯意識の高揚とその強化に努めます。また、生活安全条例に基づき、地域安全意識の高揚を図ります。

警察署、消防団と連携し、町民各戸に対し防犯診断を実施します。

警察署などの関係機関、防犯連絡所協会などと連携し、子どもたちに対する「みんなの110番の家」の再認識の徹底や、防犯教育の推進を実施していきます。

②防犯施設の充実

町民からの防犯灯設置要望等に基づいた設備の充実を図ります。

③犯罪抑止のためのパトロール

警察署と連携し青色防犯パトロール車による町内の巡回パトロールを実施し、犯罪を抑止します。

④交通安全施設の整備

カーブミラーなどの設置要望に基づき、ドライバーや交通弱者等に配慮した交通安全施設の整備を図ります。

⑤交通安全の啓発

高齢者、子どもなどに対する地域行事や、保育所・幼稚園・小中学校などでの交通教室を実施していきます。

警察署、交通安全協会など関係機関と連携し、街頭指導所の開設を通じ交通安全の啓発や交通マナーの向上を図ります。

交通事故被害者や家族の救済対策として、交通災害共済への加入促進を図ります。

道路交通の円滑化や安全性の確保を図るため、地域の実情に即した交通規制を関係機関と連携し、交通秩序の維持に努めます。

主要事業

- ♪ 広報等による防犯意識の改革
- ♪ 生活安全条例に基づく地域安全意識の高揚
- ♪ 地域や関係機関との連携（防犯診断、青色防犯パトロール）
- ♪ 子どもたちへの防犯教育の実施・保護者会等の強化などによる防犯教育の実施
- ♪ 防犯灯の設置と適正な維持、管理
- ♪ 交通弱者等に配慮した交通安全施設の整備
- ♪ 高齢者、子どもへの交通安全教育と交通死亡事故防止
- ♪ 関係機関と連携した交通安全の啓発、交通マナーの向上
- ♪ 自転車等の安全（適正）利用とヘルメット着用の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

全国的に犯罪の凶悪化、低年齢化などが進展している上、外国人犯罪も急増しています。経済の発展とともに、社会や各家庭に物資が豊富になり、何一つ不自由なく暮らせるようになった今日ですが、犯罪は社会の発展に逆行するかのようには後を絶ちません。山梨県における令和5年（2023）の刑法犯認知件数は、3,365件と前年比で475件（16.4％）の増加となっていますが、刑法犯認知件数のピークであった平成14年（2002）の15,245件と比較すると1/4以下となり、長期的には減少傾向にあります。この要因は、警察と自治体、自主防犯ボランティア、町民、関係団体等の連携した犯罪抑止対策が奏功したものと考えられます。本町では、事例として犯罪安全度、窃盗全体安全度、侵入窃盗安全度、自動車・オートバイ窃盗安全度、車上ねらい・部品ねらい安全度など犯罪被害にあう危険性が低く安全な町といえます。しかし、今後は、情報化の進展や交通網の整備を背景に、模倣犯罪の増加や高齢者を狙った詐欺など犯罪の広域化と巧妙化が懸念され、安心して暮らせる居住環境維持に向けて各地域において連携を深めながら、積極的な犯罪抑止対策や活動を続けていく必要があります。

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるわけですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難です。県下における交通事故発生状況は、発生件数と負傷者数は減少傾向で推移しているものの、憂慮すべき状況です。山梨県は、高齢化率の進行が全国平均を上回り、交通死亡事故に占める高齢者の被害の割合も高い状況となっています。高齢者の特性を踏まえた安全運転の推進や、効果的な交通安全の普及啓発を早急に進めるため、高齢者対策を幾重にも実施しながら高齢者の交通死亡事故防止の徹底に努めるとともに、一人一人の交通安全意識の一層の醸成を図らなければなりません。人命尊重の基本理念に基づき、交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、その参画と協働により悲惨な交通事故の発生を防止し、「安全・安心に暮らせる町づくり」を目指します。

第4章 安心して暮らせる町づくり

第5節 消費生活の安全対策強化

1

消費生活

～ 基本方針 ～

安心・安全な消費生活を送れるよう、関係機関と連携し、町民に対する啓発活動を強化するとともに、相談体制・意識啓発の充実を図ります。

施策の方向

①消費生活に関する啓発活動の強化

消費生活環境の多様化により、消費者がトラブルに巻き込まれる可能性も増えています。町民が被害に遭わない賢い消費者になるための情報を窓口へのチラシの設置・広報・ホームページ・FM告知放送・組長配布等を通じて提供していきます。また、啓発活動・各種講座を用いた意識啓発を図ります。

②消費者相談体制の充実と関係機関との連携

町、消費生活センター、警察署等の相談窓口を積極的に活用していただくよう周知し、町民への最新の情報提供の充実、また消費者の保護を図ります。

主要事業

- ♪ FM告知放送・広報・SNS等による悪質商法に対する注意喚起
- ♪ いきいき大学・公民館等での出前講座による啓発
- ♪ 消費生活研究会・相談員との連携による啓発・相談業務の充実
- ♪ 関係機関との連携による情報提供等の強化

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

高度情報通信社会や技術改革・規制緩和・国際化等の進展により、新たな商品や役務の提供など、消費生活の質や豊かさの向上にプラスとなる面が増えています。一方で、取引方法が複雑化・多様化し、関連する知識や情報の専門性・高度化などが進み、消費者と事業者間における情報の格差はますます拡大しています。そのような中、消費者の知識・経験不足につけ込んだ若年層や高齢者・障害者などを狙う悪質商法も社会問題化しています。今後、合理的意思決定ができる等の消費者の権利実現に努めるため、町民に対する情報提供の強化と消費者教育の充実が必要になっています。

第4章 安心して暮らせる町づくり

第6節 地域情報化の推進

1

地域情報化

～ 基本方針 ～

高速で大容量の情報通信網により、産業の発展・定住促進・企業誘致等、住み良い町づくりに向け、時代に沿った施策を進めます。

施策の方向

①光ファイバ網を活用した町内情報一元化の推進

町内全域に敷設した光ファイバ網を活用し、町民生活の利便性向上に資する各種情報を配信します。また、若者の定住促進や産業振興、企業誘致等に向けた環境づくりに活用します。映像を用いた情報発信については、検討を重ねていきます。

②光ファイバ網の維持管理の検討

光ケーブルのN T T東日本への無償譲渡契約締結に向けて、各種事務手続きの準備を進めます。

③情報インフラ網の冗長化

有線に頼る情報インフラ網は、山に囲まれた地域では発災時等の脆弱性を内包した状態であるため、不測の事態であっても最低限の情報通信が可能となる環境の整備について検討します。

主要事業

- ↗ 町内全域へ敷設した光ファイバ網の活用
- ↗ N T T 東日本への光ケーブルの譲渡
- ↗ 不測の事態、環境下での情報通信環境の模索
- ↗ なんぶ光ネットふるさと情報センターの情報通信設備の更新及び整備検討

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

町内全域に敷設してある光ファイバ網は、現状、町の所有物であり、維持管理に多額の保守料が発生しています。しかし、これについては、設置時に敷設したケーブルをN T T 東日本へ貸し出すことで賃料を得ており、維持管理費と相殺しています。(I R U契約)

課題点としては、光ケーブルのほとんどは、東京電力柱あるいはN T T 柱に共架されているため、電柱の老朽化等に伴う建て替え(支障移転)が多数発生してきており、これらの工事費用は、契約上補償対象とならないため費用の確保が課題となっています。また、使用開始から10年以上が経過し今後耐用年数の関係で敷設替えが必要となってくることも課題となります。

それらのことを考慮して、使用開始から10年以上経過した設備については、N T T 東日本へ無償譲渡をすることが可能となったことから、令和7年度(2025)中に必要な調査・協議をして、令和8年度(2026)の譲渡を目指しています。

今後、老朽化が進んでいる情報通信施設の基幹設備の更新検討が必要となってきます。

▶ 第5章 郷土愛を持つ人づくり

第1節 地域に根差した教育・学習活動の推進

1

学校教育

～ 基本方針 ～

自然・歴史・文化等の地域の特性を生かしながら、特色ある教育活動を展開し、学力の向上や豊かな心とたくましい体づくりをめざすとともに、伝統と文化を尊重しふるさとに誇りと愛着

をもつことのできる子どもの育成に努めます。

施策の方向

①教育環境の整備

学校教育においては、一人一人に「確かな学力」、「豊かな心」や「健やかな体」をバランスよく育むとともに、将来の夢や希望の実現に向けて根気強く取り組み、学習意欲を高めるなどの「生きる力」を育成することが求められています。

子ども一人一人の個性や能力を伸ばし、社会で発揮できるよう質の高い、魅力あふれる教育を推進します。また、学校教育における情報化を進め、情報活用能力を育成するためICT環境の整備を推進します。

教育支援活動としては、教育支援センターを充実させ、児童生徒及び保護者の就学や家庭環境等の不安や悩みに対処し、不登校児童生徒の学校復帰を支援するなど、教育相談体制の充実を図ります。また、心身の発達に障害のある子どもの早期対応に努め、適切な教育相談及び就学指導を実現するための組織的、効果的な支援体制づくりを推進します。

統合については、児童数の減少が続くことが予想され、良好な教育環境の維持・向上をはかるために、令和8年（2026）4月の開校を目指し南部地区小学校の統合を進めます。

児童生徒が登下校時において事故や犯罪に巻き込まれることがないように、スクールガードリーダーなどと連携しながら安全確保に努めます。

学校給食では、子どもたちの健康の増進や体力向上等を踏まえ、地場産物の積極的な活用などにより、安全でバランスの良い給食を提供するとともに、子育て世帯の負担軽減を図るため、給食費無償化を継続します。

②教育内容の充実

これからの激動する社会の中では、自分の良さや可能性を認識するとともに、他者の多様性を受け入れながら持続可能な社会の創り手となることが求められています。学校教育では、一人一台端末等ＩＣＴ機器を最大限活用し、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、これまでの一斉型授業にとらわれない、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

学力の向上はもとより、児童・生徒の個性や能力を伸長し、豊かな人間性をもつ子どもを育てるため、地域資源などを活用しながら、教育内容の充実、多様化に努めます。それぞれの発達段階に応じて、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、命の大切さや人権を尊重する心、自然を愛する心、郷土を愛する心を養います。また、食育と併せて、心と体の教育を推進します。

③ふるさと教育の推進

自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育む教育を推進します。

また、令和元年度（2019）に教育委員会が、町の自然や歴史、文化、産業を題材にして制作した「ふるさとカルタ」は、楽しみながら「ふるさと南部」を学ぶことができるアイテムであり、積極的な活用を図ります。

④幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期の子どもたちの健やかな心身の成長を支えるため、幼児教育の充実を図ります。また、小学校との円滑な接続を目指し、家庭、保育所・幼稚園と連携しながらより良い教育環境の整備に努めます。

主要事業

- ↗ 教育支援センターの推進
(不登校対策事業・学力向上事業・小小連携事業・英語教育支援事業)
- ↗ ICT環境の整備(一人一台端末の更新・端末管理システム及び授業支援システムの導入・クラウドソフトの導入・デジタル教科書の活用)
- ↗ スクールバスの更新
- ↗ 心の教室相談員制度の継続実施
- ↗ 特別支援教育の充実
(就学相談・特別支援教育支援員の配置・特別支援教育就学奨励事業の継続)
- ↗ 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業の継続
- ↗ 南部地区小学校の統合及び通学区域の見直し
- ↗ 通学路の整備及び防犯を兼ねた校庭の整備
- ↗ 学校照明のLED改修
- ↗ 学校給食共同調理場の整備及び給食車の更新
- ↗ 小中学生の給食費無償化の継続
- ↗ 基礎基本の定着と時代に即した教育の推進
- ↗ 体験学習及び学校間交流の推進
- ↗ ALT配置事業を活用した幼児から中学生までの英語教育の充実
- ↗ 英語専科教員の配置
- ↗ 町単教員の配置継続(複式学級解消事業・きめ細かな学習支援事業)
- ↗ 学校図書館の充実
- ↗ ふるさと教育の推進
- ↗ 学校運営協議会事業の充実
- ↗ 小中学校入学祝金事業の継続
- ↗ 災害備蓄品・資機材の更新
- ↗ 中学校部活動の地域移行事業の推進
- ↗ 現代的課題に応じた教育の推進(金融教育、SDGsなど)

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町には、現在小学校が3校、中学校が1校あり、それぞれ地域に根差した特色ある教育が展開されるとともに、生きる力を育む質の高い学校教育を創造するため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し取り組んでいます。基礎的・基本的な知識及び技能を定着させ、これらを活用して主体的に学習に取り組む姿勢を養い、個性をいかす教育の充実に努めています。また、集団の一員としての基本的な生活習慣やより良い人間関係の育成に努めるとともに、自然を大切に、地域に学び、地域を愛し、伝統と文化を尊重する態度の養成や、健康で安全な生活を送ることができる心身ともに健康でたくましい子どもの育成にも努めています。さらに、国際理解教育を推進し英語によるコミュニケーション能力の基礎も養っています。

学校施設の整備については、必要に応じて校舎内外を改修しています。また、GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末のICT環境により、学習活動の充実や主体的・対話的で深い学びが実現するようできるように、教職員及び児童生徒用パソコンやICT環境の更新・整備を行っています。

過疎化や少子化による児童生徒数の減少により、令和8年(2026)4月に南部地区の小学校の統合が決定し、今後は通学区の見直しや通学方法について検討を進めます

現在、町内には私立幼稚園が1つあり、時代に対応した教育を実施しています。また、学校教育の前段階として幼児期の教育は重要であり、家庭・地域・行政が互いに協力しながら、幼児期の子どもたちを健康で情操豊かに育てるための環境づくりの整備が必要となっています。一方、今後さらに少子化が進むことが予想されるため、町立保育所との連携を検討する時期にきています。

第5章 郷土愛を持つ人づくり

第1節 地域に根差した教育・学習活動の推進

2

生涯学習

～ 基本方針 ～

生涯学習の振興と活動拠点の整備充実、また町民ニーズに応える各種教室、講演会、講座等の開催など学習機会の拡充と内容の充実を推進し、町民の自主的な活動を促進するための支援体制を強化していきます。

施策の方向

①生涯学習のための環境維持

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たします。生涯学習及び地域住民が気軽に集える地域コミュニティの拠点としての役割を担えるように、修理・改修などについて補助を継続し、生涯学習の拠点として環境の維持に努めます。

②生涯学習内容の充実

町民のニーズに合った多彩な教室、講座、講演会を開催し、内容の充実に努めます。特に子どもから高齢者までの各年代別に応じたテーマを設定することによって、学習意欲を促進します。また、各種地域資料の保存、集積を進め、資料のデジタル化による学習教材化などの整備を進めます。

③図書館の充実

生涯学習の拠点の一つである図書館においては、町民の必要とする情報を入手しやすい環境を整備するため、ＩＣＴによる蔵書検索システムを活用して、町外や県立図書館とのネットワークで蔵書の確認ができるようシステムの更新、電子書籍の導入、施設の整備や管理運営の効率化を推進します。また、図書館ボランティア等の育成に努め、親子などを対象にしたお話会や映画上映会、各種教室を開催します。なお、子どもたちの調べ学習に対応するため、学校図書館司書との連携を図ります。

主要事業

- ↗ 老朽化施設の見直し
- ↗ 地区公民館や地域集会施設などの修理・改修等へ補助
- ↗ 成人教室の充実（生涯学習セミナー）
- ↗ 高齢者教室の充実（なんぶいきいき大学）
- ↗ 子育て学級との連携
- ↗ 中央公民館の各種講座・教室等の充実
- ↗ 地区公民館活動への支援
- ↗ 生涯学習自主活動グループの育成
- ↗ 蔵書の充実
- ↗ 図書館ボランティアの育成
- ↗ 美術館 I C T 事業の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町では、町民が自主的に生涯学習に取り組むため、公民館や図書館などを中心に各種教室、講座、講演会等を開催しています。しかし少子高齢化が進む中で生涯学習全般にわたりコミュニティ機能の弱体化が進み、生涯学習の推進においては厳しい環境下にあります。このような中、健康で有意義な生活を送ることができるよう、町民の多様なニーズを十分把握し、生きがいづくりや自己研鑽などのための多彩な場の提供や各種グループの支援を行うことが必要です。

図書館では、全てのサービスの基本となる蔵書の充実に努めるとともに、クラウドを活用した図書館システムの構築や電子書籍の導入、地域資料のデジタル化など時代に合った図書館システムを構築していかなければなりません。

また、県立図書館や各学校図書館との連携、図書館ボランティアの育成とその活動を支援して継続させていき、地域を支える情報拠点としての機能強化を図ります。

美術館の I C T 事業として、バーチャル美術館を開館し、多くの町民が芸術に触れる機会を得ることができる環境を整備していかなければなりません。

第5章 郷土愛を持つ人づくり

第1節 地域に根差した教育・学習活動の推進

3

生涯スポーツ・レクリエーション活動

～ 基本方針 ～

「スマイルなんぶ」～健康・長寿、日本一を目指して～をスローガンにして健康で活力ある生活を送れるよう、幼児期から高齢者までのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進と支援を強化します。

施策の方向

①施設・設備の充実

アルカディア南部総合公園などの施設や設備の充実を図ります。

老朽化する体育施設については、省電力化等を踏まえた改修整備を公共施設等総合管理計画に則って行います。また、避難所として指定されている施設に関しては、耐震化や空調設備等の整備を進めるなど、利用者の安全確保に努めます。

施設の概要や利用状況などの情報提供や予約システムを構築し、利用の促進を図ります。

②生涯スポーツの充実

スポーツ活動に対する町民のニーズは多様化しており、生涯スポーツ活動への参加を促すため、それぞれの年齢、志向、体力に合った身近で親しめるスポーツ教室やスポーツイベント・レクリエーション行事をこれまで以上に充実させ、スポーツ活動が健康づくりに繋がることも視野に入れて、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツや運動を楽しむことができる環境整備を図ります。

③スポーツ活動支援体制の強化

町民の日常的なスポーツ活動を支援する役割を担う、スポーツ協会やスポーツ少年団など各種団体の指導者の高齢化に伴い、世代交代が必要であることから、多様化する町民のニーズに対応するための各種スポーツ・レクリエーションにおける指導者の養成と指導力の向上のため、指導者講習会等を実施します。

主要事業

- ♪ 老朽化している体育施設の改修
- ♪ 各施設の耐震化や照明のLED化及び空調設備設置の検討
- ♪ ウォーキング・ジョギングコースの設定
- ♪ 施設の予約状況・予約に関するシステムの構築
- ♪ 町民一人1スポーツの推進
- ♪ 子どものスポーツ機会の充実
- ♪ 誰でも気軽にできる「ラジオ体操」、「ウォーキング」等の推進
- ♪ 「チャレンジデー」や「アルカディアフェスタ」等の主要イベントの推進
- ♪ ライフステージに合ったスポーツ教室やスポーツイベントの開催
- ♪ 各種スポーツ指導者の養成と指導力の向上
- ♪ スポーツ協会の活性化と振興
- ♪ スポーツ推進委員との連携・協働の強化

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

ライフスタイルの変化や健康志向の高まりなどを背景に、身近な場所において、気軽にスポーツができる環境づくりが求められる一方で、地域におけるスポーツ活動が衰退傾向にあるのが現状です。

このような状況の中で、誰もが心身の健康増進を図り、生涯にわたってスポーツやレクリエーションに取り組むことができるように、年齢やライフステージ（各人の自発的な興味・関心・適性等）に応じたスポーツ教室や大会の充実と施設の整備を図ることによって、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に努めます。

また、地域のスポーツ活動促進のため、指導者やスポーツ推進委員の確保及び養成など、新たな人材の発掘を含め、活動の場の提供、養成講習などの必要があると考えます。

第5章 郷土愛を持つ人づくり

第1節 地域に根差した教育・学習活動の推進

4

青少年

～ 基本方針 ～

少子化等により運営が難しくなっている育成組織の効率化を図り、青少年育成については、青少年育成南部町民会議を中心に、家庭、学校、地域と連携して健全な育成環境の整備に努めます。

施策の方向

①社会参加の促進

育成会・子どもクラブ活動を支援するとともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参加を促進します。また、歴史文化など郷土について学ぶ青少年教室等の開催や積極的に社会活動に参加できる受け皿づくりに努めます。

児童交流事業を促進し、ふるさと及び他の地域の歴史・文化・自然について学習することによる交流機会を提供します。

②相談、指導体制の充実

町民会議、育成会等の活性化を図り、家庭、学校、地域、行政関係機関と連携しながら青少年の相談体制を充実し、問題の早期発見、相談指導体制の充実を図ります。また、ファミリーサポートセンター設置を推進し、設置後については連携を図ります。

③あいさつ運動の推進

地域社会の結びつきを深め、青少年がのびのびと育つ、安心・安全で住み良い社会を築くためにも、大人も子どももお互いに声をかける「あいさつ運動」を推進し「あいさつ日本一の町」を目指します。

主要事業

- ♪ お茶摘み、田植え、たけのこ掘り体験の実施
- ♪ 青少年育成関係団体の充実・見直し
- ♪ 児童交流事業の促進
- ♪ 地域活動への参加促進
- ♪ 相談・指導体制の充実
- ♪ あいさつ運動の推進
- ♪ 家庭教育の支援
- ♪ ファミリーサポートセンターの設置の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町では、高度情報化、少子化、核家族化などにより育成会、子どもクラブへの加入が減少し活動が困難な状況が続いており、青少年育成への取り組みが難しい環境となっています。特に、核家族化が進行する現在、個としての家庭ではその役割の発揮には限界があり、地域で支え合って、青少年の育成や社会問題の解決に取り組まなければなりません。このため、青少年が心身ともに健全に成長していくことができる環境づくりや家庭・地域・学校がそれぞれ機能を発揮しつつ緊密に連携して青少年の健全育成に取り組むことが必要です。

本町は自然環境に恵まれ、社会環境も良好な地域ですが、近年の青少年におけるスマートフォンやインターネット環境の普及は、生活の利便性を向上させる一方で、過度な使用については精神的・社会的な発達において悪影響を及ぼす可能性もあります。青少年が健やかに育つ環境を整備するため、より安全で安心な地域環境づくりを継続的に進めていく必要があります。

第5章 郷土愛を持つ人づくり

第2節 新たな社会規範の構築

1

男女共同参画社会

～ 基本方針 ～

「第三次南部町ヒューマンプラン」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の方向

①女性の社会参画の促進

女性の社会参画を促し社会環境を整備するため、積極的に講演会などを開催し、男女平等意識の啓発を図ります。また、各種行政委員への女性の登用、学習機会の充実などを推進します。

②性別に関わらず能力を発揮

女性と男性が互いに尊重し合い、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に取り組みます。

③就労環境の整備

育児や介護を担う男女がお互いに休暇を取得しともに助け合い平等に働き続けられる環境をつくれます。

主要事業

- ♪ 第三次南部町ヒューマンプランの着実な推進とその検証
- ♪ パンフレット作成など啓発活動の推進
- ♪ 男女平等教育の推進
- ♪ 男女共同参画社会に関する学習機会の充実
- ♪ 各種行政委員への女性の積極的な登用
- ♪ 行政管理職への女性の積極的な登用

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

平成25年（2013）10月に「第二次南部町ヒューマンプラン」を策定後、様々な啓発活動を行ってきましたが、徐々に意識改革ができていると感じる部分や、昔からの社会的慣行がまだ根強く残っていると感じる部分もあります。

それらのことを踏まえ平成30年（2018）10月～令和10年（2028）9月までを計画期間とした「第三次南部町ヒューマンプラン」を策定しました。プランには、個人の尊重や男女平等をめぐる人々の人権意識の向上や平等教育の推進、子育ての社会的支援制度及び環境の整備、町政や地域おこしへの女性の参画などをうたっています。現在、このプランに基づき男女共同参画社会の実現のための取り組みとして積極的に推進していく必要があります。

地域の特性として、女性が社会進出を自分の中で躊躇している傾向があります。女性側としても「男性の後ろに居たい」という安定感を求めている点について、意識の改革を進めていく必要があります。

就労環境の整備に関して、育児や介護を担う男女がお互いに休暇を取得し、平等に働き続けられる環境の整備促進に努めます。

第5章 郷土愛を持つ人づくり

第3節 地域文化の継承、創造

1

文化、芸術

～ 基本方針 ～

優れた文化や芸術に触れる機会の提供に努め、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。また、地域の伝統文化を振興し、後継者育成を推進します。

施策の方向

①文化・芸術活動の振興

本町の文化活動は文化協会を中心に推進されていることから、その自主的な活動を支援し組織の活性化を図ります。また、文化や芸術に触れる機会を身近で確保するため、南部町文化ホールでの芸術鑑賞会として各種コンサート等を開催し、様々な文化芸術に触れる機会を確保します。

美術館においては、作品収集や企画展の開催などにより充実を図ります。

②地域文化の継承

地域に根差した伝統文化を次代に引き継ぐため、文化活動に取り組んでいる組織など地域づくり団体との連携を深めます。また、小中学校でのふるさと教育や若い世代への情報の発信により、伝統文化についての理解を深めながら後継者の育成に努めます。

主要事業

- ↗ 町民ニーズを把握した南部町文化ホールの利用推進
- ↗ 芸術鑑賞会の実施
- ↗ 町立美術館の充実（近藤浩一路の作品収集、企画展の開催など）
- ↗ 各種コンサート・映画鑑賞会などの開催
- ↗ 文化協会の活動支援
- ↗ 芸術家との交流の場の確保
- ↗ 郷土愛を育むふるさと教育の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町では「南部町文化ホール」を文化・芸術活動の拠点とし、コンサート、講演、映画など多様な鑑賞の場として活用しています。また、町内の文化活動は、文化協会を中心に、地区公民館や集会施設などを拠点として行われています。しかし、発表の機会が不足していることや、新規加入者がいないことによる会員の高齢化が課題となっています。一方、優れた芸術文化に触れる機会の提供として希望者を募り町外の施設に赴いたりしています。今後も町民ニーズに応える努力が必要です。

本町には、明治時代に県内でも先駆けて建学され、多くの人材を輩出した私塾「蒙軒学舎」の伝統や、南部町出身で現代水墨画の創始者ともいえる近藤浩一路の作品など、豊富な文化資源があります。また、地域の伝統文化としては、南部の火祭り、内船歌舞伎、徳間相撲甚句、各神社の祭りや地区の神楽など、地域に根差した伝統文化があり、地域の人々によって大切に伝承されています。しかし、地域の過疎化や担い手の高齢化により、人材不足が生じており、伝承者の育成や活動を支える環境整備が課題となっています。

さらに、心の豊かさを求める志向が高まる中で、町民がより充実した文化芸術を楽しむ機会や場を提供し、町内外の交流を深めていくことが必要です。文化団体の自主的な活動や指導者の育成を推進するとともに、多様な文化情報の提供や文化施設の情報ネットワーク化も進めていきます。

第5章 郷土愛を持つ人づくり

第3節 地域文化の継承、創造

2

文化財、郷土芸能

～ 基本方針 ～

先人から引き継いだ文化財の保護と活用を図り、町民共有の財産である文化財を次世代に継承することに努めます。

施策の方向

①文化財の保存・継承

文化財等の情報を紹介するWebコンテンツを設け、写真・動画・3Dモデルなどを用いて視覚的に伝えるなど文化財の周知と愛護の精神の高揚を図りながら保護に努めるとともに、埋蔵物や郷土資料の保管方法について検討します。

新たな文化財の掘り起こしは、文化財保護審議委員会に諮りながら進めていきます。また、無形文化財である伝統芸能は保存活動を支援しながら、後継者の育成に努めます。

②観光資源としての活用

特色ある本町の歴史文化史料のデジタル化及びウェブサイト等による情報発信により、県内外からの誘客を図ります。

③専門的人材の確保

文化財保護等の専門的人材の確保や文化財保護審議会の活動の促進を図ります。

主要事業

- ♪ 文化財等を紹介するWebコンテンツの充実とICTの活用
- ♪ 文化財案内板・説明版・標柱の設置とICTの活用
- ♪ 文化財教室の開催
- ♪ 民俗資料などの保存と活用
- ♪ 文化財保護事業の推進
- ♪ 伝統芸能の伝承と後継者の育成
- ♪ 観光資源としての活用促進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町には、国の重要文化財が1点、県指定文化財が18点、町指定文化財が48点存在し、特色ある固有の歴史と伝統文化を誇る地域です。また、「南部氏展示室」や「近藤喜則史料室」など、歴史と文化の拠点となる施設もあります。

国の重要文化財に指定されている宋の時代の唐様式建築である最恩寺の仏殿、県の文化財に指定されている円山応挙筆による円蔵院旧客殿襖絵八幅、また、町の指定文化財である天神堂遺跡や本町が南部氏発祥の地であることを今に伝える南部氏館跡など、他の地域に誇れる数々の文化財が存在しています。これら先人から引き継いだ多様な歴史文化は、天然記念物等の町民共有の財産として大切に保護し、次世代に継承するとともに、学校教育や生涯学習における郷土学習への活用を図り、郷土に対する理解を深めていくことが重要です。

無形文化財である伝統芸能は、後継者の育成が喫緊の課題となっています。また、各集落の歴史的移り変わりの写真等の資料収集や天神堂遺跡をはじめとして、富士川流域の中でも豊富な遺跡群など、これまで発掘した埋蔵物や町の歴史を後世に伝える貴重な郷土資料の収納保管場所の確保、開発と文化財保護の調整作業などが課題となっています。

第5章 郷土愛を持つ人づくり

第4節 地域情報の発信、交流促進

1

交 流

～ 基本方針 ～

国際交流や地域間交流を進めることによって、視野を広げ、ふるさとを認識する機会とし、地域の活性化を図ります。また、地域の情報を町内外に発信し、本町に対する認知度を高めて交流を促進します。

施策の方向

①地域情報の発信

ホームページ及びソーシャルアプリ等による地域情報の発信を行い、都市住民との交流を促進します。

②国際交流の促進

国際感覚を持った人材の育成に努め、国際化に対応した町づくりを推進します。また、国際化の醸成を図るため、学校教育や生涯学習活動等による、学習機会の充実を図り町民の国際理解を促進します。

③地域間交流の促進

南部氏ゆかりの自治体等との地域間交流イベントを開催し、互いの郷土の歴史を再確認するとともに、未来の発展に向けた関係性を構築していきます。

主要事業

- ♪ ホームページでの地域情報の発信
- ♪ 都市住民との交流の促進
- ♪ 地域間交流市町村の拡大
- ♪ 児童交流事業の推進
- ♪ 交流イベントの開催

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町には、雄大な自然、心落ち着く農村風景、人情味あふれる人柄など、外国や都会では経験することのできない良さに加え、火祭りやたけのこまつりなど、特色あるイベントもあります。また、静岡県近郊都市に近いことから、この環境を求めて移り住む都市住民もいます。こういった本町の良さを都会に情報発信し、これを契機とした都市住民との交流を通じて、地域の活性化を図っていくことが必要です。

本町は現在、海外の都市と姉妹都市の締結はしていませんが、経済のグローバル化、情報通信技術の発達等により、資本や労働力が国境を超えて移動し活発化しています。今後の町づくりにおいては、国際的な視野や知識が求められています。また、本町の外国人住民は年々増加をしており、今後は、様々な分野において国際化に対応できる人材の育成や、町民が参加しやすい民間レベルでの国際交流、多文化共生の促進が必要といえます。

地域間交流は、「令和南部藩」として、東北地方の南部氏ゆかりの自治体との交流事業が行われ、相互訪問による歴史・文化・経済・自然などの学習や紹介といった交流を展開しています。今後も長く歴史ある「令和南部藩」として交流事業を展開していくことが求められます。

▶ 第6章 行政効率化の推進

第1節 健全な財政運営

1

財政改革

～ 基本方針 ～

「南部町行政改革大綱」に基づく、行政改革の推進とともに、財源の確保や経常経費の見直し等により施策や事業を見極め、限られた予算の効果的な配分等に努め、長期的に安定した財政の構築を図ります。

施策の方向

①財源の確保

自主財源の確保を図るため、町税の適正な賦課徴収を推進します。また、補助金等の整理統合・見直し・廃止を検討、及び受益者負担の適正化を推進します。

②財政運営の健全化

財政運営の健全化に向けて、行政の役割を明確にしながら、行政コストの検討及び経常経費の削減を行います。また、財政改革を進めるため、地方公会計制度にあわせて、コスト意識の徹底を行うとともに、町が持つ社会基盤や施設のストックマネジメントに努めます。さらに、限られた財源を有効活用するため、事務事業の評価と見直しをする中で、費用対効果に照らして財源の重点配分に努めます。

主要事業

- ↗ 町税の適正な課税実施と法令に基づく滞納処分等による徴収率向上の推進
- ↗ 補助金等の整理統合・見直し・廃止を検討、受益者負担の適正化の推進
- ↗ 南部町行政改革大綱に基づく経常経費の削減の推進
- ↗ 財源の有効活用（重点的予算配分など）
- ↗ 長期的視野に立った財政の健全化安定化の推進
- ↗ 経費削減と財政の健全化・透明化の推進
- ↗ スtockマネジメントによる公共施設等総合管理計画の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町では、少子高齢化と急激な人口減少が顕著であります。この状況を踏まえ、急激な社会の変化と多様化する町民のニーズを的確に捉え、その先にある姿を予見した上で持続可能な町づくりに取り組むことが求められています。

現在の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による健全化判断比率では、4指標とも健全性が保たれていると判断されており、公営企業の経営の健全性も問題ない結果になっています。

しかし、人口減少とともに地方税や地方交付税の減収が避けられないことから、財政規模が縮小され財政力の低下が懸念されます。経常経費に対しては、これまで以上に厳格になっていく必要があります。また、他会計への繰出金なども増加傾向にあり、真に必要な事業を見極めながら、限られた予算を有効に活用していくなど、より慎重な財政運営が求められます。

今後の課題は、公共施設等総合管理計画に基づき、公共インフラの耐震化・長寿命化や施設の集約化・複合化も含め、計画的な維持管理、改修あるいは除却等を行う必要があります。また、自然防災・減災と迅速な復旧復興のための地域強靱化が挙げられます。人口減少に対応する町づくりやDXを活用した新たなニーズにも、長期的視野で取り組むことが求められています。

財源を確保しつつ、生活に必要なサービスを維持していく必要があります。事務事業の不断の見直しによる事業の最適化、費用対効果の検証による事業の取捨が、町民の理解と協力の下で進められていくことが重要になります。

第6章 行政効率化の推進

第2節 スリム化した行政運営

1

効率的な行政運営

～ 基本方針 ～

次期行政改革大綱を策定し、行政組織の効率化と活性化を図るとともに、D Xを推進し、町民サービスの向上に努めていきます。

施策の方向

①行政改革計画の策定

次期行政改革計画を策定し、達成状況や問題点の把握に努めながら、行政改革を推進するとともに、社会情勢の変化など大幅な見直しの必要が生じた場合は、町民ニーズを把握しながら、適宜見直しを行います。

行政改革の進捗を担保するため、定期的に行政改革推進審議委員会により協議をします。

②行政の活性化・効率化の推進

職員の政策形成能力や専門性の向上、組織のスリム化と活性化、業務の効率化を図ります。

町民サービスの低下に十分配慮しつつ、公共施設等管理計画に基づき、重複する施設の統廃合や指定管理者制度活用による施設・業務の民間委託等を促進します。

施策や事務事業に関する費用対効果の検証を行う行政評価システムなど導入の可能性について調査研究を進めていきます。

③町民サービスの向上

行政改革と並行して、各申請手続きのデジタル化を推進し、利便性向上を目指します。

広報紙やFM告知端末による周知事業については、デジタル技術による新たなシステムの導入を検討します。

④広域行政の推進

広域行政を推進し、新たな課題及び共同実施が可能な事務事業に対して周辺地域との連携を図ります。

主要事業

- ↗ D Xによる事務の効率化促進
- ↗ 行政改革大綱の策定（更新）
- ↗ 定員適正化計画の策定と実施
- ↗ 事務・事業の見直しの徹底
- ↗ 職員の政策形成能力や専門性など資質向上
- ↗ 類似公共施設の整理統合の推進
- ↗ 施設管理や業務、サービスなど民間委託の促進
- ↗ 行政評価システムなどの調査研究の実施
- ↗ 電子申請の推進
- ↗ ホームページ等での最新情報の提供、内容の充実
- ↗ 広域行政・広域連合の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

近年の国・地方の財政状況は、税収が増加しているものの、国・地方ともに巨額の債務残高を有するなど極めて厳しい状況にあります。また、今後も、人口は減少し、さらに少子高齢化が進展すると予想されています。一方、事務権限の移譲など地方分権改革が進む中で、行政サービスに対する町民ニーズは多様化高度化しています。少しでも自立した行財政運営を構築するためには、今後も適正な課税と公平・公正な町税の徴収による自立した自主財源確保が必要となります。

今後、地方分権が進行し行政サービスを提供する上で、基礎自治体としての市町村の役割が大変重視される中で、より充実した住民福祉の増進を図るため、行財政基盤の強化が求められています。また、効率的かつ適正な課税体制の確立を維持するため、常に税務行政の調査研究や総合調整を行うとともに、課税システムの情報管理及び運用管理を適正に行わなければなりません。また一方で、行政改革と並行して、町民との協働による政策形成の促進（町民参加）、行政情報の公開による透明性の確保（情報公開）も重要となっています。

新型コロナウイルス感染症への対応から社会全体のD Xが加速し、行政サービスや通常事務にもD Xによる利便性や効率化の期待が寄せられています。

本町では周辺町村と消防、救急、介護保険など多方面にわたる広域行政を推進しています。また、観光面や道路整備面などにおける協議会等に参加しています。今後も行政の効率化や広域的な行政課題解決のため、広域的な連携の強化を図っていくことが必要となっています。

第6章 行政効率化の推進

第3節 デジタル化による行政サービスの利便性の向上

1

D X 推進

～ 基本方針 ～

D X の推進により、行政サービスの質を高め、町民の利便性を向上させます。また、業務の効率化も図ります。

施策の方向

①行政サービスの向上

デジタル技術を活用して、町民とのコミュニケーションを強化し、行政サービスの向上を目指します。

各種申請手続き等の電子申請の仕組みを確立し、オンライン手続きの整備を推進します。また、操作ガイドやサポート体制の充実と周知活動も進めます。

ソーシャルアプリ等の活用により、情報発信については、町民及び町外に住んでいる親族などがいつでも必要な情報を取得できるようにし、情報を共有できるように努めます。

また、防災情報については、迅速かつ正確な情報提供を行い、町民の安全を確保します。

さらに、子育て世代については、育児情報の提供や保育所の手続き等を早急にオンライン化し、子育て支援の強化を図ります。

加えて、公共施設の予約を電子化によりシステム管理とし、使用料についてはキャッシュレス決済を導入して、町民の利便性を向上させます。

②業務の効率化

ソーシャルアプリ等の活用により、各種申請手続き等の窓口業務の簡素化、効率化を図ります。また、通信経費の削減及びペーパーレス化の推進にも努めます。

主要事業

- ♪ ソーシャルアプリの活用方法の検討し情報配信の強化に努めます
- ♪ 電子申請の導入に向けた、ガイドやサポートの提供
- ♪ 防災情報の迅速な伝達体制整備
- ♪ 公共施設の予約システムの電子化検討
- ♪ 公共施設使用料のキャッシュレス決済導入検討
- ♪ デジタルデバイドの解消促進
- ♪ 万沢集学校と連携したITの利活用に関する事業の実施を検討
- ♪ 通信経費の削減とペーパーレス化の推進
- ♪ 受付業務の効率化の推進
- ♪ ITリテラシーの向上
- ♪ DXを担える職員の育成

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町では、申請等の多くが紙ベースで提供されており諸手続きを行う際には、役場に足を運ぶ必要があることから電子申請の導入を検討する必要があります。

情報発信や防災情報の伝達に関しては、全戸に設置されたFM告知端末による音声情報なので必要な時に迅速に情報を取得できないという課題があります。また、公共施設の予約手続きは電話や窓口対応で行っており、効率化を図る必要があります。さらに、公共施設の利用料金や各種手続きの支払いについては、現金で行われていることから、キャッシュレス決済の導入を検討する必要があります。

これらの課題を解決し、効率的な行政運営と町民の利便性向上を図るためにデジタル技術の導入が必要となります。また、ITリテラシーの向上を図るため高齢者やデジタル技術に不慣れな方に対しても平等にサービスを提供することが求められています。

第6章 行政効率化の推進

第4節 情報公開と町民参加の促進

1

情報公開の推進

～ 基本方針 ～

町民が必要とする行政情報を積極的に公開します。

情報公開請求に対応するための職員の育成、適切な文書・情報管理を徹底します。

施策の方向

①情報公開の推進

広報なんぶ、議会だより、ホームページ、FM告知端末などで、正確で分かりやすい情報提供に努めソーシャルアプリの活用についても検討します。

また、公開する行政情報の対象拡大に努めながら情報公開条例の推進に努めます。

行政サービス情報等の周知については、デジタル技術を活用し、素早く情報発信ができるような体制を構築します。

個人情報等の保護については、管理を徹底し、情報の安全な管理に努めます。

主要事業

- ♪ 広報誌の定期的な発行及びデジタル化
- ♪ ホームページなどによる情報公開の充実
- ♪ 情報公開条例の推進

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

地方分権の時代を迎え、地方が自己決定と自己責任を果たすために、町民が積極的に行政に参加し政策形成に関わっていくことが重要となっています。また、より良い町づくりのためには、積極的に町民へ情報を発信し、理解を得て、行政と町民が一体となって推し進めていく必要があります。そのためには、行政に関する情報が様々な手段で容易に入手できる透明性の高い行政運営が求められています。

本町では、広報なんぶ、議会だより、ホームページ等により行政情報を発信していますが、今後はデジタル技術による情報発信機能を導入し、町民が分かりやすく入手しやすい行政情報の提供をしていく必要性があります。また、情報公開条例により公正で透明な町政を推進するための情報公開を行っています。

さらに、パブリックコメントにより透明性の高い取り組みも課題となります。

第6章 行政効率化の推進

第4節 情報公開と町民参加の促進

2

町民参加の促進

～ 基本方針 ～

町民本位の行政を進めるため、重要な施策形成への町民の参加を促し、町民や町民グループとの協働による町づくりを推進します。

施策の方向

①町民参加の促進

審議会や委員会など附属機関への町民参加を促進します。また、ホームページを使ったパブリックコメントなどD Xを活用した町民参加を取り入れます。

②町民ニーズや満足度の把握

広範囲にわたる町民が行政に参加することを推進するため、町長が直接意見を聞く機会やアンケートを実施し、行政施策に対する満足度と町民ニーズの把握に努めます。

③町グループなどと協働による町づくりの推進

町民グループ、N P O及び指定管理者等と公助・共助・自助の役割分担を明確にし、協働による町づくりを推進します。

主要事業

- ↗ 各種審議会、委員会への町民の参加促進
- ↗ 町民や町民グループなどと協働した町づくりの推進
- ↗ パブリックコメントの積極的な活用
- ↗ 地区住民懇談会やアンケートの実施（満足度、町民ニーズ）
- ↗ 町民グループやN P Oなどの育成

計画立案時に抱えている南部町の現状と課題

本町では、各分野で審議会や委員会などに町民の参加を進め、その意見を行政推進に反映してきました。今後も行政改革を推進する中で、町民が地域の政策形成に対して主体的に取り組む「住民自治」の実現を見据え、身近な問題に対して町民の意向を踏まえつつ適切かつ効果的に処理することが、なお一層求められています。

行政サービスの提供は、本町でも町民ボランティア等と行政との協働により提供する形態が進んでいます。

今後、人口減少が急激に進む中で、広範にわたる町民の行政参加等をしやすい仕組みを構築することが課題となっています。また、行政のパートナーとして、町民個人との関係だけでなく、町民グループ、NPO及び指定管理者などとの協働による町づくりを推進することも課題となっています。

イラストや写真

第3編 南部町デジタル田園都市構想総合戦略

第1章 創生総合戦略の基本的な考え方

1. 「南部町デジタル田園都市構想総合戦略」とは

国においては、平成26年（2014）11月26日に公布された「まち・ひと・しごと創生法」のもと、同年12月に『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』が、令和元年（2019）には第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示されました。

そして、令和4年（2022）12月23日に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年（2023）度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国家総合戦略」という。）を新たに策定しました。国家総合戦略では、令和4年（2022）6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた取り組みの方向性に沿って、本構想が目指すべき中長期的な方向や本構想の実現に必要な施策の内容を示されています。

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化することとしています。

本町においても、「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第3期である本計画を「南部町デジタル田園都市構想総合戦略」（以下「南部町総合戦略」という）とします。本計画は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく市町村版の総合戦略であり、町の中長期的な人口の将来展望を示す「南部町人口ビジョン[2025年度版]」をもとに、町の今後5ヶ年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示するものです。

2. 長期的な目標人口と総合戦略で目安とする想定人口

長期的な目標人口は、人口ビジョンの将来展望で示した2060年の2,513人を基準に、その過程2030年の想定人口5,721人の確保を目標として、施策展開を図ります。

【合計特殊出生率について】

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現することで、2040年に人口置換水準である合計特殊出生率2.07の達成を想定する。

【純移動率について】

- ・「10～14歳→15～19歳」「15～19歳→20～24歳」を除く各5歳階層の転出超過を2035年に半減させ、2065年に転入・転出の均衡の達成を想定する。

3. 計画期間

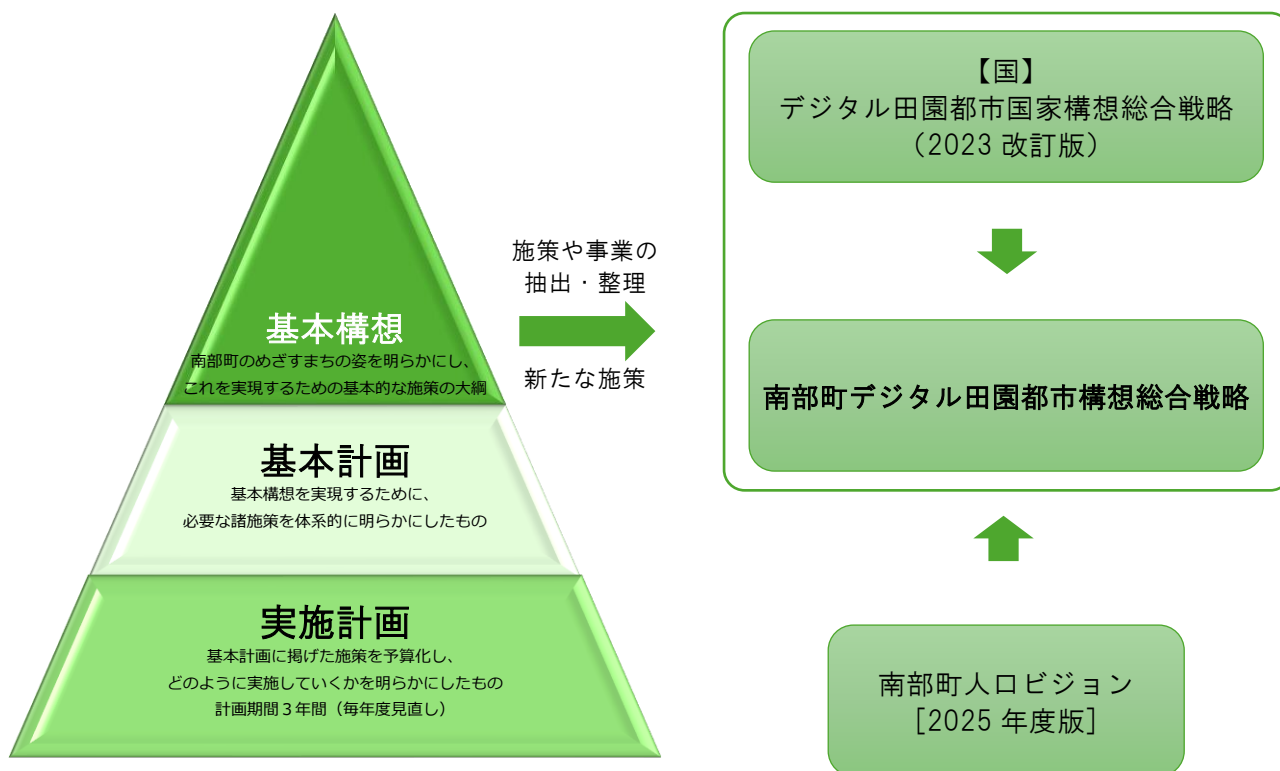
南部町総合戦略の計画期間は令和7年度（2025）から令和11年度（2029）までの5年間とします。また、令和12年度（2030）以降については、その後の施策の進捗状況や国の動向を踏まえ、適宜見直していくこととします。

4. 総合戦略と第3次南部町総合計画との関係

南部町総合戦略の計画期間である令和7年度（2025）から令和11年度（2029）は、第3次南部町総合計画（2025年度から2034年度）の前半と重複することを踏まえつつ、「国家総合戦略が掲げる4つの目標」と関連する施策を尊重します。また、社会課題の解決・魅力向上の推進にあたっては、効果的なデジタル活用を盛り込んだ「南部町総合戦略」をとりまとめることとします。

第3次南部町総合計画（2025年度～2034年度）

まち・ひと・しごと創生法



5. 南部町地域ビジョン

* 自然を生かし明るく輝いて暮らせる町

町の広範に及ぶ森林の持つ自然の力は、都市部においては決して味わうことのできない貴重な資源であり、公益的機能として町民に有益な影響を与えてくれます。

降水量の多い本町は、森林の機能により安定した土壌を保ち、土壌の水を木々が吸い上げる

天然のダムの働きのおかげで、土砂等による災害から町を守ってしてくれます。

また、雨水をろ過してきれいな水資源をもたらしてくれることや光合成により爽やかで整った空気を与えてくれます。

このような自然の恵みに感謝し、その資源と魅力を十分に活用して明るく輝いて暮らせる町を目指します。

* 立地をいかし穏やかに豊かに暮らせる町

山梨県の最南端に位置し静岡県との結節点である本町は、近年開通した中部横断自動車道に隣接する道の駅に、多方面から多くの人が立ち寄り連日賑わっています。これは、地理的条件、町の雰囲気、施設の充実度などあらゆる条件により選択され、それにより本町の知名度を上げ、交流人口の増加を促してくれています。この利便性が格段に上がった町の立地をいかし、この地では自然豊かに穏やかに、一步外に出れば豊かな資源と情報を得て暮らせる町を目指します。

* 郷土愛を育み自分らしい暮らしが謳歌できる町

私たちの身近にある農地、山林、道、橋、川、文化など先人が築いてきたあらゆるものに対して「故（ふる）きを温（たず）ねて新しきを知る」の姿勢にたち、歴史に思いをはせるとともに郷土愛を育み、そこから学び得たことを自分らしい新たな発展につなげ、私たちの歴史として後世につないでいく必要があります。誰もがこの町で、郷土愛を育み自分らしい暮らしを謳歌できるような町を目指します。

6. これまでの総合戦略との関係

「第2期 南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付け推進してきた基本目標等は、第3次南部町総合計画をはじめとする本町の町づくりと方向性を同じくするものであり、本計画においても引き続き推進するものとします。その上で、国が策定した「デジタル田園都市国家構想」を踏まえ、デジタルの積極的な実装や活用を位置付け推進します。

7. 施策効果の検証（PDCA）と改訂の考え方

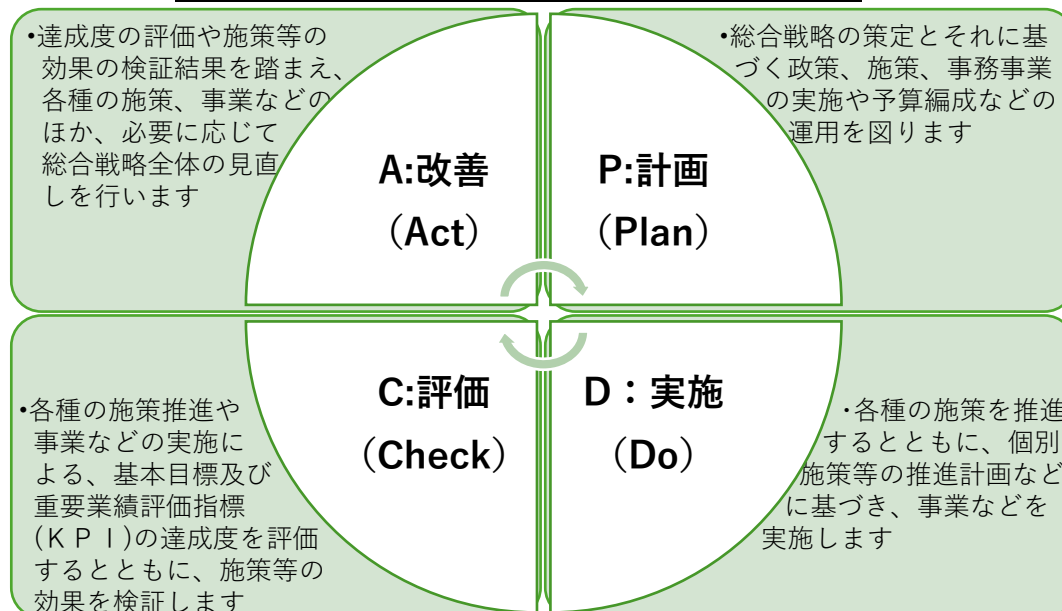
（1）施策効果の検証（PDCA）

令和5年（2023）12月に閣議決定された「国家総合戦略」において、「各地域における地域ビジョンの実現を強力に後押しするため、総合戦略に位置付けた施策間連携や地域間連携に係る取り組みについて、その進捗状況や効果等を関係府省庁で定期的にフォローアップし、引き続き連携の強化に取り組んでいく。また、EBPM※を推進する観点から、全国におけるデジタル実装の取り組み状況も含め、ロードマップ※に係る取り組み状況については、Well-being※指標を用いた評価手法や地域経済に関するデータ等も活用しながら、定期的にフォローアップを行い、施策の改善につなげ、取り組みの着実な進捗を目指す。」としています。

これらを踏まえ、本町においては、国と同様に、本町の地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し達成度を評価するとともに、施策・事業等の効果を検証し、必要に応じて改善する仕組みを構築するものとします。

具体的には、次図に示す「P D C A (Plan-Do-Check-Act)」の流れを持つマネジメントサイクルによって適切な進行管理に取り組むものとします。

図 P D C Aサイクルによる施策効果の検証イメージ



(2) 改訂の考え方

①計画期間の終了に伴う改訂

総合戦略は計画期間を5年間とする計画であることから、計画期間の終了を見据え、必要な時期に改訂作業に着手し、切れ目のない取り組みを推進するものとします。

②政策・施策の効果の検証に基づく見直し

総合戦略においては、4つの基本目標を定めるとともに、施策に対応した重要業績評価指標(KPI)を設定し、PDCAサイクルによって検証・改善することとしています。

このため、計画期間中において、基本目標または重要業績評価指標(KPI)を達成した場合、逆に著しく達成が困難と判断される場合は、必要に応じて総合戦略全体もしくは一部を改訂できるものとします。

③大きな社会・経済的な変化を踏まえた見直し

総合戦略は、総合計画と目的や含まれる政策の範囲が必ずしも同一ではないため、総合計画の見直しに連動して総合戦略を見直すことは求められていません。

しかしながら、本町の成り立ちに大きな影響を及ぼす可能性のある社会・経済的な変化が生じるなど、総合戦略の有用性が著しく低下する場合は、速やかに総合戦略全体を改訂するものとします。

※ **E B P M**…Evidence Based Policy Makingの略で、証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。

※ **ロードマップ**…プロジェクトマネジメントにおいて使用され、プロジェクトの全体像を図解化して、プロジェクトの開始から完了までの道筋をチームに示すための地図や工程表のこと。

※ **Well-being**…デジタル田園都市国家構想では地域幸福度指標としており、「共通指標」として広く活用することで、それぞれの事業が目指す街づくりの目的や取り組みについて、市民や事業者など様々な関係者が、その共通目標に向けて協力することが可能となる。

8. 第2期南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証

				2024年度 目標	実績値	実績年度
目標	基本 目標 1	魅力的な仕事をつくり、 安心して働けるようにする	就業機会の満足度 (とても満足及び満足)	5.4%	7.2%	2024年 アンケート
K P I		(1) 雇用の創出	ふるさとハローワーク出張相 談利用者数	50人	65人	2023年度
K P I		(2) 農地管理・森林整備の 推進	耕作放棄地等の防止施策の実 施	施策の実施	実施 (1件)	2023年度
K P I			森林環境譲与税の活用による 施策の実施	施策の実施	実施 (2件)	2023年度
K P I		(3) 地域経済の活性化	地域経済活性化補助金事業に よる商品券利用率	85.0%	90.2% 90.2%	2020年度発行分 2021年度発行分
K P I			商業機能の維持に向けた取り 組みの検討、施策の実施	施策の実施	取り組み なし	—
K P I		(4) 観光振興	交流拠点施設利用者数	425,000人	503,722人	2023年度
K P I			観光サイトの閲覧者数	7,000人	8,116人	2023年度
目標	基本 目標 2	南部町とつながり、ひとの流 れを呼び込む	社会増減(転出超過数)	70人	50人	2020年から 5年平均
K P I		(1) 移住・定住の推進	お試し住宅利用者数	10組(5年間 の累計)	1組	2020～2023 年度累計 (コロナ禍で停 止期間あり)
K P I		(2) 南部町とのつながりの 構築	ふるさと納税寄附件数	30件	485件	2023年度
K P I		(3) タウンプロモーション によるまちの魅力創出	ホームページの閲覧者数	144,000人	493,765人	2023年度
K P I			フェイスブック閲覧者数	960人	4,643人	2023年度
目標	基本 目標 3	結婚・出産・子育てを切れ目 なく支援する	子育て環境の満足度 (とても満足及び満足)	30.0%	29.2%	2024年 アンケート
K P I		(1) 結婚支援体制の充実	婚活関連事業開催数(委託事 業を含む)	5回	2回	2023年度
K P I		(2) 妊娠、出産への支援環 境整備	妊娠、出産の学習機会開催数	5回以上	7回	2023年度
K P I			妊娠、出産への支援体制の満 足度(満足)	90%以上	85.7%	2024年度
K P I		(3) 子育てしやすいまちづ くりの推進	子育て相談、教室の開催数	10回以上	7回	2023年度
K P I			乳幼児健診等の受診率	100%	99.4%	2023年度
K P I		(4) 教育環境の充実	学校教育施設や環境の満足度 (とても満足及び満足)	37.0%	33.9%	2024年 アンケート

				2024年度目標	実績値	実績年度
目標	基本目標4	安全・安心に住み続けられるまちをつくる	今後も南部町に住み続けたいと思う人の割合 (住み続けたい及びできれば住み続けたい)	68.0%	69.9%	2024年アンケート
K P I		(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	暮らしやすいと感じる人の割合 (とても住みやすい及びやや住みやすい)	31.5%	34.9%	2024年アンケート
K P I			生涯学習施設や環境の満足度 (とても満足及び満足)	37.6%	30.7%	2024年アンケート
K P I		(2) 地域包括ケアの推進	医療施設や体制の満足度 (とても満足及び満足)	33.0%	24.5%	2024年アンケート
K P I			福祉施設や体制の満足度 (とても満足及び満足)	39.0%	39.4%	2024年アンケート
K P I		(3) 公共交通体系の向上	時代に対応した公共交通網の検討、施策の実施	施策の実施	利用実態調査 (全路線) 路線1部表記見直し	2021,2022年 2022年
K P I			道路整備の満足度 (とても満足及び満足)	35.0%	39.8%	2024年アンケート
K P I		(4) 安全・安心なまちづくりの推進	消防団の再編検討、施策の実施	施策の実施	消防団員報酬の 引上げ 消防団員出動報酬の引上げ	2023年 2024年
K P I			防災・災害対策や体制の満足度 (とても満足及び満足)	32.0%	27.0%	2024年アンケート
K P I		(5) 持続可能なまちづくりの推進	地域での活動と人間関係の満足度 (とても満足及び満足)	33.0%	30.3%	2024年アンケート
K P I			公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定	計画の策定	100.0%	2021年度

第2章 総合戦略の体系と施策の展開

1. 総合戦略の体系

本構想では、以下の4つの基本目標と計画の推進を定めます。

4つの基本目標は、5年後の令和11年（2029年）に実現すべき成果に係る「数値目標」と、講ずべき施策の「基本的方向」を示します。

また、「基本目標」については、それぞれ「施策の方向」を定め、「具体的な施策」への展開を示すとともに、施策の効果を客観的に検証するための「重要業績評価指標（KPI）」を設定します。

基本目標1 良質な雇用環境を創出し、安心して働けるようにする

- （1）雇用の創出
- （2）農地管理・森林整備の推進
- （3）地域経済の活性化
- （4）観光振興

基本目標2 南部町とつながり、ひとの流れを呼び込む

- （1）移住・定住・二地域居住の推進
- （2）南部町とのつながりの構築
- （3）タウンプロモーションによる町の魅力発信

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、切れ目なく支援する

- （1）結婚支援体制の充実
- （2）妊娠、出産への支援環境整備
- （3）子育てしやすい町づくりの推進
- （4）教育環境の充実

基本目標4 安心して暮らすことができる、魅力的な地域をつくる

- （1）誰もが暮らしやすい町づくりの推進
- （2）地域包括ケアの推進
- （3）公共交通体系の向上
- （4）安全・安心な町づくりの推進

計画の推進 デジタルの力を活用した社会課題解決と魅力の向上

- （1）デジタル基盤整備
- （2）デジタル人材の育成・確保
- （3）誰一人取り残されないための取り組み

2. 施策の展開

▶ 基本目標1 良質な雇用環境を創出し、安心して働けるようにする

数値目標

	基準値 (2024年)	目標値 (2030年)
就業機会の満足度（とても満足及び満足）	7.2%	8.0%

基本的方向

働く人が安心して働ける環境を創出するには、行政と企業が情報や意見交換をして信頼関係を築きワーク・ライフ・バランスの実現に向けて力を注ぎ、あわせて育児支援の拡充に取り組んでいくことで、若者が安心して結婚し、子育てができる経済的・精神的基盤となり、地域社会を支えることとなります。また、近年定年延長により高齢者の就労が見直され、知識や経験をいかして産業の人材を補うことから就業支援の強化を図ります。

農林業振興については、新たな特産品の開発を支援し、地域経済の活性化を図ります。

観光振興については、豊かな自然や歴史、文化などの資源を効果的に生かした施策を展開します。

1

雇用の創出

～ 施策の方向 ～

町内での雇用創出の取り組みと同時に、近隣自治体等と連携を図り、広域的な範囲で雇用の確保と職業の選択の多様化を目指します。また、起業支援や町内で事業を展開しようとする企業を支援し、雇用の場の確保に向けた取り組みを推進します。

具体的な施策

↑ 企業誘致用地の確保と情報提供

交通結節点としての優位性をいかし、新たな企業誘致に向けて誘致可能な土地を調査し、受け入れ環境を整え、情報提供を図って新たな産業の創出につなげます。

↑ 就業機会の充実

ハローワーク等の関係機関と連携して就業機会の充実と拡大を図るほか、出張相談会を引き続き開設し、職業相談や各種セミナーの紹介、ネットワークサービスの活用指導などにより、きめ細かい就業支援と仕事のあっせんに努めます。

↑ 起業支援

町の課題解決に資する社会的事業を新たに起業等する場合、総合的に支援し、地域課題の解決を通して地方創生を実現できるように努めます。

↑ サテライトオフィス誘致

サテライトオフィスの誘致、起業や事業承継を推進し地域の所得向上と雇用拡大に取り組みます。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
起業、開業に関する相談件数	—	10件 (期間内合計)

2

農地管理・森林整備
の推進

～ 施策の方向 ～

耕作放棄地や荒廃森林の増加については、農林業の後継者不足が深刻化していることから、担い手の確保、6次産業化や地域特産物の販売促進等に取り組むとともに、森林の持つ公益的機能

をいかすため、計画的な森林整備を行います。

具体的な施策

↑ 耕作放棄地等を活用した就農支援

農業や林業に興味を持ち移住を希望する人に対し、就農支援をして耕作放棄地等の活用に努めます。

↑ 生涯現役就労支援

生きがいづくりを兼ねたシニア世代の就労支援や地域からの雇用創出により、生涯現役で働き続けられるよう支援します。

↑ 6次産業化に対する支援

町内の農産物を活用し、付加価値を高めた販売に結びつけるための取り組みを支援します。
PR商品については、SNSやネットを活用した販売を進めていきます。

↑ 地域特産物の販売促進等の支援

地域資源を見直すことにより、農業生産物や特用林産物の加工販売や農業生産体験等を観光化するなど、新たな取り組みによって地域雇用を生み出すとともに、地域の求心力を高めていきます。

↑ 森林環境整備の推進

森林環境譲与税の活用により、新たな森林管理システムや林業関係者と連携した森林環境整備促進事業に取り組み、適正な森林管理を進めます。

森林を適切に管理するには、森林計画制度の運用、森林整備の促進など様々な業務を行う必要があるため、森林簿や森林基本図といった基礎情報をデジタル化して一元管理を進めます。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 （2023年）	目標値 （2029年）
地域産物を活用した、新たな加工品の開発支援	—	施策の実施
森林環境譲与税の活用による森林環境整備の実態	実施	施策の実施

3

地域経済の活性化

～ 施策の方向 ～

町内商工業などの地域経済を活性化させる取り組みを推進し、買い物弱者等の地域生活やコミュニティの維持を目指します。

具体的な施策

↑ 地域経済活性化へ支援

地域経済活性化対策支援補助金を活用し定住促進を図り、町内商工業を利用してもらうことで地域経済の活性化に寄与します。

↑ 買い物弱者への対応

高齢者等の生活支援事業として、令和3年（2021）1月から3月までの買い物ツアー試験運用を6回実施し利便性やニーズについて検証しました。その後、民間活力による移動販売や買い物商品のお届けサービス、町民同士の支え合いによる「ちょっくりボランティア事業」が開始され、これまでの買い物代行に加えて、買い物同行支援などの取り組みを開始しました。今後も状況の変化に対応しつつ利便性の向上を図っていきます。

↑ コミュニティ機能の強化

町民と町民をつなぐ地域情報の発信拠点や、日常的な町民同士の交流を生み出す場として、空き店舗を活用した高齢者サロンやオープンギャラリーの場を創出します。さらに、閉じこもり予防を目的とした地域でのサロン活動や集いの場開催の支援と万沢・睦合ふれあいセンターの開所により高齢者等の通いの場づくりを進めます。

↑ 町の魅力を発信

町の魅力を発信する手段としてInstagramの公式アカウントを活用し、四季折々の自然景観、伝統的な祭りやイベント、地元の特産品など、町の魅力を多角的に紹介します。また、ハッシュタグを活用することで投稿の拡散力を高め、さらなるフォロワーを獲得し本町への関心を高め、交流人口の増加を目指します。そのほか、DMやコメントを通じて意見や感想を直接受け取り、その中から町の魅力を再発見し、さらなる発展に繋がります。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
地域経済活性化対策支援補助金交付事業による商品券利用率	90.2%	91.0%

4

観光振興

～ 施策の方向 ～

豊かな自然や歴史・文化などの資源や交流促進施設の魅力を効果的にいかした観光・交流による町の活性化を目指し、関係団体と連携して観光施策を展開するとともに、交流促進に向けた

情報提供施設の充実や整備を推進します。

具体的な施策

↑ 観光産業の開発、整備

自然、歴史的資源、文化財等を観光資源として有効活用すると同時に町道・林道を整備し、魅力ある観光分野として成長させます。

本町の代表的な行事である「たけのこまつり」、「あじさい祭り」、「南部の火祭り」などをデジタル技術により情報配信により交流人口の増加を促進します。

「駅伝・マラソン大会」を代表とするスポーツ大会の開催、アルカディアフェスタなど多目的広場を活用したイベント等により、交流人口を増加させる取り組みを推進します。

また、民間企業や近隣自治体との連携による推進体制を強化し、体験メニューや新たなプログラムの掘り起こしと磨き上げを行い、効果的な情報発信を行います。

町内の道路にサイクルツーリズムによるコースを設定しブルーラインによる表示を行います。

↑ 情報提供施設の充実、整備

道の駅なんぶ・とみざわ、なんぶの湯、奥山温泉、山水徳間の里などの賑わい交流拠点における機能の充実をはじめ、観光情報受発信機能の拡充を図ります。また、観光プロモーションを取り入れ、豊かな自然や歴史、文化などの資源をいかした観光PRを推進します。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
交流拠点施設利用者数	503,000人	510,000人

▶ 基本目標 2 南部町とつながり、ひとの流れを呼び込む

数値目標

	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
社会増減（転出超過数）	50人 (2020～2023年平均)	40人 (計画期間内平均)

基本的方向

地域の活力と持続性を維持していくためには、地域経済活性化に加え、外からの人を呼び込む仕組みを強化することが必要です。

このため、豊かな自然環境や歴史、文化などの資源を活用して本町の魅力向上の推進やデジタル技術を活用した情報発信を行い、来訪者の増加を図るとともに、将来的な移住・定住につながる取り組みを進めます。

また、これまでの移住・定住促進の取り組みに加え、町外にお住まいで町内に仕事のある人やルーツがある人など南部町に継続的かつ多様な形で関わり、地域課題の解決や将来的な移住につながる「関係人口」の創出・拡大に向けた取り組みを推進します。

1

移住・定住・
二地域居住の推進

～ 施策の方向 ～

本町の魅力でもある自然と生活が調和した住環境や多様な子育て支援施策を展開している環境の良さを広く発信するほか、移住体験等を通じて南部町を実感できる機会を創出し、移住者や二地域居住者を呼び込む取り組みを推進します。

具体的な施策

↑ 移住、定住への支援

首都圏等在住者を対象に、移住セミナー、ウェブサイトやパンフレット等の媒体により本町の魅力を発信し、移住・定住を促進します。

東京圏からの転入者に対する支援を行い、U・Iターンしやすい環境を形成します。

本町の居住環境を広くPRするほか、就職・子育て支援等、移住希望者の相談に幅広く対応できる相談窓口機能の充実を図ります。

↑ 空き家、お試し住宅の利活用

空き家に関するデータベースの整備を図るとともに、空き家バンク制度に登録を促し移住希望者に情報提供を行うことで移住を促進します。

移住希望者を対象に、本町での暮らしを実体験する「お試し住宅」の利用を促進します。

↑ 土地利用等の活性化

近隣自治体との立地環境や道路環境の交通の利便性から、賃貸住宅の整備や若い世代向けの定住促進住宅の整備を促進します。

KPI

重要業績指標（KPI）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
空き家バンク利用成約件数	7件 (2020～2023年平均)	8件 (2024～2029年平均)

2

南部町との つながりの構築

～ 施策の方向 ～

定住までには至らないものの、南部町へ継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出や、「交流人口」の拡大に向けた取り組みを推進します。

具体的な施策

↑ 関係人口の創出

地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、定住には至らないものの、継続的に多様な形で町と関わる「関係人口」の創出に向けた取り組みを推進します。

↑ ふるさと納税の推進

ふるさと「南部」への感謝や応援の気持ちを、ふるさと納税として伝えていただき、町からは、魅力ある返礼品により次につながる関係性を構築します。

↑ 交流人口の拡大

自然環境や歴史的資源、文化財資源等の活用、また都市部からのアクセスや住環境の良さ等をアピールして本町の知名度を高めるとともに、南部町に訪れる人の増加を図ります。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
ふるさと納税寄付件数	485件	500件

3

タウンプロモーション による町の魅力発信

～ 施策の方向 ～

「ふるさと南部」を想う町民等の愛着や誇りを醸成するとともに、本町の子育て支援策や住みやすさなどの魅力を町内外に効果的に発信するタウンプロモーション活動を推進します。

具体的な施策

♪ タウンプロモーションの推進

町の魅力や施策・情報を町内外に広く発信し、町内の方には、愛着心や町の良さを再発見してもらい、町外の方には町の認知度（知名度）を高めてもらう取り組みを実施します。

♪ 魅力ある広報づくり

町の広報誌に、町外在住者の目を意識した内容を盛り込み、町の魅力を発信します。また、南部町に興味を持った方々にとって、町の情報の収集源となるようなSNSなどによる情報発信をしていく体制を整えます。

KPI

重要業績指標（KPI）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
Instagram公式アカウントフォロワー	1,282人 (2024年8月)	3,000人
行政アプリを導入する	—	導入実施
行政情報のデジタルによる提供	未整備	整備

▶ 基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、切れ目なく支援する

数値目標

	基準値 (2024年)	目標値 (2029年)
子育て環境の満足度（とても満足及び満足）	29.2%	35.0%

基本的方向

希望のライフスタイルを実現するため、出産や子育てに対する不安を取り除き、地域全体で子どもを育てる環境を整える必要があります。

そのため、町内や近隣での結婚を希望する男女の出会いの場を創出して結婚へつなげるとともに、安心して出産・子育てができるように、子育て包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と経済的支援を一体的に提供します。

教育についても、きめ細かな教育を継続し、本町で育つ子どもたちが充実した教育を受けられるような環境を整備します。また、町民性や自然、文化の良さを肌で感じながら、本町で育ち学ぶことへの喜びと誇りを感じ、ふるさと南部を愛する人材となるよう育成します。

1 結婚支援体制の充実

～ 施策の方向 ～

パートナーづくりのための出会いの場や機会を提供する事業を支援します。あわせて、近隣自治体等と連携した取り組みを推進します。

具体的な施策

↑ 出会いの場づくりの支援

民間等が実施する出会い力向上のための講座や出会いの機会づくりを支援します。
近隣自治体等と情報共有や情報交換を行い、結婚希望者の縁結びをサポートします。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
婚活関連事業の提供（委託事業を含む）	2回	2回
コミュニティ個別相談の実施（委託事業を含む）	—	実施

2

妊娠、出産への 支援環境整備

～ 施策の方向 ～

妊娠、出産に関する正しい知識を普及、啓発するほか、希望する妊娠、出産に向けて、妊娠中や出産に関する不安を軽減するなど、妊婦に寄り添った支援を行います。母子健康手帳のデジ

タル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上を目指します。

具体的な施策

↑ 妊娠、出産に関する正しい知識の普及と相談体制の確保

希望する妊娠、出産の実現のためには、男女ともに正しい知識を持つことが第一歩となることから、若い世代からの知識の普及や啓発を行います。

↑ 不妊等に悩む方への支援

不妊等に悩む方からの相談に応え、必要な情報を提供できる体制を確保します。

不妊治療等に取り組む夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の助成を行います。

↑ 妊娠、出産に向けての支援

妊娠中や出産に関する不安を軽減するための相談体制を確保します。

妊産婦の健康管理のため、定期的な健康診査や健康相談、保健指導、栄養指導を行い、安全で安心な出産・育児環境を整えます。

保健師等が母子の健康状態の確認と育児相談・保健指導を行うため、産後2か月頃までに赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問します。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
妊娠、出産の学習機会開催数	7回	7回
産後ケアセンター利用者負担の無料化継続	実施	継続

3

子育てしやすい 町づくりの推進

～ 施策の方向 ～

経済的な子育て支援策と子育て環境の整備や教育に力を入れ、子育てを地域全体で支援する子育てしやすい町づくりに取り組みます。

具体的な施策

↑ 子育てに対する負担感の軽減

子育て支援医療費助成金（0歳から18歳）の継続、保育料無償化の拡充、学校給食費の無償化継続及び小中学校入学時に祝い金（10万円）を支給するなど、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを育てることができる環境づくりに努めます。

妊娠期から子育て期にわたって寄り添い、日頃の悩みや心配事にきめ細かな対応と切れ目のない支援を提供していくため、こども家庭センターを整備します。

働きながら子育てをしている方を、地域全体で見守り支え合うことができるような環境整備に努めます。

↑ 子育て支援体制の充実

多様な保育ニーズに対応できるよう、保育士の確保や認定こども園の移行について検討し、放課後児童保育の充実など、子どもの多様な居場所づくりに努めます。

また、病児・病後児保育についても充実を図り、精神的・社会的不安の軽減に努めます。

妊婦・乳幼児期の健診、予防接種などの母子保健情報を迅速に共有するため、情報連携基盤（PMH）を活用した、電子版母子健康手帳の導入を目指します。

保育業務のDX化により保育士等の事務負担を軽減することで、子どもと向きあう時間を確保し、保育の質の向上に努めます。

妊娠期から就学前までの子育てに関する情報を、ワンストップで入手できるようにホームページ等の環境整備を目指します。

↑ 子どもの健康の確保及び増進

乳幼児に対する健康診査や健康相談、講座の実施により、疾病や障害の早期発見・早期治療につなげるほか、生活習慣の改善、むし歯予防、栄養管理等の育児指導などを通じて健康保持を支援します。

乳幼児期からの健やかな育ちを支えていくため、妊娠・出産期から子育て期までの一貫した健康管理の指導に努めるとともに、保護者が切れ目のない支援を受けられるよう、保健師・栄養士等による支援体制の充実を図ります。

出産後から就学前までの切れ目のない支援を目的に5歳児健診の実施を目指します。

感染症の発症及びまん延の防止と子どもの健康を確保するため、定期予防接種を勧奨するとともに、任意予防接種費用の一部を助成します。

↑ 地域、社会全体で子育てを支える機運の醸成

男女それぞれが個性と能力を発揮できる社会づくりを目指して、男女共同参画を推進する啓発活動を行います。

充実した生活を過ごし、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランスの考え方を推進します。

男性の育児休業等の取得促進や子育て中の女性が働きやすい職場づくりなどに向けて、社会システムづくりに取り組みます。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
子育て相談、教室の開催数	7回	7回
乳幼児健診の受診率	99.4%	100%
子育て情報のデジタルによる提供	未整備	整備
保育料無償化の継続及び拡充	実施	継続・拡充
学校給食費の全額補助の継続	実施	継続
0歳から18歳までの医療費の無料化の継続	実施	継続
小中学校入学時に祝い金10万円支給の継続	実施	継続

4

教育環境の充実

～ 施策の方向 ～

豊かな心、強い心、相手を思う心を育み自立するため、学校教育の充実を図るとともに、ふるさとへの愛着と誇りを養う教育を行います。

具体的な施策

↑ 個に焦点を当てた授業の推進

教員研修の充実により、児童・生徒が楽しさを感じる授業づくりを進め、学習意欲の向上を図ります。

児童・生徒が課題意識を持ちながら自ら進んで学び合い、主体的で対話的な授業を編成します。

特別支援教育支援員の活用により、一人一人に応じたきめ細かな教育支援を行います。

子どもたちを取り巻く社会情勢の変化をとらえ、グローバル化に対応する外国語教育の充実を図ります。

一人一台端末等のＩＣＴ（情報通信技術）機器の効果的な活用を推進するため、必要な整備・充実を図ります。また、個に応じたきめ細かな指導ができるように、校務データと学習データの一元化を図るなど校務ＤＸを推進します。

↑ 多様な体験活動の充実

地域人材や地域資源の活用により、自然体験や文化体験、職業体験等をはじめとする地域愛を育む「ふるさと教育」を推進します。

学校の特色をいかした魅力ある教育活動を展開します。

↑ 子どもたちの成長を支える連携した教育の推進

町内小学校の学校規模による教育環境の違いを乗り越えるとともに、小学校間の同学年交流を図るため、多様な意見や考えに触れ、思考力や表現力の向上を目指す取り組みを行います。また、ＩＣＴ機器を活用した町内の学校間における合同学習等に取り組めます。

保育所・幼稚園・小学校・中学校間の連携及びこれらと家庭・地域間との連携を深め、園児・児童・生徒の発達段階に応じた適切な教育を実践します。

地域と学校が連携・協働して、幅広い地域住民や保護者等の参画によるコミュニティスクール※を推進します。

※コミュニティスクール…学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

安全、安心な学校づくり

不登校や問題行動といった子どもの発達課題に適切に対応するため、関係機関と連携を深め、子どもや保護者に寄り添った支援体制を構築します。

教育支援センターの活動を中心とした教育相談体制の充実・強化を図るとともに、各学校と連携し不登校対策に取り組めます。

災害や防犯に関する情報など、学校から保護者に対するＩＣＴ機器を活用した情報発信の仕組みの充実を図ります。

KPI

重要業績指標（KPI）	基準値 (2024年)	目標値 (2029年)
学校教育施設や環境の満足度（とても満足及び満足）	33.9%	40.0%

▶ 基本目標 4 安心して暮らすことができる、魅力的な地域をつくる

数値目標

	基準値 (2024年)	目標値 (2029年)
今後も南部町に住み続けたいと思う人の割合 (住み続けたい及びできれば住み続けたい)	69.9%	75.0%

基本的方向

安心して暮らし続けることを可能にする重要な要素の一つに、地域の医療体制を充実する必要があります。そのため、近隣市町村にある医療機関との連携体制を整え安定した医療の提供を目指します。

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう介護予防や介護サービスを提供していきます。また、免許を返納しても生活に支障がないような公共交通体系の向上を目指します。

防災については、消防団員の処遇改善をしつつ、活動しやすい環境を整え団員の確保に努めます。また、町民の防災に対する意識の向上を図り、災害に強い町づくりを推進します。

1

誰もが暮らしやすい
町づくりの推進

～ 施策の方向 ～

年齢や性別、障害、国籍の有無などを問わず、誰もが居場所を持ち、つながりを持って支え合うコミュニティづくりに向けた取り組みを推進します。

具体的な施策

↑ 健康保持の増進と食育推進

なんぶ健康会議を充実させ、関係各課や関係団体と連携して、健康づくりの啓発普及をしていきます。また、町民一人一人が健康づくりへのきっかけをつかみ、自らの健康状態を保てるよう支援します。

食育の推進、栄養・食生活改善の取り組み及び生活習慣の改善を促進し、糖尿病、脳血管疾患、心疾患及びがん等の生活習慣病の発症や重症化予防に取り組みます。

↑ 高齢者等の健康、生きがいづくりと社会参加の促進

特定健康診査、後期高齢者健康診査等、各種検診の受診を促進し、疾病予防、早期発見・早期治療に努めます。さらに、健診受診後の特定保健指導を通じて、生活習慣改善を支援し、健康増進につなげます。また、現在治療中の人には重度化防止の視点から、生活習慣改善の支援とともに適切な医療を受診するよう支援します。

高齢者等の生きがいを高める活動を支援するため、高齢者等の豊かな経験と能力がいかせる就労機会の提供体制の推進やボランティア活動への参加促進に加えて、シニアクラブ活動の推進、生涯学習の推進、スポーツレクリエーションの振興に取り組みます。

個別相談の実施により、高齢者等の健康維持・増進を図るとともに、気軽に参加できる運動教室や地域活動を実施するなど、高齢者等の自発的な社会参加を促進します。

高齢者等を対象とした健康教育・健康相談を実施し、介護予防や健康維持・増進に取り組みます。

↑ スポーツの振興

町民誰もが日常的にスポーツに親しみ、継続できる環境を整備します。

一人一人のライフスタイルに合ったスポーツを楽しむ機会を提供するなど、健康維持・増進の取り組みを推進します。

体育施設の空き状況の確認や予約をオンライン上で行うシステムの構築を検討します。

↑ 生涯学習の振興

魅力ある生涯学習講座の開催など、新たな知識・技術を学び、交流などを図る学習の場を提供します。また、学習成果が地域文化の向上につながるよう支援します。

プログラミングや動画編集など、デジタル技術を学べる講座を開催します。また、専門家や実務者による講義やワークショップも開催します。

生涯学習活動を行う町民が集まり、成果の発表と相互交流ができる場を創出します。

自主的な学習・活動グループの立ち上げを支援します。

↑ 過ごしたくなる街中づくり

公共スペースや既存の施設等を活用しながら、様々な機能を集積させる拠点を形成し、人が街中で過ごしたくなる時間と空間をつくり、日常的な賑わいの創出につなげます。

↑ 地域共生、多文化共生の町づくり

障害のある人が高齢になっても、住み慣れた地域で安心して日常生活を送るため、介護及び障害福祉サービスをともに行うことができる事業所との連携を強化し、重層的支援体制の構築を図ります。

庁舎、公民館、学校などにおける段差解消のための整備を推進します。

視覚、聴覚障害者等に配慮した情報提供方法の充実を図るなど、コミュニケーション支援に取り組みます。

国籍や民族が違っていても文化的な違いを認め、対等な関係を築き、地域社会の構成員として安全・安心に暮らすことができる多文化共生の地域づくりを推進します。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2024年)	目標値 (2029年)
暮らしやすいと感じる人の割合 (とても住みやすい及びやや住みやすい)	34.9%	40.0%

2

地域包括ケアの推進

～ 施策の方向 ～

町民の健康と命を守るために必要な地域の医療を確保するとともに、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医

療・介護・介護予防・住まい及び生活支援の5つのサービスを切れ目なく一体的に提供していく地域包括ケアを推進します。

具体的な施策

↗ 救急医療体制の維持

休日や夜間の急病に備えるため、休日・夜間当番医の救急医療体制を維持します。

救急医療の適正な受診のための相談体制を充実させます。

↗ 国民健康保険診療所における医療体制の充実

医療従事者の勤務環境の改善を図り、医師・看護師等の確保に努めます。

地域の基幹病院として、施設や医療機器の整備、診療科目の維持など、医療体制の充実を図ります。

医師・看護師等に対する研修の充実及び関係機関との連携を図り、医療環境の向上を図ります。

↗ 在宅医療体制の維持

在宅で安心して医療を受けられるよう、医師による訪問診療を提供できる在宅医療体制を維持します。

↗ 包括的なサービス提供への取り組み

関係機関が連携し、医療、福祉、保健、介護等の各分野との多職種協働による支援体制を促進します。

高齢者等が可能な限り住み慣れた家庭や地域で暮らせるよう、各種高齢者等福祉サービスを実施します。

医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援の5つのサービスを切れ目なく一体的に提供していく地域包括ケアシステムの推進を図ります。

↑ 地域で支える仕組みづくり

高齢者等が身近な場所で介護予防に取り組める場の充実を図ります。

外出の機会が減り閉じこもりがちにならないよう、高齢者等が身近な場所で気軽に集まって交流し、互いに見守り合える居場所づくりを促進します。

高齢者の日常生活に深く関わる事業所などと連携し、地域総がかりで高齢者等を見守る体制を促進します。

地域における相談業務として高齢者の必要な支援を幅広く把握し、地域における適切なサービス、関係機関または制度につなげる支援を行う地域包括支援センターの機能を強化します。また、町民とともに地域課題を検討し、具体的な事業や取り組みにつなげていくよう地域ケア会議を開催します。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2024年)	目標値 (2029年)
医療施設や体制の満足度（とても満足及び満足）	24.5%	35.0%

3

公共交通体系の向上

～ 施策の方向 ～

通勤・通学、買い物や通院など町民の生活ニーズに応える公共交通網の確保と充実を図るための施策を推進します。また、広域道路網や町道等の整備による道路ネットワークの充実を図ります。

具体的な施策

公共交通網等の充実

町営バスについて、町民ニーズと運行の効率性を踏まえ、路線の精査や車両の小型化による運行など、適切な設定による充実を図ります。

時代に対応した公共交通網や、高齢者の安心を支え交通の空白地域をなくす公共交通網を構築し、免許がなくても生活できる町を目指します。

移動手段の充実を図るため、健康な方だけでなく足腰の弱い高齢者や車いす使用者、ベビーカー利用の親子など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

公共交通運転手不足対策としてデマンドバスやライドシェアなどデジタル化の可能性を調査・検討します。

道路環境の整備促進

日常生活における利便性を町内の隅々にまでいきわたらせる機能的な道路網の充実に向けて、町道・林道・農道の整備を行うとともに、国道や県道の整備を国・県に働きかけ、道路ネットワークの充実を図ります。

交通インフラへのデジタル技術の導入を検討します。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2024年)	目標値 (2029年)
道路整備の満足度（とても満足及び満足）	39.8%	45.0%

4

安全・安心な 町づくりの推進

～ 施策の方向 ～

誰もが安心して暮らし続けるために、自助・共助の意識に基づいた自主防災組織等の充実により地域防災力を高め、災害に強い町を目指すとともに、防犯対策の推進により町民が安全で安心に暮らせる町づくりを進めます。

具体的な施策

↑ 消防体制の整備

団員確保が困難な状況において、入団しやすく、活動しやすい環境を整えます。また、機能別消防団員制度を導入し消防力の確保に務めます。さらには、消防団と事業所の協力体制強化のための協力事業所制度のさらなる拡大を進めます。

消防団各分団や各部において、災害発生時に互いの連携がスムーズにできるように、連絡手段や諸報告についてデジタル化の可能性を検討します。

↑ 消防施設の整備

消防施設、設備の整備・更新を推進するとともに、消防水利の充実を図ります。

↑ 防災対策の促進

町民の防災に対する意識の変革、地域の防災意識の向上、災害時に自助・共助の精神で自主避難できる体制の整備を図り、災害に強い町づくりを目指します。

発災時の迅速な対応のため、避難者支援システムをはじめとする各種システムの更新と、まだデジタル化されていない防災業務のデジタル化を検討します。

自主防災会の備蓄資機材等の整備に関する補助を継続します。

公共施設に設置したAED維持管理を継続します。

↑ 空き家対策の推進

周辺の生活環境に悪影響を与えることが懸念される「問題のある空き家」の実態を調査し、所有者の意向を確認した上で、空き家解消に向けた官民協定等を活用し流通や利活用を推進するとともに、除却等を要する際にも適切な対応をします。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2024年)	目標値 (2029年)
防災・災害対策や体制の満足度	27.0%	35.0%
防災情報のデジタルによる提供	未整備	整備

▶ 計画の推進 デジタルの力を活用した社会課題解決と魅力の向上

数値目標

	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
町民がデジタル技術（アプリ等）を利用し、公共サービスの申請や緊急情報を取得できるようにする割合	—	50.0%

基本的方向

本町では、デジタル技術の導入と活用を通じて、地域が抱える社会課題の解決を目指すとともに町の魅力を向上させる取り組みを推進します。デジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保及びすべての町民がデジタル技術の恩恵を享受できる環境づくりをすることで、町民の利便性と生活の質を向上させ、地域の活性化を図ります。

国が地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地域の魅力を高めることを目的に策定した「国家総合戦略」を基に、地域の課題解決の手段としてデジタル技術等を活用し快適に暮らせる社会を目指します。

1

デジタル基盤の整備

～ 施策の方向 ～

デジタル基盤の整備は、行政サービスの効率化と町民の利便性向上を実現するための基盤を築く重要な施策です。

本総合計画の町づくりの基本理念に基づき、本町が未来にわたり活力ある

活動を推進するための下地としての基盤整備を進めます。

具体的な施策

↑ 電子申請の推進

町民がオンラインで各種手続きを簡単に行えるよう、電子申請システムを整備します。これにより、窓口での手続きを減らし、申請手続きの効率化を図ります。また、使いやすさを考慮し、操作ガイドやサポート体制を充実させます。

↑ キャッシュレスの導入

行政サービスの料金支払いにキャッシュレス決済を導入し、町民の利便性を向上させます。これにより、現金の取り扱いを減らし、支払い手続きを迅速に行えるようにします。

↑ セキュリティ強化

デジタル基盤のセキュリティ対策を強化し、個人情報や重要データの保護を徹底します。定期的なセキュリティチェックとシステムのアップデートを行い、サイバー攻撃から町民のデータを守ります。

↑ 手続きのデジタル化

手書き等、煩雑だった手続きをデジタル技術の導入により簡素化します。

↑ マイナンバーカードの利活用促進

マイナンバーカードの本人確認、証明機能を生まれてから亡くなるまで活用できるインフラとして普及させ、デジタルの力で便利で安全な先端サービスを提供することを目指します。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
電子申請サービスの利用率（全体申請件数）	1.0%	10.0%

2

デジタル人材の 育成・確保

～ 施策の方向 ～

デジタル人材の育成と確保は、デジタル化の推進と持続的な発展のために不可欠です。特に、デジタル技術に精通した職員の育成を図り、地域内外からの人材を積極的に採用することで、

デジタルサービスの運営と管理の能力を向上させます。また、民間企業との連携も視野に入れ交付金を活用し、事業を進めていくことで財政的な負担を減らします。

具体的な施策

↑ 研修プログラムの導入

デジタル技術に関する研修プログラムを職員向けに実施し、最新の技術やツールに関する知識を提供します。特に、電子申請システムやデジタル情報管理に関するスキルを重点的に強化します。

↑ 外部専門家などとの連携

デジタル分野の専門家や他の自治体と積極的な交流を図り、最新の技術や運用方法について情報共有を図ります。これにより、デジタル化の専門知識を取り入れ、効率的な運営を実現します。

↑ 既存環境のより一層の活用

万沢集学校と協働して町民のデジタルに関する関心とスキルアップを図ります。

↑ 生涯学習で裾野を広げる

高齢者教室（いきいき大学）での教室開催など、使ったことのない人への普及啓発活動を推進します。

↑ デジタル人材の採用

デジタル政策の立案・施行に対応できる人材の確保のため、計画的な職員採用を実施し、国や県と連携して、職員の専門的な研修・勉強会等への積極的な参加を促していきます。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
デジタル人材育成プログラムの修了者数（各年度）	—	15名

3

誰一人取り残されない
ための取り組み

～ 施策の方向 ～

デジタル化が進む中で、誰一人取り残されないようにするためには、高齢者やデジタル技術に不慣れな町民に対してサポート体制を整え支援を行うことが重要です。

具体的な施策

↑ デジタルサポートの強化

高齢者やデジタル初心者向けに、デジタルサポートを強化します。デジタル機器の使い方やインターネットの利用や電子申請の操作に対する問合せに対応し、町民が自信を持ってデジタルサービスを利用できるようにサポートします。

↑ 出張サポートの実施

デジタル機器の利用が難しい町民に対して、出張サポートを行います。積極的に地域を訪問し、操作方法を直接指導します。特に、移動が困難な高齢者や障害者を対象に、きめ細かなサポートを提供します。

↑ 地域コミュニティとの連携

地域のコミュニティや商工会などと連携し、デジタル技術の普及活動を行います。地域のイベントや講習会を通じて、デジタル技術の利便性を伝え、町民が積極的にデジタルサービスを利用できるようにします。

K P I

重要業績指標（K P I）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
デジタル機器に関する教室や相談会などのサポートサービスの利用者数	20件	100件

第4編 人口ビジョン

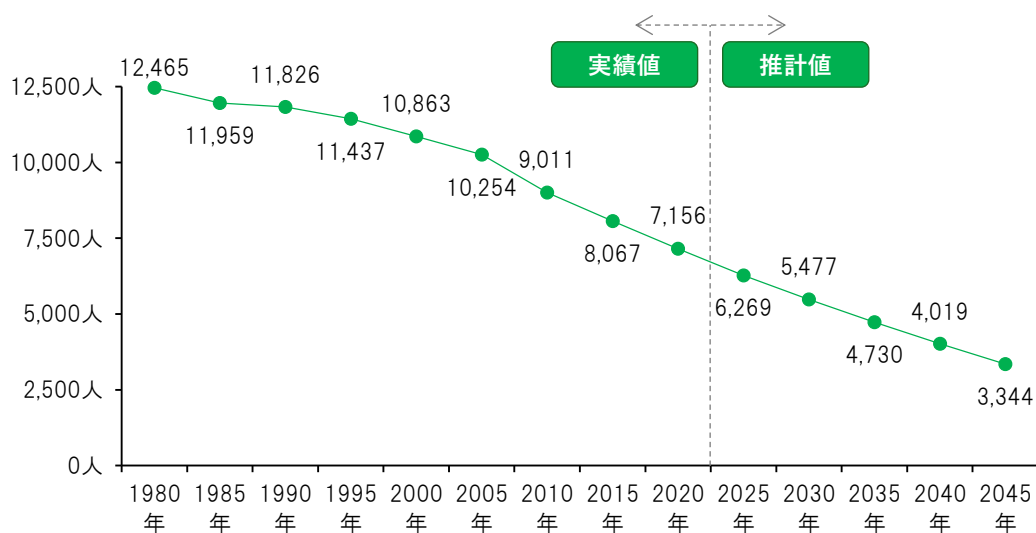
第1章 人口動向分析

1. 時系列による人口動向分析

(1) 総人口の推移と将来推計

本町の人口は、ほぼ一貫した減少傾向で推移しており、バブル経済期を含めた1980年代はその減少も緩やかであったものの、バブル経済崩壊後である1991年以降で大幅に減少していることが特徴となっています。

大幅な減少の要因としては、都市部への人口流出があったと考えられ、また、1980年代で人口の減少が小さい要因としては、大規模な工場の立地により、雇用環境が改善したことが考えられます。



資料：地域経済分析システムリーサス

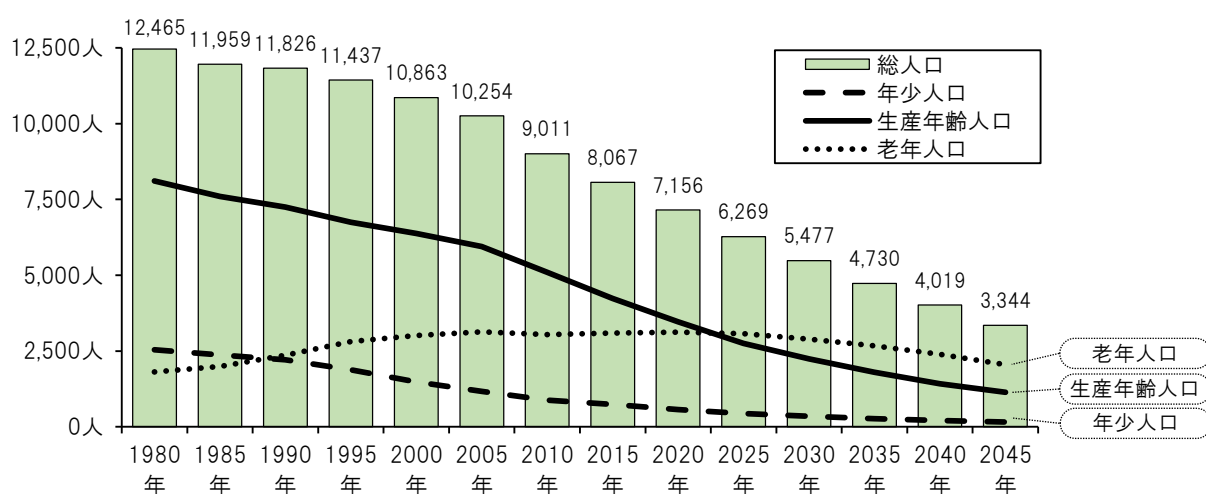
(2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

年齢3区分別の人口をみると、年少人口、生産年齢人口は年月の経過とともに人口減少が続いています。

1985年以前の年少人口は、総人口と類似的な減少をしています但其の後急激に減少し、総人口に及ぼす影響がみられます。生産年齢人口についてみると、1985年以降大幅に減少しておりそれに比例して総人口も減少しています。

老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入ったことや平均寿命が伸びたことなどの要因で、増加傾向にありましたが、2025年以降減少し始めるものと推計されます。

図 年齢3区分別人口の推移



資料：地域経済分析システムリソース

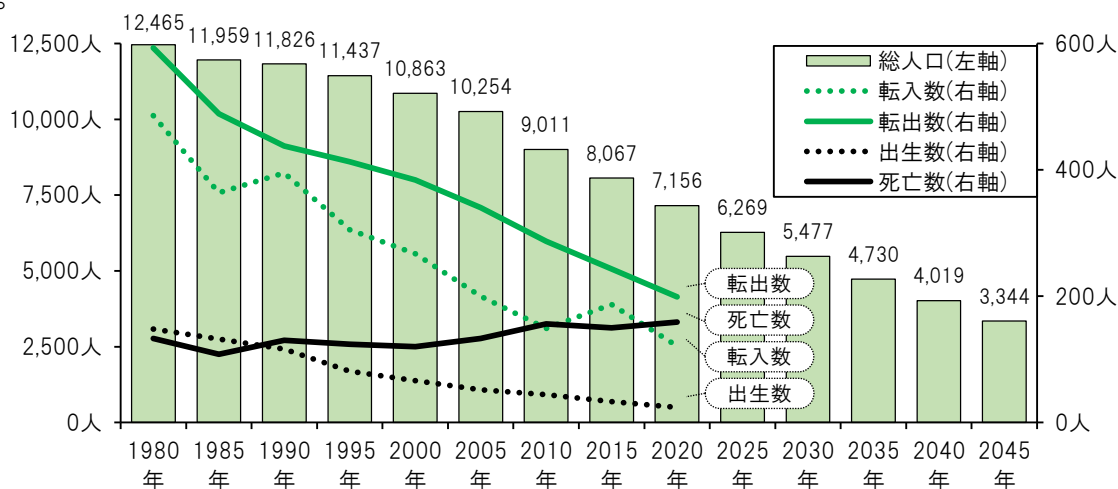
(3) 出生・死亡、転入・転出の推移

転出数は減少傾向にあります。同様に転入数も減少傾向にあるため社会減となっています。また、死亡数は1980年と2020年では大きな差はなく微増傾向であるものの、出生数が減少傾向にあるため自然減となっています。

このように、社会増減数及び自然増減数がともにマイナスであるため、人口が減少していることがわかります。

1980年代の人口減少は、転出超過による社会減が要因であり、バブル経済期後である1991年以降の大幅な人口減少は、社会減に加え自然減が要因となっています。

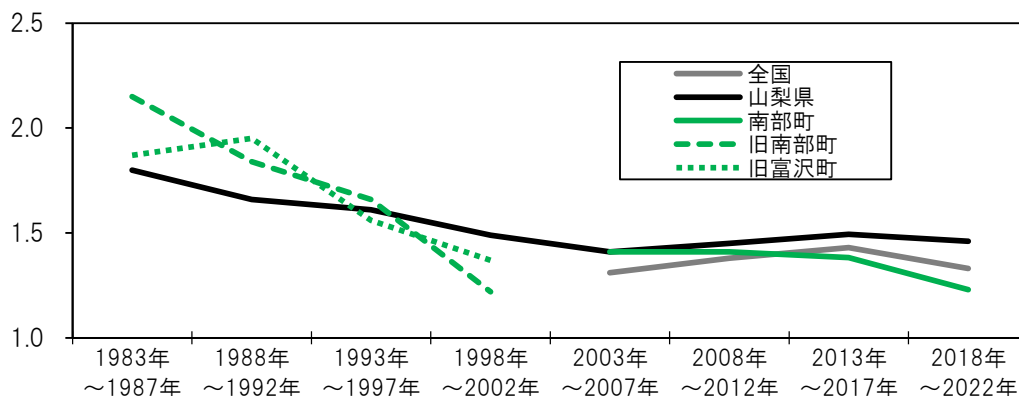
前図の将来推計において、年少人口及び生産年齢人口は減少することが予想され、下図においては死亡数と出生数の差は大きくなり、同時に転入数と転出数の差も縮まらなると考えられることから、人口減少に歯止めをかけるには、出生数及び転入数の増加が必須となります。



資料：地域経済分析システムリーサス

(4) 合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移

合計特殊出生率は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。2003～2007年以降は県より低く推移しており、2013～2017年以降は全国よりも低く推移しており、2018年～2022年が最も低くなっています。

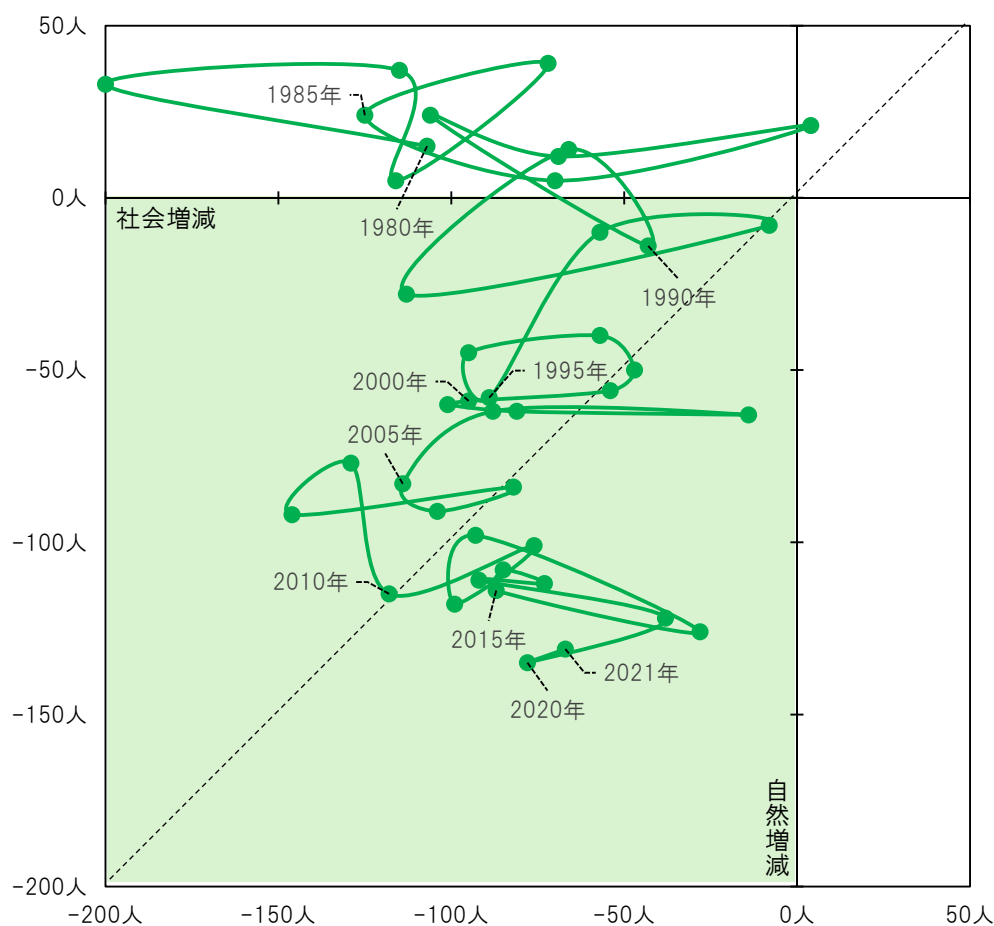


資料：内閣府提供資料_基礎データ (2024年6月版)

（５）総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

1992年以降、自然増減数・社会増減数はともに一貫してマイナスとなっています。以前は社会減が大きい状況でしたが、近年は自然減が大きくなっています。

本町における高度経済成長期後の大幅な人口減少は、社会減が大きく影響しており、バブル経済期後の大幅な人口減少は、社会減に少子高齢化の顕著な自然減が加わったことが大きく影響しています。



資料：（転入・転出）山梨県常住人口調査結果報告・（出生・死亡）人口動態統計

2. 年齢階級別の人口移動分析

(1) 性別・年齢階級別の人口移動の最近の状況

男性の2015年から2020年の5年間ににおける総人口は、減少を続けているため、各年代別の純移動数においても多くがマイナスとなっています。

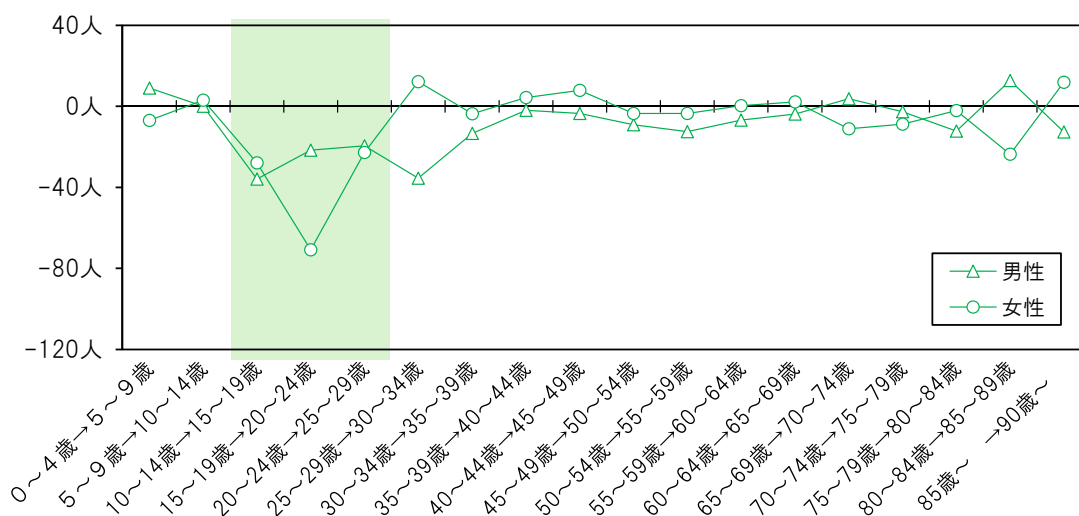
特に、10～14歳から15～19歳、15～19歳から20～24歳、20～24歳から25～29歳になるときに大幅な転出超過となっています。

これら転出超過の要因としては、大学進学や就職による転出が大きく影響していると考えられます。

女性も男性と同様に、各年代別の純移動数においても多くがマイナスとなっており、特に10～14歳から15～19歳、15～19歳から20～24歳、20～24歳から25～29歳、25～29歳→30～34歳になるときに大幅な転出超過となっていますが、女性に比べ男性の方が純移動数は少なく、町内に留まる方が男性に比べて少ないことがわかります。

これら転出超過の要因としては、大学進学や就職による転出が大きく影響していると考えられます。

2015年→2020年の年齢階級別人口移動



資料：内閣府提供資料_基礎データ（2024年6月版）

(2) 性別・年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向

男性について1980年以降、5年ごとの人口移動の状況を見ると、各5年間とも10～14歳から15～19歳、15～19歳から20～24歳になるときに大幅な転出超過となっています。特にバブル経済期を含む1980年代が突出しており、都心への流出が多くあったと考えられます。

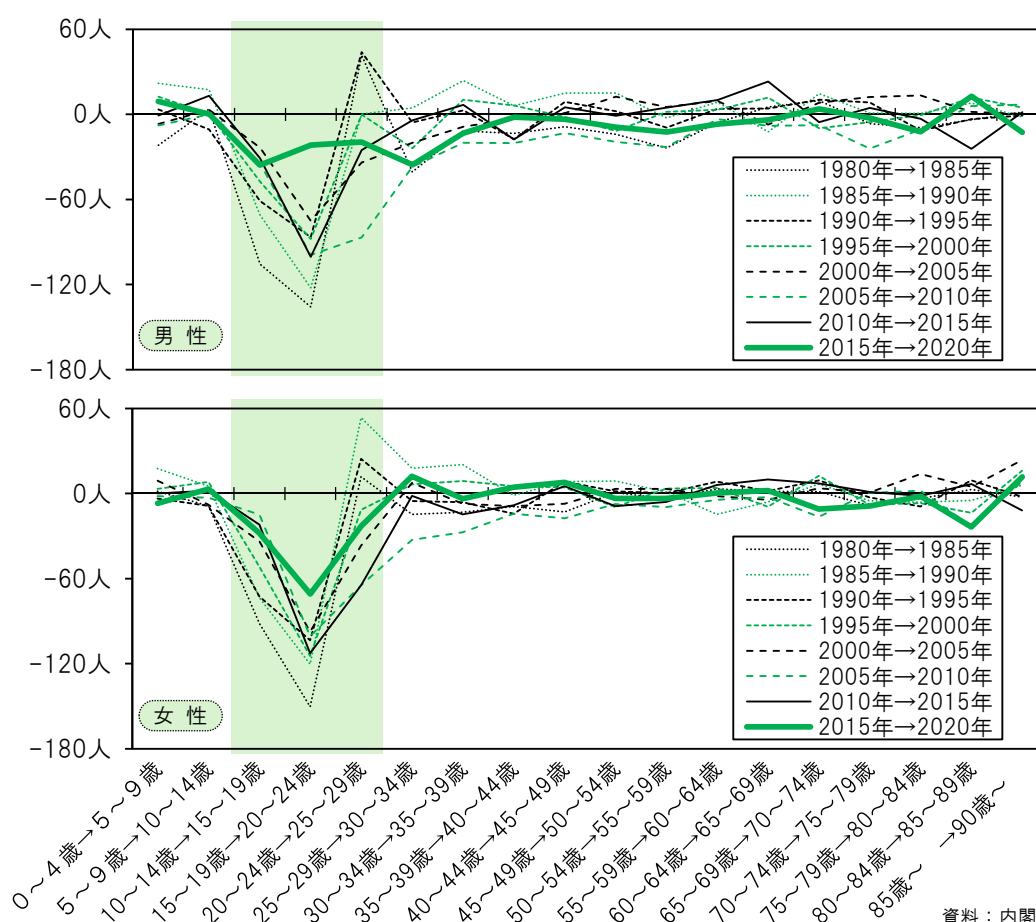
20～24歳から25～29歳になるときは、各5年間の年代別で差が大きくなっていますが、高度経済成長期後やバブル経済崩壊後において、進学や就職により都心へ流出した人のUターンがあったと考えられます。しかし近年では、都心へ一旦流出した若者層は、そのまま就職等をするなど、Uターンするケースが少なくなっていると考えられます。

2005年→2010年は、生産年齢人口において転出数が多くなっていますが、これはリーマンショックの影響による転出が大きな要因であると考えられます。また老年人口においては、施設への入所による転出が考えられます。

女性については、10～14歳から15～19歳、15～19歳から20～24歳になるときに大幅な転出超過となっています。特にバブル経済期を含む1980年代が突出しており、都心への流出が多くあったと考えられます。

20～24歳から25～29歳になるときの1995年以前は都心や静岡県からのUターン、結婚による転入があったと考えられます。また、2000年以降は転出超過となっており、都心へ流出した人は、そのまま就職等しているケースが多いと考えられます。

年齢階級別人口移動の推移



資料：内閣府提供資料

基礎データ（2024年6月版）

(3) 人口移動の最近の状況

ここ5年間の人口移動の状況は下表のとおりとなっています。

転入は2020年～2023年にかけて、富士宮市が多く富士市や愛知県からの転入も見受けられます。

転出は、静岡県富士市、山梨県甲府市、富士宮市などが多くなっています。いずれの年も転出超過になっています。

	転入									
	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年	
1位	山梨県 身延町	16人 (9.5%)	山梨県 身延町	11人 (9.4%)	静岡県 富士市	16人 (11.9%)	山梨県 甲府市	21人 (15.0%)	愛知県 安城市	14人 (9.5%)
2位	静岡県 富士市	15人 (8.9%)	山梨県 甲斐市	11人 (9.4%)	静岡県 富士宮市	16人 (11.9%)	静岡県 富士宮市	10人 (7.1%)	静岡県 富士宮市	13人 (8.8%)
3位	愛知県 南知多町	12人 (7.1%)	静岡県 富士宮市	10人 (8.5%)					静岡県 静岡市	11人 (7.4%)
4位	山梨県 甲府市	11人 (6.5%)								
—	その他	115人 (68.0%)	その他	85人 (72.6%)	その他	103人 (76.3%)	その他	109人 (77.9%)	その他	110人 (74.3%)
合計	169人(100%)		117人(100%)		135人(100%)		140人(100%)		148人(100%)	

	転出									
	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年	
1位	静岡県 富士宮市	33人 (16.0%)	山梨県 甲府市	17人 (9.1%)	山梨県 甲府市	24人 (11.2%)	山梨県 甲府市	25人 (13.9%)	静岡県 富士宮市	30人 (17.2%)
2位	静岡県 富士市	31人 (15.0%)			山梨県 身延町	19人 (8.9%)	山梨県 身延町	21人 (11.7%)	静岡県 富士市	17人 (9.8%)
3位	山梨県 甲府市	17人 (8.3%)			静岡県 富士市	15人 (7.0%)	静岡県 富士宮市	18人 (10.0%)	静岡県 静岡市	14人 (8.0%)
4位					静岡県 静岡市	13人 (6.1%)	静岡県 富士市	13人 (7.2%)	山梨県 甲府市	13人 (7.5%)
5位							山梨県 南アルプス市	10人 (5.6%)		
—	その他	125人 (60.7%)	その他	170人 (90.9%)	その他	143人 (66.8%)	その他	93人 (51.7%)	その他	100人 (57.5%)
合計	206人(100%)		187人(100%)		214人(100%)		180人(100%)		174人(100%)	

※小数第三位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

資料：地域経済分析システムリーサス

第2章 将来人口推計

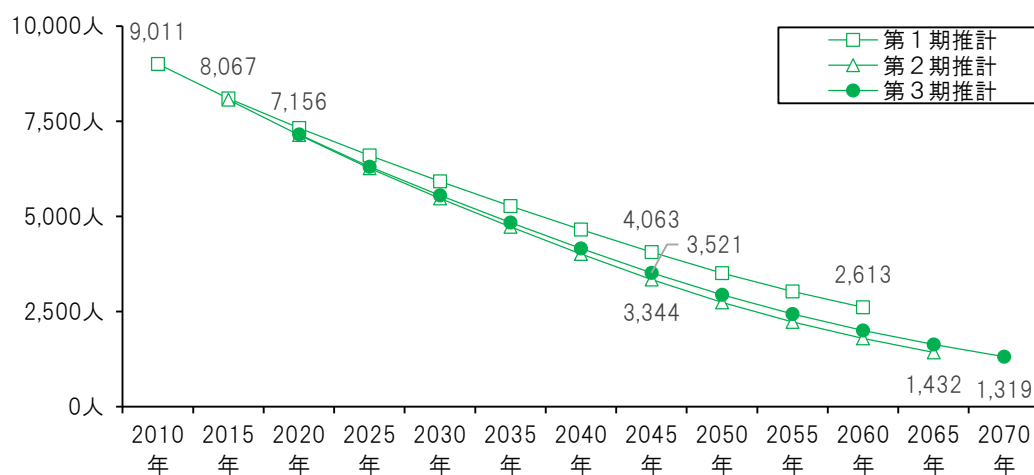
1. 将来人口推計

(1) パターン1（社人研推計準拠）第1期と第2期の総人口推計の比較

本町は、人口が転出超過基調にあり、パターン1（社人研推計準拠）に準拠すると、人口減少が一層進む見通しとなっています。

パターン1（社人研推計準拠）における2045年の総人口は、第1期推計で4,063人、第2期推計で3,344人と719人の差が生じています。第2期計画から5年を経て、人口減少が一層進む見通しは変わらないものの、第2期計画推計よりは、少し多い水準で推移し、第3期推計は3,521人となる見込みです。

第1期と第2期の総人口推計の比較



※パターン1：（社人研推計準拠）

- ・主に2015年から2020年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。
- ・移動率は、足元の傾向が続くと仮定。

（２）人口減少段階の分析

パターン１（社人研推計準拠）でみると、本町の人口減少段階は、2020年以降も減少基調で推移する中、老年人口が横ばいから微減で推移する「第２段階」にあり、2035年には老年人口も減少傾向である、「第３段階」に入るものと推計されます。

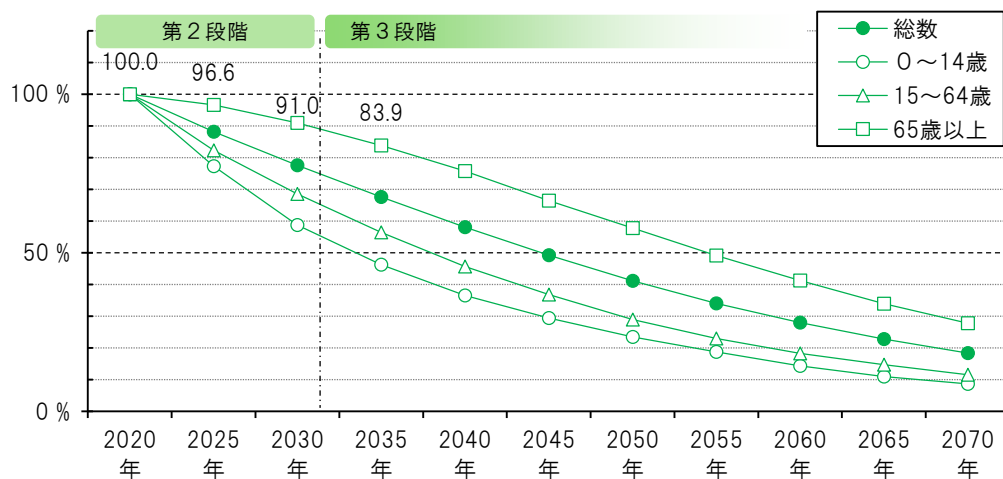


表 2040年の南部町の「人口減少段階」

	2020年	2045年	2020年を100とした場合の 2045年の指数	人口 減少段階
総 数	7,156	3,521	49.2	3
0～14歳	568	167	29.4	
15～64歳	3,464	1,277	36.9	
65歳以上	3,124	2,077	66.5	

<参考－人口減少段階について>

人口減少段階は一般的に、

「第１段階：老年人口の増加（総人口の減少）」

「第２段階：老年人口の維持・微減（減少率０％以上10％未満）」

「第３段階：老年人口の減少」

の３つの段階を経て進行するとされている。

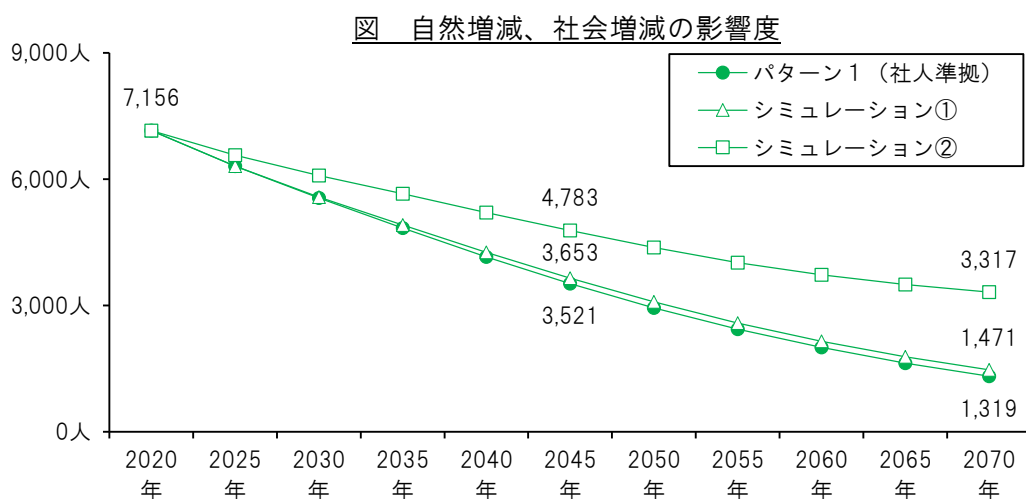
2. 将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析

(1) 2045年度における自然増減、社会増減の影響度

本町は、自然増減の影響度が「2（影響度100～105%）」であり、現在の出生率が低いことが人口減少に影響していることがわかります。

また、社会増減の影響度は「5（影響度130%以上）」であり、現在の転出超過が大きいことが、出生率が低いこと以上に人口減少に大きく影響していることがわかります。

このため、出生率の上昇につながる施策及び人口の社会増をもたらし施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑えること、さらには歯止めをかける上で効果的であると考えられます。



自然増減の影響度

シミュレーション①（3,653人）／パターン1（3,521人）＝103.7% ⇒ 影響度：2

社会増減の影響度

シミュレーション②（4,783人）／シミュレーション①（3,653人）＝130.9% ⇒ 影響度：5

自然増減の影響度

- 1 「100%未満」
- 2 「100%～105%未満の増加」
- 3 「105%～110%未満の増加」
- 4 「110%～115%未満の増加」
- 5 「115%以上の増加」

社会増減の影響度

- 1 「100%未満」
- 2 「100%～110%未満の増加」
- 3 「110%～120%未満の増加」
- 4 「120%～130%未満の増加」
- 5 「130%以上の増加」

<参考－自然増減、社会増減の影響度について>

- シミュレーション①：合計特殊出生率が2035年までに人口置換水準（2.07）まで上昇すると仮定して推計するケース
- シミュレーション②：合計特殊出生率が2035年までに人口置換水準（2.07）まで上昇し、かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定して推計するケース

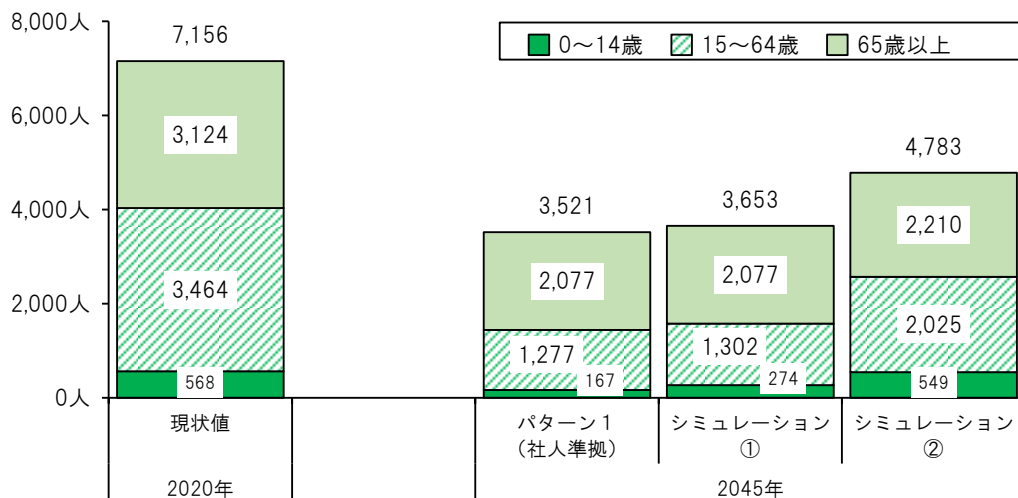
(2) 人口構造の分析

2045年における年齢3区分をみると、「0～14歳」の年少人口は、パターン1では167人に
対し、シミュレーション①では274人、シミュレーション②では549人と変化していきます。

一方「15～64歳」の生産年齢人口は、パターン1では1,277人に對し、シミュレーション①
では1,302人、シミュレーション②では2,025人と増加していきます。

		総人口	0～14歳	(うち0～4歳)	15～64歳	65歳以上
年齢区分別人口						
2020年	現状値	7,156	568	(138)	3,464	3,124
2045年	パターン1 (社人研推計準拠)	3,521	167	(44)	1,277	2,077
	シミュレーション①	3,653	274	(72)	1,302	2,077
	シミュレーション②	4,783	549	(178)	2,025	2,210
総人口に対する割合						
2020年	現状値	100.0%	7.9%	(1.9%)	48.4%	43.7%
2045年	パターン1 (社人研推計準拠)	100.0%	4.7%	(1.2%)	36.3%	59.0%
	シミュレーション①	100.0%	7.5%	(2.0%)	35.6%	56.9%
	シミュレーション②	100.0%	11.5%	(3.7%)	42.3%	46.2%
2020年に対する2045年の増減率						
2045年	パターン1 (社人研推計準拠)	-50.8%	-70.6%	(-68.3%)	-63.1%	-33.5%
	シミュレーション①	-49.0%	-51.7%	(-48.1%)	-62.4%	-33.5%
	シミュレーション②	-33.2%	-3.3%	(28.7%)	-41.6%	-29.3%

※小数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。



(3) 老年人口比率の変化（長期推計）

パターン1は2070年まで、シミュレーション①は2060年まで、老年人口比率が上昇を続けると推計されます。

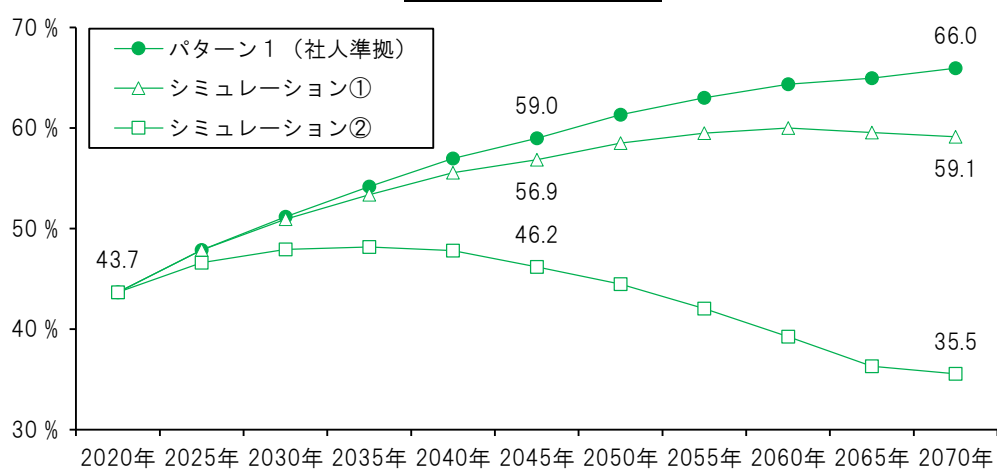
シミュレーション②においては、人口構造の高齢化抑制効果が2035年頃に現れはじめ、48.2%をピークに低下します。

これにより、高齢化抑制効果は、シミュレーション①よりシミュレーション②の方が高くなります。

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
パターン1（社人研推計準拠）											
0～14歳	7.9%	7.0%	6.0%	5.4%	5.0%	4.7%	4.5%	4.4%	4.1%	3.8%	3.7%
15～64歳	48.4%	45.2%	42.8%	40.4%	38.0%	36.3%	34.1%	32.6%	31.6%	31.2%	30.3%
65歳以上	43.7%	47.9%	51.2%	54.2%	57.0%	59.0%	61.3%	63.0%	64.4%	65.0%	<u>66.0%</u>
75歳以上	23.0%	27.1%	32.6%	36.9%	39.3%	41.1%	43.0%	44.4%	46.8%	48.4%	<u>49.3%</u>
シミュレーション①											
0～14歳	7.9%	7.0%	6.5%	6.8%	7.4%	7.5%	7.2%	7.1%	7.0%	7.1%	7.5%
15～64歳	48.4%	45.2%	42.6%	39.8%	37.1%	35.6%	34.3%	33.5%	33.0%	33.3%	33.4%
65歳以上	43.7%	47.9%	50.9%	53.4%	55.6%	56.9%	58.5%	59.5%	<u>60.0%</u>	59.6%	59.1%
75歳以上	23.0%	27.1%	32.5%	36.3%	38.3%	39.6%	41.0%	41.9%	43.7%	<u>44.4%</u>	44.2%
シミュレーション②											
0～14歳	7.9%	6.9%	6.9%	8.4%	10.2%	11.5%	11.8%	12.0%	12.1%	12.7%	13.8%
15～64歳	48.4%	46.5%	45.2%	43.5%	42.0%	42.3%	43.7%	45.9%	48.7%	51.0%	50.6%
65歳以上	43.7%	46.6%	47.9%	<u>48.2%</u>	47.8%	46.2%	44.5%	42.0%	39.2%	36.3%	35.5%
75歳以上	23.0%	26.6%	31.0%	33.3%	<u>33.4%</u>	32.5%	31.4%	29.5%	28.1%	25.9%	23.4%

※小数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

図 高齢化率の推移



3. 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

人口減少の影響は、長期的かつ多岐にわたることが想定されています。長期的に与える様々な影響を想定した上で長期的視点に立ち、「まち・ひと・しごと創生」に関しての政策・施策を検討していく必要があります。

(1) 産業・雇用への影響

生産年齢人口の減少は労働力不足を招き、雇用の量や質が低下することが懸念されます。また、農業や林業については、担い手の不足により耕作放棄地等の増加が進み、農山村の環境が維持できなくなる可能性があります。

地域経済活動を維持するためには、一定の人口規模を必要としています。人口の減少に地域の経済力が弱まり、地域によっては生活を直接支えるサービスが維持できなくなります。

このような影響により経済はマイナス成長に陥り、産業や雇用面が縮小していき、結婚や出産への進展がなく、人口減少が加速する負の連鎖に陥ります。

(2) 地域生活への影響

地域の担い手不足により、より一層コミュニティの共助機能低下への拍車がかかることが懸念されます。コミュニティの希薄化は地域防災力機能の低下となり、災害弱者の増加を招く恐れがあります。

児童・生徒の減少に伴い、地域の核である学校の存続が難しくなります。また、公共交通網の低下が通勤・通学者や高齢者の日常生活に影響を及ぼす恐れがあります。

人口減少に伴い、空き家が増加していきます。倒壊の恐れがある防災上の問題や防犯上の問題が発生すると想定されます。

(3) 医療・福祉対策への影響

高齢者の増加により、医療や介護の今以上の需要増加が見込まれる一方で、支える側の生産年齢人口は減少するため、社会保障制度を維持することが難しくなります。

高齢者を取り巻く身近な医療、在宅における介護、買い物や見守り支援など、生活を守る人材不足が懸念されます。特に、高齢者のみの世帯が多くなることから、介護が必要な一人暮らし、老々介護、認知症高齢者などに対応するマンパワーの確保が重要となります。

(4) 行財政サービスへの影響

人口減少により、長期的には税収など歳入の減収が見込まれる一方、財政の硬直化が進行していきます。また、財政が圧迫され、公共施設・インフラの老朽化への対応等が難しくなるとともに、全般的に行政サービス量の縮小や低下を招く恐れがあります。

その結果、行政サービスが必要な人に、必要なサービスが提供されない、自力で必要なサービス利用にたどり着けないといったケースの増加が懸念されます。

第3章 人口の将来展望

1. 目指すべき将来の方向

(1) 人口動向の現状認識

日本の総人口は、平成20年（2008）前後をピークとして人口減少社会に突入しています。

本町は高度経済成長期以降、一貫して減少傾向で推移しており、平成22年（2010）には、9,011人まで減少しました。パターン1（社人研推計準拠）の推計によると、今後本町の人口は、2045年に約4,000人強まで落ち込むと推計されています。

人口減少の段階は、令和17年（2035）までが、若年人口の減少が加速化するとともに、老年人口が横ばいもしくは微減へ転じる「第2段階」、それより先は、若年人口の減少が一層加速化し老年人口も減少していく「第3段階」に移行すると推測されます。

自然増減については、平成4年（1992）以降、死亡数が出生数を上回る自然減に転じており、平成22年（2010）以降は、毎年概ね100人以上の自然減となっています。この要因として、出生数の減少があげられ、平成29年（2017）以降30人を割り込む状況にあります。

社会増減については、平成16年（2004）～平成25年（2013）までは一部の年次を除きほぼ100人前後の転出超過、平成26年（2014）以降は100人未満での転出超過となっています。

年齢階級別の人口移動では、進学時期にあたる15～19歳及び社会人となる20歳代で転出超過となり、特に就職等の時期にあたる20～24歳での流出超過数は非常に大きなものとなっています。

このように、男女ともに10歳代後半から20歳代の町外への転出が出生数の減少につながり、その母数の少ない若年層が再び町外に転出していくという、人口の増加・維持の観点からみた「負の循環」に陥っているのが現状と認識されます。

(2) 基本的視点

人口動向の現状認識を踏まえ、人口減少に歯止めをかけるための的確な施策を展開するには、今後、次の3つの基本的視点に立って取り組みを進めることが重要であると考えます。

基本的視点 1

「選択と集中」の考え方のもと、できることを着実に行う

人口減少対策として、社会減に対しては主に若年人口の減少を食い止め、町に活力を取り戻すことに注力します。また、働く世代が住み続けるためには、安心して働くことができる環境の構築が必要です。安心して働くことのできる環境の構築により、地域経済の活性化を図ることに注力します。

さらに、自然減に対しては、出産・子育て世代が安心して子どもを産み育て続けられる環境を整え、長期的な観点から、人口構造の若返りを図るための施策として推進します。

基本的視点 2

「住みたい町」として選ばれる町づくりを展開する

人口減少対策の根本は、「住み、家庭を築き、子どもを産み育てていく暮らしの場」として、「希望と魅力を感じることのできる町」であることと考えます。そのためには、若者世代が自らの希望に基づき結婚し、安心して子どもを産み、育てることができる環境があることが必要です。

本町は、どこへ行くにも適度な距離にある立地条件の良さや、豊かな自然、充実した福祉施策などがあることから、住みたい町として認知されるよう、町のプロモーションを強力に推進します。

基本的視点 3

デジタルの力を効果的に活用し、利便性と生活の質の向上を図り町民幸福度をあげる

高齢化率の高い本町において、老年世代になっても、自身が健康で快適な生活環境の中で暮らしながら、自らの知識や経験が周囲から必要とされ、日々の生活に生きがいを感じられる環境の実現が必要です。

また、若い世代にとっても、健康で快適な生活環境の中で働きながら日常生活を両立できる環境の実現が必要です。

両者にとって、住み続けたい町として選択されるように、デジタルの力を活用して快適な生活環境を整え、町民幸福度の向上につなげます。

(3) 目指すべき将来の方向

本町が目指すべき将来の方向として、次の5つの基本方針に基づき取り組みます。

雇 用

良質な雇用環境を創出し、安心して働けるようにする

交 流

南部町とつながり、ひとの流れを呼び込む

若者支援

結婚・出産・子育ての希望をかなえ、切れ目なく支援する

地域づくり

安心して暮らすことができる、魅力的な地域をつくる

計画の推進

デジタルの力を活用した社会課題解決と魅力の向上

2. 人口の将来展望

(1) 基本的考え方

本町における将来人口について、次の基本的な考え方に基づき、将来を展望するものとします。

【合計特殊出生率について】

- 国が示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の考え方を踏まえ、次の合計特殊出生率を想定します。
- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現することで、2030年には、国民希望出生率に準じて山梨県が算出した本町の希望出生率1.90（2014年度実施調査による算出）の達成を想定する。
- ・2060年に国全体で1億人程度の人口の確保を実現するため、2040年に合計特殊出生率2.07の達成を想定する。

【純移動率について】

- パターン1（社人研推計準拠）による純移動率のうち、「10～14歳→15～19歳」「15～19歳→20～24歳」を除く各年齢層について、次の純移動率を想定する。
- ・パターン1（社人研推計準拠）の2020年→2025年の純移動率に対し、2035年に転出超過を半減(マイナスを示す純移動率を半減)させ、2065年に転入・転出の均衡(純移動率 = 0)の達成を想定する。
- ・パターン1（社人研推計準拠）の純移動率のうち、転入超過を示す純移動率0以上の年齢層については、当該純移動率を用いる。

※なお、想定年次までの「合計特殊出生率」「純移動率」は、等差によって増加または減少するものとし、次の数値を想定します。

「合計特殊出生率」「純移動率」の想定

	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
合計特殊出生率	1.77000	1.90000	1.99000	2.07000	2.07000	2.07000	2.07000	2.07000	2.07000	2.07000

男	→2025年	→2030年	→2035年	→2040年	→2045年	→2050年	→2055年	→2060年	→2065年	→2070年
0～4歳 →5～9歳	0.03750	0.04164	0.04377	0.04515	0.04610	0.04619	0.04619	0.04619	0.04619	0.04619
5～9歳 →10～14歳	0.03244	0.03366	0.03395	0.03453	0.03481	0.03497	0.03497	0.03497	0.03497	0.03497
10～14歳 →15～19歳	-0.16269	-0.16342	-0.16375	-0.16387	-0.16400	-0.16416	-0.16416	-0.16416	-0.16416	-0.16416
15～19歳 →20～24歳	-0.26982	-0.27084	-0.27539	-0.27638	-0.27717	-0.27797	-0.27797	-0.27797	-0.27797	-0.27797
20～24歳 →25～29歳	-0.11797	-0.09438	-0.07078	-0.05899	-0.04719	-0.03539	-0.02360	-0.01180	0.00000	0.00000
25～29歳 →30～34歳	-0.10292	-0.08234	-0.06175	-0.05146	-0.04117	-0.03088	-0.02059	-0.01030	0.00000	0.00000
30～34歳 →35～39歳	-0.03451	-0.02761	-0.02071	-0.01726	-0.01381	-0.01036	-0.00691	-0.00346	0.00000	0.00000
35～39歳 →40～44歳	-0.05370	-0.04296	-0.03222	-0.02685	-0.02148	-0.01611	-0.01074	-0.00537	0.00000	0.00000
40～44歳 →45～49歳	-0.00955	0.00135	0.00474	0.00593	0.00764	0.00782	0.00782	0.00782	0.00782	0.00782
45～49歳 →50～54歳	-0.01175	-0.00940	-0.00705	-0.00588	-0.00470	-0.00353	-0.00235	-0.00118	0.00000	0.00000
50～54歳 →55～59歳	-0.00821	-0.00657	-0.00493	-0.00411	-0.00329	-0.00247	-0.00165	-0.00083	0.00000	0.00000
55～59歳 →60～64歳	0.00665	0.00635	0.00496	0.00419	0.00476	0.00518	0.00518	0.00518	0.00518	0.00518
60～64歳 →65～69歳	0.00165	0.00189	0.00317	0.00189	0.00125	0.00184	0.00184	0.00184	0.00184	0.00184
65～69歳 →70～74歳	0.00489	0.00556	0.00681	0.00804	0.00655	0.00593	0.00593	0.00593	0.00593	0.00593
70～74歳 →75～79歳	-0.00751	-0.00601	-0.00451	-0.00376	-0.00301	-0.00226	-0.00151	-0.00076	0.00000	0.00000
75～79歳 →80～84歳	-0.01859	-0.01487	-0.01115	-0.00930	-0.00744	-0.00558	-0.00372	-0.00186	0.00000	0.00000
80～84歳 →85～89歳	-0.00880	-0.00704	-0.00528	-0.00440	-0.00352	-0.00264	-0.00176	-0.00088	0.00000	0.00000
85～89歳 →90～94歳	-0.00250	-0.00200	-0.00150	-0.00125	-0.00100	-0.00075	-0.00050	-0.00025	0.00000	0.00000
90歳～ →95歳～	-0.01410	-0.01128	-0.00846	-0.00705	-0.00564	-0.00423	-0.00282	-0.00141	0.00000	0.00000

女	→2025年	→2030年	→2035年	→2040年	→2045年	→2050年	→2055年	→2060年	→2065年	→2070年
0～4歳 →5～9歳	-0.01470	-0.01176	-0.00882	-0.00735	-0.00588	-0.00441	-0.00294	-0.00147	0.00000	0.00000
5～9歳 →10～14歳	0.01253	0.01400	0.01424	0.01485	0.01512	0.01527	0.01527	0.01527	0.01527	0.01527
10～14歳 →15～19歳	-0.11431	-0.11548	-0.11598	-0.11605	-0.11627	-0.11651	-0.11651	-0.11651	-0.11651	-0.11651
15～19歳 →20～24歳	-0.41170	-0.41506	-0.41758	-0.41815	-0.41867	-0.41918	-0.41918	-0.41918	-0.41918	-0.41918
20～24歳 →25～29歳	-0.18391	-0.14713	-0.11035	-0.09196	-0.07357	-0.05518	-0.03679	-0.01840	0.00000	0.00000
25～29歳 →30～34歳	0.01088	0.00925	0.01210	0.01228	0.00752	0.00436	0.00436	0.00436	0.00436	0.00436
30～34歳 →35～39歳	-0.06873	-0.05498	-0.04124	-0.03437	-0.02749	-0.02062	-0.01375	-0.00688	0.00000	0.00000
35～39歳 →40～44歳	-0.02435	-0.01948	-0.01461	-0.01218	-0.00974	-0.00731	-0.00487	-0.00244	0.00000	0.00000
40～44歳 →45～49歳	0.00086	0.00058	0.00029	0.00000	0.00085	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100	0.00100
45～49歳 →50～54歳	-0.01630	-0.01304	-0.00978	-0.00815	-0.00652	-0.00489	-0.00326	-0.00163	0.00000	0.00000
50～54歳 →55～59歳	-0.01213	-0.00970	-0.00728	-0.00607	-0.00485	-0.00364	-0.00243	-0.00122	0.00000	0.00000
55～59歳 →60～64歳	-0.00205	-0.00164	-0.00123	-0.00103	-0.00082	-0.00062	-0.00041	-0.00021	0.00000	0.00000
60～64歳 →65～69歳	-0.00050	-0.00040	-0.00030	-0.00025	-0.00020	-0.00015	-0.00010	-0.00005	0.00000	0.00000
65～69歳 →70～74歳	-0.01672	-0.01338	-0.01003	-0.00836	-0.00669	-0.00502	-0.00335	-0.00168	0.00000	0.00000
70～74歳 →75～79歳	-0.00634	-0.00507	-0.00380	-0.00317	-0.00254	-0.00190	-0.00127	-0.00064	0.00000	0.00000
75～79歳 →80～84歳	-0.01949	-0.01559	-0.01169	-0.00975	-0.00780	-0.00585	-0.00390	-0.00195	0.00000	0.00000
80～84歳 →85～89歳	-0.03931	-0.03145	-0.02359	-0.01966	-0.01573	-0.01180	-0.00787	-0.00394	0.00000	0.00000
85～89歳 →90～94歳	-0.02892	-0.02314	-0.01735	-0.01446	-0.01157	-0.00868	-0.00579	-0.00290	0.00000	0.00000
90歳～ →95歳～	0.00352	0.00727	0.00566	0.00281	0.01059	0.00324	0.00324	0.00324	0.00324	0.00324

(2) 町の人口の推移と長期的な見通し

「(1) 基本的考え方」で想定した「合計特殊出生率」「純移動率」による推計結果は、次のとおりです。

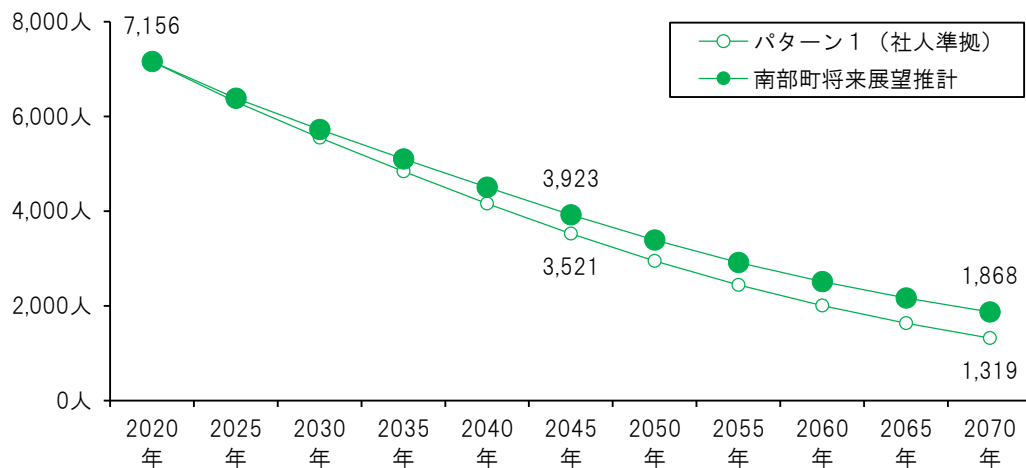
- ・総人口は、「合計特殊出生率＝1.99」「純移動率半減」を達成する2035年に5,103人となり、パターン1（社人研推計準拠）の4,838人と比較して265人、国全体で1億人規模を達成する令2060年に2,513人となり、パターン1（社人研推計準拠）の2,006人と比較して507人の増加が見込まれます。
- ・年少人口（0～14歳人口）の比率は、「合計特殊出生率」及び子育て層の転出抑制の効果により概ね8％を下回らない推移が見込まれます。
- ・生産年齢人口（15～64歳人口）の比率は、2065年に転入・転出の均衡（純移動率＝0）の達成まで転出超過を想定しているため漸減し、2035年には39.7％にまで低下、その後も減少傾向ではあるものの、30％台を維持することが見込まれます。
- ・老年人口（65歳以上人口）の比率は、引き続き上昇し、2045年には54.8％に達するものの、「合計特殊出生率」及び子育て層の転出抑制の効果によりその後は増加が抑制され、維持することが見込まれます。

(人)

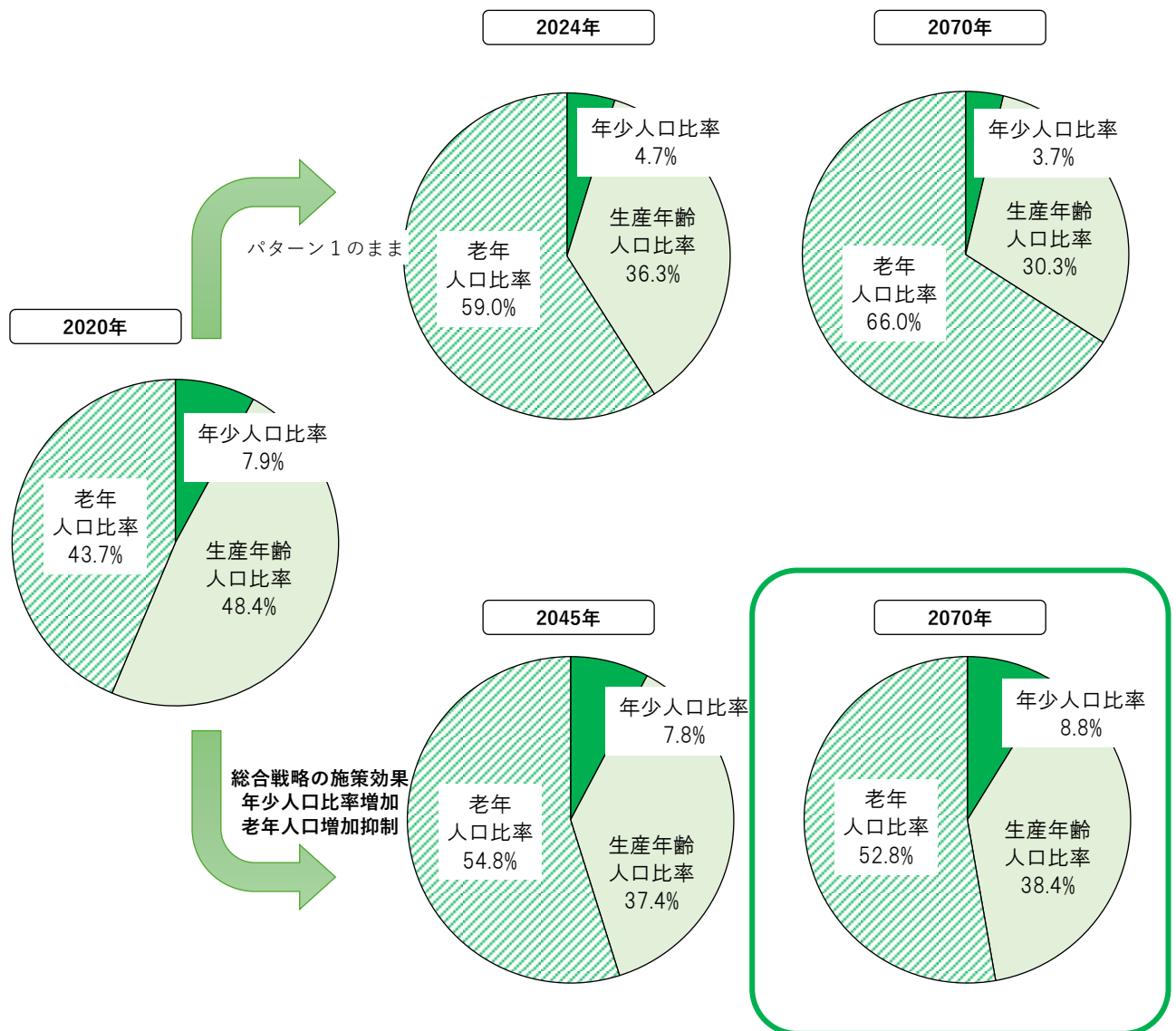
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総人口	7,156	6,385	5,721	5,103	4,502	3,923	3,386	2,915	2,513	2,168	1,868
総人口指数	100.0	89.2	79.9	71.3	62.9	54.8	47.3	40.7	35.1	30.3	26.1
0～14歳	568	492	439	416	351	305	267	236	205	183	165
15～64歳	3,464	2,866	2,417	2,024	1,723	1,466	1,232	1,055	922	818	717
65歳以上	3,124	3,027	2,865	2,663	2,428	2,152	1,887	1,624	1,386	1,167	986
75歳以上	1,645	1,717	1,834	1,823	1,686	1,511	1,332	1,152	1,013	866	726
年少人口比率	7.9%	7.7%	7.7%	8.1%	7.8%	7.8%	7.9%	8.1%	8.2%	8.4%	8.8%
生産年齢人口比率	48.4%	44.9%	42.2%	39.7%	38.3%	37.4%	36.4%	36.2%	36.7%	37.7%	38.4%
老年人口比率	43.7%	47.4%	50.1%	52.2%	53.9%	54.8%	55.7%	55.7%	55.2%	53.8%	52.8%
後期高齢者人口比率	23.0%	26.9%	32.1%	35.7%	37.5%	38.5%	39.3%	39.5%	40.3%	39.9%	38.8%

※小数第二位を四捨五入しているため、合計が100％にならないことがあります。

人口の長期的な見通し

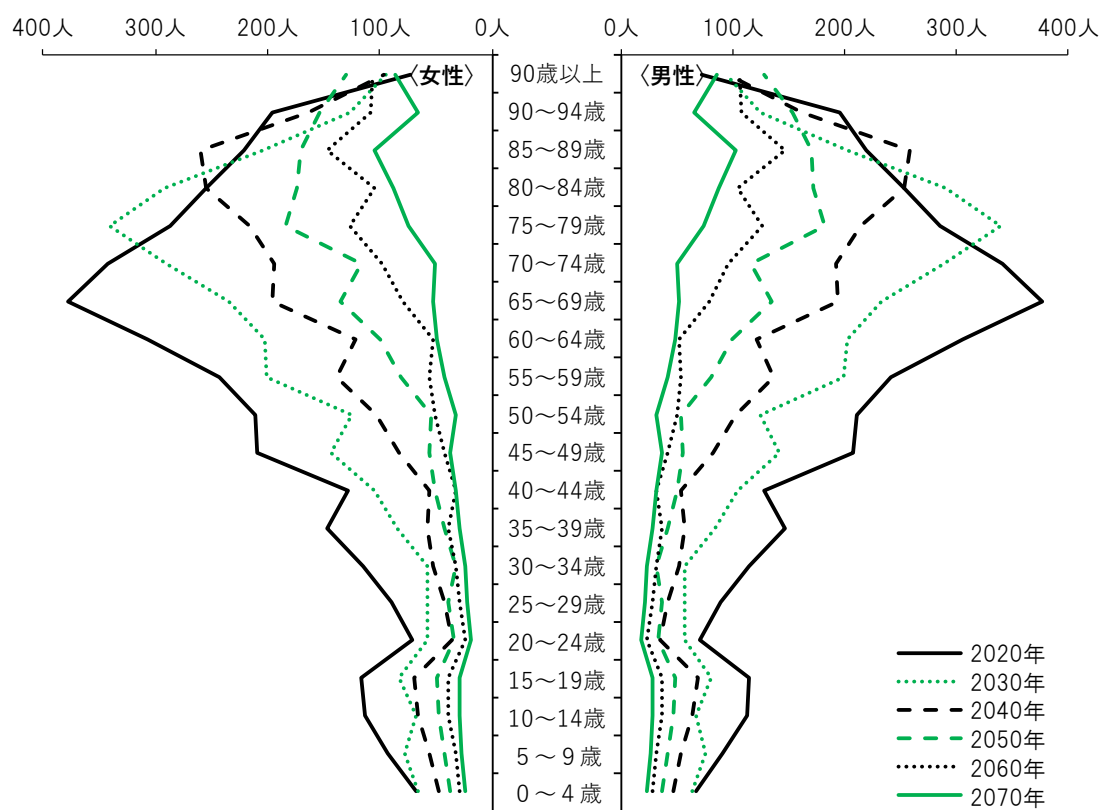


総合戦略の施策効果による年齢3区分別人口構成比の見通し



※小数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

< 2020年～2070年の推移 >



資料編

策定経過

諮問・答申

委員名簿・組織・要綱など